

自 平成25年 9 月 4 日
至 平成25年 9 月 25日 22日間

平成25年 第4回山ノ内町議会定例会会議録

平成25年第4回山ノ内町議会定例会会議録目次

ページ

○議事日程（第1号）（9月4日）	1
開 会	3
町長挨拶	4
開 議	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	6
報告第 7号 専決処分の報告について	7
専決第11号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について	7
専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定につ いて	7
報告第 8号 放棄した私債権の報告について	8
議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締 結について	9
議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）	9
議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9
議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9
議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	12
議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	12
認定第 1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について	13
認定第 2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	13
認定第 3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施 設勘定）歳入歳出決算の認定について	13
認定第 4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	13
認定第 5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	13
認定第 6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	13
認定第 7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	13
認定第 8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について	13

散 会	1 8
○議事日程（第2号）（9月9日）	
開 議	1 9
一般質問	2 0
黒 岩 浩 一 君	2 1
布施谷 裕 泉 君	3 7
西 宗 亮 君	4 9
田 中 篤 君	6 1
高 山 祐 一 君	7 3
散 会	8 2
○議事日程（第3号）（9月10日）	
開 議	8 3
一般質問	8 4
小根澤 弘 君	8 4
渡 辺 正 男 君	9 7
湯 本 市 蔵 君	1 0 9
望 月 貞 明 君	1 2 1
散 会	1 3 3
○議事日程（第4号）（9月11日）	
開 議	1 3 5
議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結について	1 3 7
議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）	1 3 7
議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	1 3 8
議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）	1 3 8
議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	1 3 9
議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 9
認定第 1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について	1 4 0
認定第 2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 0
認定第 3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施	

	設勘定) 歳入歳出決算の認定について……………	1 4 0
認定第 4号	平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 0
認定第 5号	平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 4 0
認定第 6号	平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 0
認定第 7号	平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 0
認定第 8号	平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について……………	1 4 0
	山ノ内町議会決算審査特別委員会の設置について……………	1 4 3
散 会	……………	1 4 7
○議事日程 (第5号) (9月25日) …………… 1 4 9		
開 議	……………	1 5 1
町長の報告事項	……………	1 5 1
議案第39号	一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について……………	1 5 2
議案第40号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 2
認定第 1号	平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 4
認定第 2号	平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 4
認定第 3号	平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計 (事業勘定・直営診療施設勘定) 歳入歳出決算の認定について……………	1 5 4
認定第 4号	平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	1 5 4
認定第 5号	平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 5 4
認定第 6号	平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 4
認定第 7号	平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 5 4
認定第 8号	平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について……………	1 5 4
議案第41号	ほなみ保育園改修工事 (建築) 変更請負契約の締結について……………	1 6 5
同意第 2号	山ノ内町教育委員会委員の任命について……………	1 6 8
請願第 2号	免税軽油制度の継続を求める請願書……………	1 6 9
陳情第 1号	生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳	

情書	171
発委第 4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について	173
発委第 5号 生活保護基準の引き下げきはしないことを求める意見書の提出について	174
発議第 2号 道州制導入に反対する意見書の提出について	176
総務常任委員会の閉会中の継続調査について	182
社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について	182
観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について	182
広報常任委員会の閉会中の継続調査について	182
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	182
閉 議	183
議長挨拶	183
町長挨拶	184
閉 会	185

第 1 号

平成25年第4回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第45号

平成25年9月4日（水） 山ノ内町役場議場に開く。

平成25年9月4日（水） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第7号 専決処分¹の報告について²
 - 専決第11号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 専決第12号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 4 報告第8号 放棄した私債権の報告について
 - 5 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結について
 - 6 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
 - 7 議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 8 議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 9 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
 - 10 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 12 認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 13 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 14 認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 15 認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 16 認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 17 認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 18 認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程と同じ

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒 岩 浩 一 君
2番	望 月 貞 明 君	10番	徳 竹 栄 子 君
3番	西 宗 亮 君	11番	湯 本 市 蔵 君
4番	田 中 篤 君	12番	小 渕 茂 昭 君
5番	布施谷 裕 泉 君	13番	山 本 一 二 三 君
6番	高 山 祐 一 君	14番	小 林 克 彦 君
7番	高 田 佳 久 君	15番	渡 辺 正 男 君
8番	山 本 良 一 君	16番	児 玉 信 治 君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	吉 池 寿 幸	議事係長	常 田 和 男
--------	---------	------	---------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹 節 義 孝 君	副 町 長	小 林 央 君
教育委員長	小野澤 昭 三 君	教 育 長	佐々木 正 明 君
会計管理者	須 田 紀 弘 君	総 務 課 長	内 田 茂 実 君
税 務 課 長	成 澤 満 君	健康福祉課長	河 野 雅 男 君
農 林 課 長	生 玉 一 克 君	観光商工課長	小 林 一 君
建設水道課長	渡 辺 千 春 君	教 育 次 長	大 井 良 元 君
消 防 課 長	松 橋 修 身 君	監 査 委 員	中 野 隆 夫 君

(午前10時00分)

議長(児玉信治君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

平成25年第4回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

7月に執行されました参議院選挙は自民党が圧勝し、連立を組む公明党の議席を合わせると過半数を大きく超え、参議院で野党が多数を占めたねじれ国会は解消されました。ねじれが続いてきたここ数年の国会で、巨大与党が誕生した影響は大きいと思います。政策決定にスピード感が期待できる一方、与党に対するチェック機能が不十分になるおそれもあり、一步間違えれば暴走を許すことになりかねません。いずれにしましても、政府与党はこの国が直面しているさまざまな課題や国民の声と謙虚に向き合い、多様な民意を酌み取る政治を行ってほしいと思います。

今回の選挙も1票の格差が是正されないまま執行されましたが、党利党略を優先し、議論を先送りで格差解消に本腰を入れようとする不自然な与野党の怠慢を感じます。選挙制度の改革にとどまらず、さまざまな政治改革に真正面から取り組まれることを期待したいと思います。

なお今回選挙においては、特に当町の投票率の低さが気になるところであります。選挙は民主主義の根幹です。選挙管理委員会等関係機関におかれましては、投票率の向上に向けたさらなる対策と取り組みをお願いしたいと思います。

さて、本定例会は平成24年度一般会計ほか7会計の決算認定を初め、補正予算、条例の制定、一部改正等の重要案件を審議する議会であります。とりわけ決算の認定は住民の代表として予算が適正執行されたかどうか審査するとともに、行政効果と費用対効果等を行政評価の観点から審査・審議する極めて重要な案件であります。住民視点に立ち、慎重にご審議いただくようお願いを申し上げます。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、全ての案件に対して十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け、格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても審議にご協力をいただき、円滑な議会運営が図られますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時04分)

議長(児玉信治君) ただいまの出席議員数は16名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成25年第4回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長(児玉信治君) 会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開会に当たり、地方自治法第121条の規定により、中野隆夫代表監査委員に出席

をいただいております。

次に、クールビズについて申し上げます。

6月定例会と同様に、本定例会もクールビズとし、ノーネクタイ、ノー上着を認めますのでご承知願います。

議長（児玉信治君） 町長から招集の挨拶がございます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めまして、おはようございます。

本日は、ここに平成25年第4回山ノ内町定例議会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ことしの夏は例年にない猛暑の連続する折、昨年7月、熊谷市長とのお約束で、今まで日本一暑いまちとして知られている熊谷市で70万人のにぎわう「うちわ祭り」に、志賀高原の天然の雪10トンと渋の温泉2トンをプレゼントし、余りの人気に地元テレビ、新聞、ラジオなどでも大々的に報道されるとともに、富岡熊谷市長、上田埼玉県知事からもお礼や感謝の言葉とともに「来年もぜひ…」との強い要望をいただくとともに、11月23日から24日、熊谷市物産展への農産物の出展依頼もあり、関係者と相談の結果、出展することとなりました。今後、熊谷市からの観光客の誘客とともに、農産物の販路を拡大し、双方の交流を深めてまいりたいと思っております。

7月28日山ノ内中学校、7月29日奥志賀高原森の音楽堂で2年ぶりに小澤コンサートが開催され、生徒や町内外の皆さんに小澤征爾さんの元気な指揮とスピーチに感動されました。元気な小澤さんのコンサートの模様や対談状況を広報「やまのうち」にて、町民の皆様にご紹介申し上げます。

その後、サイトウキネンフェスティバルにおいても元気で活躍されていることが報道され、音楽ファンや町民の皆さんが安心されるとともに、来年も多くの皆さんが当町でのコンサートを楽しみにしているところでございます。

5月2日、災害防災協定を結んだ柏崎市へ町区長会で視察で伺ったところですが、日常的な交流を深め、一朝有事に備えたいとの相互認識のもと、8月7日には、柏崎市から温泉とブルーベリーもぎとりツアーに市民150名の方が訪れていただき、また、10月20日から21日、自治協議会からのご来町も予定されています。

当町としても、海の柏崎へ町民の皆様にご参加いただけるツアーを企画し、さらなる相互交流を深めてまいりたいと思っております。

8月31日、台風15号で心配されましたが、町総合防災訓練を北小学校をメイン会場として開催しました。

とりわけ、自主防災の日常訓練とともに、ことしは1月1日から火災が多発し、3名の方が

亡くられるという残念なこととともに、当町の特徴として、ホテル・旅館が多い中、今後のホテル火災に備え、エアーマット、救助ロープを購入し、消防署と志賀高原分遣所へ2セット配置を予定しており、その活用を訓練に取り入れてみました。これから台風シーズンを迎え、消防団や自主防災組織のご協力をいただき、無災害とともに、予防、消防活動にも努めてまいります。

さらには、長年の懸案でありました防災拠点施設も3月の庁舎の竣工、活用につき、このたび訓練塔も完成し、来る9月8日、関係者をお招きし、竣工式を挙ります。町民のみならず、観光客の皆様にとっても、安心・安全なまちづくりに、ハード、ソフト面の防災拠点として活用してまいります。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、専決処分報告2件、放棄した私債権報告1件、消防関係の契約締結1件、平成25年度一般会計及び2特別会計の補正予算3件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、平成24年度一般会計及び6特別会計1事業会計の歳入歳出決算の認定8件の計17件でございます。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

開 議

議長（児玉信治君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（児玉信治君） 諸般の報告を行います。

最初に、請願、陳情の受理及び取り扱いについて申し上げます。

去る8月30日の議会運営委員会までに受理されました請願・陳情は、請願1件であります。会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いいたします。

次に、管外視察について申し上げます。

常任委員会の調査活動として実施しております管外視察調査につきましては、常任委員会ごとに所管する課長等と協議の上、11月末日までに実施されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（児玉信治君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により

4番 田 中 篤 君

5番 布施谷 裕 泉 君

6番 高山 祐一 君
を指名します。

2 会期の決定について

平成25年第4回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期22日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
9. 4	水	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第7号～第8号 議案第35号～第40号 上程、提案説明 認定第1号～第8号 上程、提案説明、監査報告
		全員協議会			本会議終了後
5	木	休 会			
6	金	休 会			
7	土	休 会			
8	日	休 会			
9	月	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
10	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
11	水	本 会 議	午前10時	午後5時	議案第35号～第38号 質疑、討論、採決 議案第39号～第40号 質疑、常任委員会付託 認定第1号～第8号 質疑、特別委員会付託
12	木	委 員 会	午前9時	午後5時	決算特別委員会
13	金	委 員 会	午前9時	午後5時	決算特別委員会
14	土	休 会			
15	日	休 会			
16	月	休 会			敬老の日
17	火	委 員 会	午前9時	午後5時	決算特別委員会

18	水	委員会	午前 9 時	午後 5 時	常任委員会
19	木	休 会			
20	金	議会運営 委員会	午後 2 時	午後 5 時	議会最終日日程審議
21	土	休 会			
22	日	休 会			
23	月	休 会			秋分の日
24	火	休 会			
25	水	本 会 議	午後 2 時	午後 5 時	常任委員会報告 特別委員会報告

議長（児玉信治君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日 9 月 4 日から 9 月 25 日までの 22 日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 9 月 4 日から 9 月 25 日までの 22 日間に決定しました。

3 報告第 7 号 専決処分の報告について

専決第 11 号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

専決第 12 号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（児玉信治君） 日程第 3 報告第 7 号 専決処分の報告について、専決第 11 号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について及び専決第 12 号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを一括上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第 7 号 専決処分の報告について。

専決第 11 号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について及び専決第 12 号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について一括ご報告申し上げます。

いずれの案件も、地方自治法第 180 条第 1 項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第 11 号の内容であります。公用車と軽自動車の接触事故であります。

発生日時は、平成 25 年 6 月 12 日午後 12 時 05 分ごろ、発生場所は大字平穩 4873 番地 2 先、町道湯田中夜間瀬線であります。

相手方の住所氏名は、大字平穩4873番地2、黒岩幸子であります。

和解日及び賠償金額は、平成25年7月12日、金額は10万464円であります。

以上につきまして、平成25年7月12日付で専決しましたので報告いたします。

専決第12号の内容であります。学校用務員が東小学校の教員住宅駐車場の草刈り作業中に、草刈り機による飛び石により、隣接宅地にありました軽自動車のサイドガラス1枚を破損した物損事故であります。

発生日時は、平成25年7月25日午前9時50分ごろであります。発生場所は、大字平穩3121番地2、教員住宅駐車場であります。

相手方の住所氏名であります。大字平穩3111番地3、丸山圭子であります。

和解日及び賠償金額であります。平成25年8月1日、金額は3万725円あります。

以上につきまして、平成25年8月1日付で専決しましたので、報告いたします。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第7号を報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 専決処分報告については、報告書のとおり受理することに決定いたしました。

4 報告第8号 放棄した私債権の報告について

議長（児玉信治君） 日程第4 報告第8号 放棄した私債権の報告についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第8号 放棄した私債権の報告について申し上げます。

私法上の原因に基づいて発生する金銭債権、いわゆる私債権の適切な管理を図るため、昨年12月に制定しました山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について債権放棄したものであります。

放棄した金額は1,611万8,380円、放棄の理由は、いずれも破産による免責であります。

細部につきましては、建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、報告のご受理をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号を報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 放棄した私債権の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

5 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結について

議長（児玉信治君） 日程第5 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、山ノ内町消防団に配備する小型動力消防ポンプ付軽積載車3台を購入するもので、1,338万7,500円にて長野市の株式会社小林ポンプ防災、代表取締役内川清友と売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、消防課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

消防課長。

消防課長（松橋修身君）〔議案に基づく補足説明〕

6 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）

7 議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

8 議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（児玉信治君） 日程第6 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）、日程第7 議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第8 議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）の以上3議案

を一括上程し、議題とします。

以上3議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)から議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第1号)までの3議案について一括ご提案申し上げます。

議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)について申し上げます。

今回の補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

第1表歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ3,340万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,883万9,000円とするものであります。

第2表地方債補正は、臨時財政対策債の限度額の変更によるものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。

地方交付税につきましては、8月に交付決定があり、保健福祉費の関係から基準財政需要額がふえ、また基準財政収入額が減ったことから増額となったことによる補正であります。

分担金及び負担金の分担金では、農林水産業費分担金として水路4、農道1カ所の改修事業分であります。

県支出金の県補助金では、須賀川地区で実施される集落再熟実施モデル地区支援事業と個別支援策としての経営体育成支援事業に係る補正であります。

寄附金では、学校教育費寄附金の補正であります。

繰入金の基金繰入金では、普通交付税補正の財源調整として、減債基金繰り入れをせず、さらに財政調整基金の繰り入れを減額したものであります。

また、ふるさと・水と土保全基金を農業振興費及びブランド農業推進費に充当し、財源とするものであります。

町債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより増額であります。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費の総務管理費では、一般管理費で友好交流協会補助金は、柏崎市に係る対応経費補助金の計上となります。

企画費の備品購入費では、情報管理の観点から前倒しして情報系パソコンの更新をするもので、シンクライアント25台購入に伴う増額補正であります。

防犯推進費では、防犯灯設置補助金の希望増により補助金の補正であります。

農林水産業費の農業振興費では、元気出せ活かせ遊休農地復活事業では、遊休荒廃農地解消に係る事業費の増により補助金の補正であります。

経営体育成支援事業では、歳入の県補助金に計上しておりますが、経営拡大等するために融

資を受けた個人等に、その融資残分を補助するものであります。

農業振興対策事業補助は、放射能剪定枝対策として導入される粉砕機、チップー導入事業に50%の補助分であります。

ブランド農業推進費では、玉村町、小牧市、熊谷市、所沢市などへのPR経費の増額補正であります。

ブランド農業生産振興対策事業では、町の宣伝やゆるキャラをプリントしたブドウ出荷袋の製作のための補正であります。

耕地事業費では、町単の水路等改修工事と夜間瀬かん排の各所改修を工事請負費に計上し、各区見回りでの要望対応として原材料費を増額補正、また町単土地改良の補償補填は、電柱の移転費用であります。

林業振興費では、林道坪入線に係る機械借上料を計上、工事請負費では、林道笠ヶ岳線の落雪防止シート設置費を計上、さらに原材料費には、林道高社南線の舗装材料を計上いたしました。

商工費の観光振興費では、委託料において冬の誘客に向けた宣伝費の増額補正をするものであります。

また、一の瀬地区でのイベント補助と秋に新規開催となるゲートボール大会開催の負担金計上であります。

観光施設費では、地獄谷野猿公苑への案内誘導看板整備に係る工事請負費を増額補正いたしました。

備品購入費では、発電機の購入費を計上しました。

負担金補助では、湯田中で建設中の公会堂隣接地に設置する公衆トイレに係る補助金計上であります。

土木費の道路橋梁費の道路維持費では、各区見回り結果等により工事請負費、原材料費の増額補正、公園費では、緑地公園ドッグラン増工事分の計上であります。

教育費の中学校費では、寄附金を財源とし、開校50周年記念式典用備品を購入するための補正であります。

社会教育費では、一の瀬シナノキの説明看板の修繕費を文化財保護費に計上、また保健体育費では、持ち運び可能なAEDリース代の補正であります。

続きまして、議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,277万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、基金繰入金を507万8,000円増額するものであります。

歳出の内容は、諸支出金のうち過年度国庫負担金等返還金を507万8,000円増額するものであ

ります。

議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ138万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,477万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、前年度繰越金138万3,000円の増額であります。

歳出の内容は、介護給付費に係る国庫負担金の精算に伴う返還金73万8,000円と支払基金交付金の精算に伴います返還金64万5,000円を増額するものであります。

細部につきましては、議案第36号を総務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

議案第36号について、総務課長。

総務課長（内田茂実君） 〔議案に基づく補足説明〕

9 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

10 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第9 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び日程第10 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について一括ご提案申し上げます。

本案は、国からの要請に伴う職員給与の減額措置にかかわるものであります。

具体的には、職員の給料について平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、平均で1.2%減額するものであります。

議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴いまして、緊急事態措置に伴う国・県や他市町村からの派遣職員に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するための本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、議案第39号を総務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

議案第39号について、総務課長。

総務課長（内田茂実君） [議案に基づく補足説明]

-
- 1 1 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 2 認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 3 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 1 4 認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 5 認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 6 認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 7 認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 8 認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（児玉信治君） 日程第11 認定第1号から日程第18 認定第8号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長吉池寿幸君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） 以上8議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの8件について、一括ご説明申し上げます。

認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

決算規模については、歳入総額61億6,534万5,184円、歳出総額58億3,303万1,653円であります。歳出の執行率は95.8%となりました。

形式収支では3億3,231万3,531円、翌年度への繰り越しすべき財源を差し引いた実質収支は3億2,425万7,531円で、いずれも黒字となり、実質収支では7.5%で前年度対比1.1ポイントの上昇となりました。

以下千円単位で申し上げます。

単年度収支は、前年度の実質収支額と比較いたしまして4,339万2,000円増加しております。それでは、歳入歳出について申し上げます。

歳入決算額は61億6,534万5,000円で、前年度に比べ4,707万4,000円、0.8%の減となりました。町税が減収になったほか、国の臨時交付金が終了となったことなどが主な減額要因であります。

町税では18億7,705万7,000円で、前年度に比べ1億3,899万5,000円、6.9%減の決算となりました。平成24年度が固定資産税評価額の見直し年度となったこと、また都市計画税を課税しなくなったことが減収の主な要因として挙げられます。また、徴収率については、現年度分が93.22%、前年度を1.66ポイント、滞納繰越分は9.79%で前年度を1.2ポイントともに上回りました。

次に、地方譲与税、交付金関係では、自動車重量譲与金、地方特例交付金などが減となり、総額では前年度に比べ1,795万7,000円、7.7%の減となりました。

地方交付税では21億1,779万6,000円で、前年度に比べ3,250万4,000円、1.5%の減となりました。その内訳といたしまして、普通交付税では、昨年度と比較し基準財政需要額が減となり、さらに基準財政収入額においても税収が減額したことから、5,434万7,000円、3.0%の増でありましたが、特別交付税では、豪雪による除排雪経費が昨年度は突出していたことから、昨年度に比べ8,685万1,000円、27.4%と大幅な減でありました。

分担金及び負担金では、昨年度で終了した農業活性化緊急基盤整備事業や戦略作物生産拡大基盤整備事業の影響により、前年度に比べ1,313万7,000円、15.3%の減となりました。

使用料及び手数料では、前年度に比べ123万6,000円、2.6%の減となりました。

国庫支出金では、農業活性化緊急基盤整備事業などの事業が前年度で終了したこと、町道除雪費補助が大きく減額されたことにより、前年度に比べ1億71万4,000円、26.6%減の2億7,736万1,000円となりました。

県支出金では、緊急雇用創出事業の減少、ふるさと雇用再生特別事業の終了などにより1,521万円、4.9%減の2億9,375万5,000円となりました。

財産収入では、基金利子の減などから251万8,000円、7.2%の減となりました。

寄附金では、一般寄附金の減などにより72万2,000円、1.2%の減となりました。

繰入金では、消防施設整備基金などからの繰り入れにより4,049万円、244.9%の大幅な増となりました。

繰越金では、2億8,899万5,000円となり、前年度に比べ2,521万5,000円、8.0%の減となりました。

諸収入では、前年度に比べ1,826万6,000円、11.5%の減となりました。

町債では、臨時財政対策債が前年度に比べ4,288万4,000円の増、過疎対策事業債が前年度に比べ1億1,370万円の増などにより総額6億8,388万4,000円となり、前年度対比2億7,898万4,000円、68.9%の増となりました。

続きまして、歳出について申し上げます。

歳出決算額は58億3,303万1,000円で、昨年度に比べ9,039万3,000円、1.5%の減となりました。

目的別に申し上げますと、議会費では、議員年金制度改正による共済負担が前年度是正されたことなどにより802万7,000円、8.4%の減となりました。

決算額は8,709万9,000円でありました。

総務費では、昨年度行った減債基金への大幅な積み立てなどがなかったため9,216万円、11.7%の減となり、決算額は6億9,729万1,000円となりました。

民生費では、後期高齢者医療費医療給付費負担金の減、子ども手当の支給額変更による減などから、前年度に比べ3,124万4,000円、2.5%の減となり、決算額は12億883万2,000円となりました。

衛生費では、新たに北信総合病院再構築負担金がありましたが、北信保健衛生施設組合公債費減などにより、前年度に比べ387万4,000円、0.9%の減となり、総額4億3,927万1,000円でありました。

農林水産業費では、耕地事業費の戦略作物生産基盤整備事業、農業活性化緊急基盤整備事業等が終了したことなどから、前年度に比べ7,964万円、25.1%の減となり、決算額は2億3,772万9,000円となりました。

商工費では、制度資金の保証料給付金の減などにより、前年度に比べ4,804万7,000円、13.0%の減となり、決算額は3億2,235万4,000円となりました。

土木費では、町道除雪費、道路新設改良費の減などにより、前年度に比べ4,436万8,000円、11.1%の減となり、決算額は3億5,487万8,000円となりました。

消防費では、消防署改築に係る第1期工事があったため、前年度に比べ2億7,080万円、61.9%の増となり、決算額は7億858万1,000円となりました。

教育費では、東小学校、美術館、給食センターなどの改修が前年度で終了したことから、前年度に比べ3,918万5,000円、9.0%の減となり、決算額では3億9,549万2,000円となりました。

災害復旧費では、農林業用施設や道路橋梁の復旧がありましたが、前年度に比べ154万4,000円、21.5%の減となり、決算額は562万6,000円となりました。

公債費は、前年度比14.7%減の5億6,121万2,000円となりました。

諸支出金は、国民健康保険会計への経営健全化に係る操出金、公共下水道特別会計への操出金の増などから、前年度に比べ8,352万円の増となり、決算額は8億1,466万6,000円となりました。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

以上、一般会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。

続きまして、認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

有線放送電話は、地域の情報、通信手段として信頼される情報システムづくりを進めるため、保守点検、維持修繕工事及び線路改修工事を行ってまいりました。

歳入決算額では3,840万7,626円、歳出決算額は3,179万5,602円で、歳入歳出差引額661万2,024円の黒字となりました。

認定第3号 平成24年度山ノ内国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について申し上げます。

事業勘定では、保険の加入状況は、前年度末に比べ世帯数では52世帯の減で2,532世帯、被保険者数では195人減の4,932人となりました。

歳入決算額は18億1,592万7,769円で、前年度に比べ2,824万970円、1.6%の増であり、歳出決算額は18億95万7,700円で、前年度に比べ1,907万3,528円、1.1%の増となりました。

歳入歳出差引額は1,497万69円であります。

歳入のうち国税収入総額は4億5,870万9,662円で、前年度に比べ2,659万4,505円、6.2%の増であり、現年度分の徴収率は94.7%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇しました。

歳出のうち保険給付費は10億8,683万7,794円で、前年度に比べ8,581万6,155円、7.3%の減となりました。

後期高齢者支援金は2億5,110万5,510円で、前年度に比べ2,709万4,553円、12.1%増加し、介護給付金は1億2,007万4,516円で、前年度に比べ464万2,577円、4.0%増加し、保健事業費では1,901万3,674円で、前年度に比べ71万1,298円、3.9%増加しました。

次に、施設勘定では、歳入決算額は13万3,704円、歳出決算額は13万3,187円、歳入歳出差引額517円となりました。

歳出の主な内容は、施設管理費と基金利子の積立金であります。

続きまして、認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億3,205万5,816円で、前年度に比べ872万2,366円、7.1%の増であり、歳出決算額は1億3,197万8,616円で、前年度に比べ878万2,866円、7.1%の増であり、歳入歳出差引額は7万7,200円あります。

歳入では保険料が8,812万4,300円、前年度と比べ666万8,300円、8.2%増加し、繰入金も4,375万5,616円で、前年度と比べて220万566円、5.3%の増あります。

歳出では広域連合納付金が1億3,053万8,170円で、前年度に比べ874万5,847円、7.2%の増となっております。

被保険者の状況は、前年度末に比べ22人増加し2,672人、保険料の収納率は現年滞納合計で99.9%となり、前年度に比べ0.5ポイント上昇しました。

認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます

す。

介護認定の状況につきましては、年度末現在で800人、前年度より50人の増であります。また、65歳以上の第1号被保険者数は4,711人で前年度より81人の増であります。

歳入決算額は14億9,922万1,456円、歳出決算額は14億8,579万8,564円で、歳入歳出差引額は1,342万2,892円であります。

審査支払手数料を除く保険給付状況は13億5,303万6,935円で、前年度に比べ7,850万8,648円、6.2%の増であります。介護保険計画との比較では8,960万7,000円、6.2%の減となりました。

また、地域包括支援センターで実施しました65歳以上の高齢者を対象とした介護予防であります。脳元気教室、ハッピー体操教室などの地域支援事業につきましては6,208万6,679円で、前年度に比べ7.3%の増となりました。

続きまして、認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は4億1,419万454円、歳出決算額は4億1,307万2,273円で、111万8,181円の黒字決算であります。

下水道事業では、平成24年度で下水道管渠にかかわる下水道台帳の整備が完了いたしました。続いて、認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億835万7,537円、歳出決算額は1億825万1,630円で、10万5,907円の黒字決算であります。

農業集落排水の平成24年度末の接続率は、西部で70.7%、須賀川地区では44.7%となっております。

認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について申し上げます。

税抜き決算で、総事業収益は3億3,954万2,800円、特別損失を含めた総事業費用は3億4,688万9,246円であり、734万6,446円の当年度純損失となりましたが、前年度繰越利益剰余金と相殺し、当年度末処分利益剰余金は96万9,485円となりました。

なお、各会計の決算については、認定第1号から第7号までは会計管理者、認定第8号を建設水道課長にそれぞれ補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（児玉信治君） これより議案ごとに補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。

また、説明は特に要点を整理し、簡潔明瞭に願います。

認定第1号から認定第7号までの7議案について、会計管理者。

会計管理者（須田紀弘君） [議案に基づく補足説明]

議長（児玉信治君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

(休 憩)

(午前 1 1 時 5 1 分)

(再 開)

(午後 1 時 0 0 分)

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（児玉信治君） 認定第 8 号について、補足説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） [議案に基づく補足説明]

議長（児玉信治君） ここで、中野代表監査委員から決算審査の報告を受けることにします。

中野代表監査委員、登壇。

(代表監査委員 中野隆夫君登壇)

代表監査委員（中野隆夫君） [平成24年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査
意見書に基づく報告]

議長（児玉信治君） 大変ご苦労さまでした。

監査委員による審査の結果は、全ての会計が適正であるとの報告でございました。

議長（児玉信治君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

大変ご苦労さまでございました。

(散 会)

(午後 1 時 4 5 分)

第 2 号

○ 議事日程(第2号)

1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり(16名)

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本 市蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小淵 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

○ 欠席議員次のとおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 吉池 寿幸 議事係長 常田 和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小林 央 君
教育委員長	小野澤 昭三 君	教育長	佐々木 正明 君
会計管理者	須田 紀弘 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	成澤 満 君	健康福祉課長	河野 雅男 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	小林 一 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	大井 良元 君
消防課長	松橋 修身 君	監査委員	中野 口夫 君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(児玉信治君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

会議に入る前に、竹節町長から発言を許可するよう申し出がありましたので、これを許可します。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めておはようございます。

一般質問の貴重な時間をおかりし、2点、報告申し上げたいと思います。

まず、1点目は、先週9月4日に文部科学省において、志賀高原ユネスコエコパークの移行エリアとして、従来の志賀高原エリアから全町拡大を了承いただき、11月にユネスコに申請いただくことになっております。ユネスコの審査を経て、来年7月には認定される見込みであります。また、9月17日、文部科学省日本のユネスコ事務局となっております横浜国立大学に伺うことになっておりますが、国内の認知度の向上、町挙げてのエコパークの取り組み、認定記念などを考え、来年、志賀高原で初めての全国エコパークサミット並びに国内初のアジアエコパークサミットの開催招致を提案してまいりたいと思っております。文部科学省ユネスコ担当責任者であります加藤国際統括官並びに横浜国立大学の松田教授らにはその旨を伝え面会予定であり、そのことを9月6日、長野県の山本環境部長にお話をし、部長からは9月17日の経過を含め、阿部知事とお会いし、報告と財政面含め県としての支援要請されるよう助言がありましたので、町としてその方向で進めてまいりたいと思っておりますので、とりあえず現況をご報告し、もう少し具体的にになりましたら、改めて議会にご説明申し上げたいと思います。

次に、2点目は、9月8日未明、2020年夏季オリンピックの東京開催が決定されたことは、マスコミ等でご承知のことと思いますが、改めて議会で2020年東京オリンピック開催決定の報告を申し上げます。

さきに県と長野県内の冬季オリンピック開催5市町村長で東京開催の応援アピールとともに、議会決議のご要請もいただき、山ノ内町議会として、東京開催招致決議をいただいたところで、あわせて、役場及び道の駅に町と議会名で懸垂幕、横断幕を作成し、掲示しました。今回、両幕を手直しし、開催決定内容に変更し、町民並びに秋の行楽期や冬のスキー客の皆様にごらんいただけるよう手配していきたく思っています。

以上2点の報告、よろしく願いいたします。

議長(児玉信治君) これより本日の会議を開きます。

1 一般質問

議長(児玉信治君) 本日は日程に従い、一般質問を行います。

質問時間は1人25分であります。質問時間終了の予告は、終了2分前と終了時に行います。また、質問は登壇して行っていただき、再質問は質問席で行ってください。

次に、理事者、管理職の皆さんにお願いします。質問に対する答弁は要旨を把握され、簡潔明瞭にお願いします。また、反問権の行使は再質問時に認めます。議員の質問に対し反問される場合は、必ず発言前に「反問します」と声をかけた上で反問してください。

本日の一般質問は5番まで行います。質問通告書の順序に従い質問を許します。

9番 黒岩浩一君の質問を認めます。

9番 黒岩浩一君、登壇。

(9番 黒岩浩一君登壇)

9番(黒岩浩一君) おはようございます。

時間節約のため、例のごとく、前置き抜きで質問に入ります。事前通告を朗読いたします。

1、町長の政治姿勢について。

(1) 受け身姿勢から能動姿勢へ転換を。(できるだけ、補助金行政から企画型行政へ) 町長に伺います。

2、教育問題について。

(1) 全国学力テストをどのように活用しているか。

(2) 保護者アンケート、また住民アンケートについて。

(イ) 質問項目設定について民間有識者等と相談したか。

(ロ) なぜ保護者アンケートのみを先行させたか。

(ハ) 保護者アンケートの分析結果は。

(ニ) 保護者アンケートと住民アンケートの結果が異なる場合、ウエートの置き方はどうするのか。

(3) 山中の学力の現状は(対全国、対県内、対近隣)。また、今後の伸長策は。

(4) いじめにめげない強さを児童・生徒に持たせるために、どんな教育をしているか。

以上、教育長及び教育委員長に伺います。

3、結婚奨励策について。

(1) 外国人女性との結婚は、現在町内で62人と意外に多いが、これを、今後の町の結婚奨励策の中にどう位置づけて考えるか。

(2) 行政は、結婚した外国人女性が町で暮らしやすいようにするために何をやっているか。今後何をするか。

以上、町長と総務課長に伺います。

4、サービスつき高齢者住宅について。

(1) 交通、買い物場所、地域への溶け込み、入居者勧誘、などにつき行政が支援できることは。

これは町長と健康福祉課長に伺います。

5、行政改革について。

(1) 現行の行革大綱実施計画の中で、一番注力している具体的なポイントは何か。

(2) 部落解放運動に関して、全国、県内の状況からしても、もはや行政の役割は終了したと考えるべきでは。

以上、町長と副町長に伺います。

以上であります。

再質問は質問席にてやります。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 黒岩浩一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の政治姿勢についてのお尋ねにつきましては、住民アンケートや地区懇談会のご意見、総合計画審議会の答申、議会議決をいただいた第5次総合計画や重点アクションプランを基本に、条例、規則、予算に基づき、安全・安心なまちづくり、観光や農業の振興による活性化、住民、議会、行政による協働のまちづくりに努めております。

民間企業と違い、行政は福祉や教育、産業振興など、住民生活の向上に町税、国・県の補助金、交付税など積極的に活用し、まちづくりに努めております。当然のことながら、人づくりは町づくり、ボトムアップもあればトップダウンもございますし、常に住民目線を大切に、心のこもった一言、一工夫、一行動に心がけたまちづくり住民サービスに努めております。

続きまして、2点目の教育問題について、4点のご質問につきましては、教育長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の結婚奨励について、2点のご質問をいただいておりますが、未婚化、晩婚化が進む状況ではありますが、かなりデリケートな部分を兼ね備えていると認識しております。晩婚や未婚者が多い中、町民、外国人にとらわれることなく、既婚者がふえることを望みます。

総務課長より補足の説明を申し上げます。

次に、4点目のサービスつき高齢者住宅についてのご質問ですが、サービスつき高齢者住宅は、町にとって有意義な施設となるものと期待しており、あいさつ文の協力もさせていただきましたが、事業者は民間企業でありますので、入居者の勧誘につきましては、民間で企業努力をお願いしたいと考えております。町として相談があれば、情報提供、可能な支援をしていきたいと思っております。

細部につきましては、健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、5点目の行政改革について、2点のご質問でございますが、副町長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、お願いします。

教育問題について1点目でございますが、全国学力テストをどのように活用しているかというご質問でございます。正式には、全国学力学習状況調査というものでございますが、本年度は4年ぶりに悉皆で全小・中学校の6年生と中学3年生が参加しております。

結果の活用でございますが、各校で考察して指導方法の改善に役立てていくということでございます。また、町としましては、学力問題検討委員会でデータを分析して、町の児童・生徒の学力や生活状況の改善を協議、検討していただくようになっております。

次に、アンケートの1点目のご質問であります。質問項目設定について、民間有識者と相談したかとの点でございますが、相談した経過はございません。

次に、なぜ保護者アンケートのみを先行させたのかのご質問でございます。

小学校教育により関心が高いと思われる今現在小学校に児童がいる保護者と今後小学校にかかわる保護者の意見を一般住民の皆さんと分けてご意見を伺うことがよいというふうに考えたものでございます。

次に、保護者アンケートの分析結果につきまして、9月4日の議会初日に全員協議会で説明した資料等のおりでございます。

次に、保護者アンケートと住民アンケートのウエートの置き方についてでございますが、これから両方のアンケート結果から総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） それでは、3番の結婚奨励策についてでございます。

まず、（1）の外国人女性との結婚は、現在町内で62人と意外に多いが、これを、今後の町の結婚奨励策の中にどう位置づけて考えるかのご質問でございますが、現在、社会福祉協議会に委託をしている結婚にかかわる事業では、外国人の方ということで分け隔てた対応はしておりません。

今後も、特化したものでなく、事業を推進してまいりたいと考えております。

また、管内6市町村の社会福祉協議会等でことし6月に結婚相談員連絡協議会を立ち上げていただいて、その協議会が12月に開催を予定している合同イベントなどへの活動支援、また、若者定住促進策を充実させ、住みたくなるようなまちづくりの事業の展開をしてまいりたいと考えております。

次に、（2）でございます。行政は、結婚した外国人女性が町で暮らしやすいようにするために何をやっているか。今後何をするかというご質問でございますが、平成23年度に外国人向けに韓国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、中国語、英語の6カ国語による「山ノ内町わたしの町の便利帳」を作成し、配布しております。この便利帳をもとに、家庭内で社会的なルールを話し合うきっかけにしてほしいと考えております。また、心配事、悩み事につきましては、地域福祉センターで毎月第2、第4金曜日で行っております心配事相談の活用、また、

直接役場においていただいで相談をしていただければと考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 4のサービスつき高齢者住宅についての（1）サービスつき高齢者住宅について。交通、買い物場所、地域への溶け込み、入居者勧誘、などにつき行政が支援できることはないかとのご質問でございますが、町内に計画をされておりますサービスつき高齢者向け住宅メディカル志賀は、湯田中駅から徒歩約3分の場所に位置し、食事3食つきで24時間生活相談サービスが受けられ、施設内にはバリアフリーの天然温泉やクリニックが併設される予定と聞いております。また、近くのつつみ住民活動センターでは、わくわく商店街が毎月第2、第4水曜日に開催をされておりますので、入居者の皆さんの買い物や地域の人たちとの交流になるものと思われまます。また、入居者勧誘につきましては、国のサービスつき高齢者向け住宅情報システムというものがございまして、これには全国のサービスつき高齢者向け住宅の登録状況が公開をされております。当該施設についても掲載をされておるところでございます。また、町ホームページへの有料バナー広告掲載も、町外向けPR方法の一つと思われまますので、事業者が入居者勧誘にご利用をいただければと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） 行政改革のご質問でございます。

現行の行政大綱実施計画の中で一番注力している具体的なポイントということでございます。

49項目ございまして、それぞれ重要だと思っております。項目によっては時間が非常にかかるものもございますし、進捗状況はそれぞれでございますが、今申し上げましたように、すべての49項目、それ以外にもございますけれども、そういったことの取り組みが重要と考えております。

特に意識しているポイントということでございますが、私としては、人材育成ということを考えておまして、人材育成は非常に時間がかかりまして、すぐにその結果が見えてこないものでございますが、じっくりと取り組んでまいりたいと思っております。具体的には、実際仕事を実施する中でいろいろな話し合いをする、そういった中での指導ですとか皆さんを集めての研修会、それから人事評価制度などの中で人材育成を進めてまいりたいと考えております。

部落解放運動に関して、もはや行政の役割は終了したのではないかというご質問でございます。

残念ながら、ずっと続けてきておるんですが、今なお長野県初め、全国で部落差別事件というものが発生しております。このような現状を認識いたしまして、これは日本独自といったものでございますが、日本が社会発展していく中で形成された社会問題であり、国としても国民の課題であるという認識を持って取り組んでいるものでございまして、町といたしましても、町民と一体となってまだまだ取り組みを進めていかなければならない項目だと考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 先ほどの答弁の中に答弁漏れがございましたので、佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 大変失礼いたしました。

黒岩浩一議員の教育問題の（3）でございます。山中の学力の現状についてのご質問でございます。

総合的な学力として、対全国、対県、対近隣と比較するものは持ち合わせておりません。しかし、本年行われました全国学力学習状況調査、あるいはNRT標準検査、また校内のテスト、また平常の授業での確かめの段階などを分析しまして、各学校で学力向上の取り組みをそれぞれしております。

今後、先ほど申し上げましたように、学力の検討委員会で各学校のデータ等いろいろ勘案しまして、協議をして学力の伸長を期していきたいというふうに思っています。

その4点目ですね、いじめにめげない強さを児童・生徒にどのように教育しているかのご質問でございます。

いじめ問題は、言うまでもなく、人権問題であります。人権教育が一番大事でございます。人権教育の立場からは、いじめにめげない強さをいじめられる児童・生徒に求めるのではなく、いじめを見逃さず、いじめをさせない、いじめをなくす、そういう教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 再質問の前ですけれども、先ほどの副町長のご答弁で、一番注力している具体的なポイントということについて、ちょっと肝心のところを聞き漏らした感じがあるんですが、要点をすみません、もう一回お願いします。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） どの部分かちょっとわからないですが、私は人材育成ということを申し上げますまして……

9番（黒岩浩一君） わかりました。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 再質問させていただきます。

1番の町長の政治姿勢の件で、町長のおっしゃることはよくわかりました。現在、いろいろなことに、民生関係等で国の補助金が主になっているような事業がたくさんございますし、おっしゃることはわかるんでございますけれども、最近感じますと、地域おこし協力隊だとか大学との連携だとか、いわば企画型の行政事業が少しふえている感じがあって、非常に喜ばしいと思っております。さらに一歩進めて、二、三お伺いしたいと思っておりますが、前にもお伺いしたけれども、明確なご回答を得られなかったもので、もう一回聞きます。

アフタースノーモンキーのイメージが見えてきたかどうか、その辺いかがでございましょう

か。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） まだ、やはり今、国内外で一番注目されている山ノ内町の観光資源というのはスノーモンキーでありまして、私どもは温泉とかスキーだとか果物とか、そして何よりもおもてなしの心、これが大切だと思っておりますけれども、今申し上げましたように、次の、アフターという部分では、先ほど申し上げました志賀高原ユネスコエコパーク、これを通していろいろなことをしていきたいなと思っておりますし、今、黒岩議員がおっしゃいましたように、地域おこし協力隊、要するにいかにして山ノ内町の中にそういう外部の皆さんにお越しいただき、そして町にある私たちがなかなか気がつかないような資源の掘り起こし、そしてこれらをいかに活用して国内外にアピールしていくかという、そして、それは地域住民も含めて一緒になって頑張っていくという、そういうことが極めて重要だろうと思っておりますので、どれ一つということではございませんけれども、いろいろな形でこれからもそれぞれ、先ほど申し上げましたように、住民、議会、行政が協働して積極的にまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 町長お得意の一客再来、千客万来とかおもてなしとかボトムアップとトップダウン両方だとか、こういう抽象的な言葉ではなくて、古来リーダーの最大の役割は構成員に将来のイメージと希望を持たせることであると、これはどういうリーダー論にも書いてあることですが、そういうリーダー論について町長はご関心はございませんでしょうか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 前も申し上げましたけれども、行政というのは、ある意味では住民にとって灯台の役割を果たしていかなければならないなと思っております。それは、ただ光を照らすだけではなくして、町にあるものを十分生かしたり、あるいは国の制度活用、あるいは他の市町村、あるいはよそですばらしいことがあれば、それを大いに導入しながら山ノ内にアレンジして取り組んでいく、そういったことも必要ではないかなと思っておりますので、これからもあらゆる角度で総合的にそれぞれ判断をしながら対応してまいりたいなというふうに思っております。

とかく、オンリーワンなんていうことを言われますけれども、オンリーワンだけがすべてではございません、行政の場合には。やはりオンリーワンもあれば、そうでないことも含めて総合的に対応していくということでございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） オンリーワンとか、そういうすりかえをしていただきたくないんでございますけれども、オンリーワンではなくて、たくさん重要なことがある中から、どういう優先順位をつけてやるかということを行っているんで、私はオンリーワンを何か言えと言っているわけではございません。

当町の場合、イメージづくりのキーワードは、若者と外国人と中高年、これがキーワードだと思うんですけども、若者については渋のモンハンですか、それからあちこちで、高原や下で大学生の合宿をやっておる、外国人については、近場のアジア人のスキーだとか台湾、中国の学生の修学旅行とか、それから最近出てきておるリンゴの輸出とか、中高年については、先ほどの町長答弁にもございましたメディカルタウン構想とか、芽吹きは出てきております。こういうものを総合して国内、海外に清新なイメージを膨らます方法はないものかと思えます。

先ほど、ユネスコエコパークという話が出ました。非常にいい点だと思いますけれども、このユネスコエコパークというのは、当町のイメージを持って、その手段として使うものであって、たまたま最近になって、20年も30年も出てきたMABの話がユネスコエコパークというネーミングでクローズアップされてきてというものを当町が改めて意識していると。これもそういえば、たまたまなんですけれども、それは手段の一つでございまして、何かそういう、国内、海外に清新でかつ具体的なイメージを膨らます方法はないものかと思えます。

先ほど申しましたように、芽吹きはいろいろ出てきておると。これをいま一つ進めて、何とかばちっとしたキャッチフレーズがないかと思えますけれども、その辺いかがでございましょうか、町長。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 我が山ノ内町は観光と農業を中心とした町でありまして、志賀高原を初めとして、私がよく使います、100億かけてもできないようなすばらしい自然。これは、100億というのは、100億がいいのか、1,000億というのは黒岩議員がよく言われますけれども、これはすばらしいという形容詞の一つでございまして、そういうすばらしい自然、これを大いに活用したり、おいしい農産物、温泉、これらを生かしていきたいなというふうに思っています。

ですから、先ほどアフタースノーモンキーというふうにおっしゃいましたけれども、これはもう40年も前にスノーモンキーというのは温泉に入る猿ということでアメリカの「ライフ」誌で取りざたされましたけれども、しかし、それがほとんど国内、国外でも、意外と認知が低くて、オリンピック前後から急に外国人を中心にして注目を集めてきたという、これをやはり大いに私どもインバウンドの中で活用させていただいておりますし、私自身が海外へインバウンドのトップセールスに行ったときには、スノーモンキーメイヤーという、そういう紹介をさせていただいております。そういう形が、そうすると、スノーモンキーは知っていると、どこにあるんだ、どうやって行けばいいんかということで非常に興味を持っていただけますので、山ノ内町長の竹節だということを言うよりも、そのほうがいいなと思って、私はそういうこともさせていただいておりますし、それぞれ今申し上げましたようなこと、これはやはり先ほど黒岩議員もお話になりましたけれども、私たちだけ、山ノ内町の皆さんの行政や観光業者だけでなくして、大学だとか国内外のいろいろな皆さんの英知もおかりしながら、いかにして効果的にPRして取り組みをしていくか。それはもう一つは、やはり人材育成であったり、地域の活性化にもなるというふうに思っておりますので、総合的にそういうことを、いろいろなことを

対応してまいりたいなというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 相変わらず100億円かけてもできない自然ということにこだわっていらっしゃるけれども、極めて貧弱な表現だと思います。ぜひ再考慮いただきたい。

それは別にしまして、先ほどの清新で具体的なイメージをどうしてつくるかという、これは例えば私だったら、今からでも町名変更を企画するんですけれども、町長は全くその気がおありにならないので、ご自分でお考えいただきたいと思います。また、五、六年前の信州大学の経済学部のゼミのグループのレポートがございますね。これなんかも改めて町長、副町長に読み直していただきたいと思います。

次に移ります。

中野市との合併を拒否した自立のためのマスタープランを作成してから、来年でちょうど10周年になります。作成時は助役として、その後は町長としてずっと中枢におられたのは竹節町長ただお一人なので、何点かお伺いしたいと思います。

このマスタープランは受け身のお仕着せ計画というか、決まった様式、総合計画とかそういうことではなくて、地方行政としては珍しく、先ほど申し上げました企画型の5から10年の長期展望なので、私は興味深く注目しておりました。私も公募委員として10カ月間作成にかかわったこともございますし、注目しているわけです。

それで、第4次総合計画の後期基本計画、これが平成18から22かな、それから第5次5カ年計画の前期基本計画、これは23年から27年、これと時期的に期間が重なるわけですが、こういうものと自立のためのマスタープランはこういう総合計画に関連してどういう位置づけになっていたのか、わかりやすくご説明をお願いします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 自立へのマスタープランにつきましては、若手職員を中心にしながら、私が企画の一応キャップという形でいろいろ策定にかかわらせていただきました。そのことを委員会の中で皆さんに審議、議論をしていただき、修正あるいはご提案をいただいたものを自立のマスタープランというふうに策定になりまして、そのことは第4次総合計画、そして現在の総合計画の中に十分生かし、実現できたものについて省いてございますけれども、反映しやっ

ていただいております。先ほどからいろいろ黒岩議員のお話をお聞きしていると、先ほどよくよく申し上げましたけれども、ぜひ議員という立場で心のこもった一言、一工夫、一行動、これをぜひお願いしたいなと思っています。余り他人事のような形でいろいろな言葉尻、行動、いろいろなことだけで捉えることでなくして、ぜひ積極的にそういう、先ほども住民、議会、行政が一体となった取り組みが大変重要だというふうに第5次総合計画の基本には入っておりますので、よろしく

お願いしたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） やや反問的な答弁でございますけれども、私は基本的に三権分立の国政とは違いまして、地方の場合は議会と行政しかない。したがって、その議会が基本的には野党的な立場に立たなければ、バランスがとれないというスタンスであります。ですから、行政が憎くてやっているわけではなくて、そういう見地から野党的なことも言いますが、おわかりいただきたいと思います。

それから、マスタープランについては、位置づけということになると、そのマスタープランを総合基本計画の中に反映しておるということでございますけれども、ちょっと私もこの前、マスタープランを読み返してみたんでございますけれども、マスタープランの前文、これは、理念は、改革、創造、躍進、これが理念でございますけれども。これが十分生きているかどうか。それから、具体的なことで、職員数と人件費の削減、これについては合格点というか、マスタープランの予定を上回ってやっております。それから、財政指標については、扱っている指標の種類が違っているので、正確には把握できなかったけれども、想定以上の、指標は合格点ではないかと思っておりますけれども、町税収入減を国の支援でカバーしているという形の合格点ではないかと思っております。それから、人口推移の想定は、これは想定内でございますけれども、小学校の人員は想定以上であったと。

一方、進んでいないのは、ざっと見たところでは、行政の意識改革と産業の活性化の2点です。産業の活性化については問題が大きくて、ほかでもいろいろ議論がございますから、ここでは行政の意識改革のことだけ申しますと、役場内でなべぶた型組織、スタッフ型とその片仮名職名等を導入したわけで、マスタープランによって導入したわけでございますけれども、簡単に翌年、ライン型に逆戻りしております。これについてはなぜか、町長にもう一回お伺いいたします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 私自身、助役という立場で自立のマスタープランをつくるときに大課制、それから各セクションにつきましては、課長・部長制を引きまして、その中はスタッフ制という形で、みんなで協力してやるという、そういう手法をとらせていただきました。そういう中で、町長になったときに管理職会議、あるいは職員の皆さんといろいろ話をしましたら、せっかく町長が助役のときにつくったんだけれども、やはりいつまでもこれをやるよりも、もう少し近隣市町村、県のいろいろな組織、そういったことを見ますと、部長制を引いているのは山ノ内町だけ、それからスタッフ制を引いているのは小布施町のみ、こういったことでありまして、なかなかなじまないと。できれば、住民の皆さん、それから当時の議会の皆さんのほうからもそのことについて、どうも統括責任者だとか、そういうことはだめだから、もう少し議会のときに行ったり、あるいは町のほうへ行ったりしたときにわかりやすいようにしたらどうだということで、町の内部でいろいろ検討した結果、現在のように、例えば総務課が、総務、税務、消防が一つでございましたけれども、それをやはり分けさせてほしいということがございまして、

観光と農林が一つでありましたけれども、これも分けさせてもらえないかという職員からの提案がございましたので、やはり職員がやりやすいこと、住民がわかりやすい行政組織、そういった意味では、職員が意気を感じて仕事に対応できる、いろいろなことを判断いたしまして、私が町長になって1年でそういうことをもう一回見直しさせていただいてやりました。

ただ、それですべてがいくんだよということではなく、また必要、あるいは時代の流れ、住民要望、あるいは議会の要望、いろいろなことを含めて、当然時々に見直ししていくということでやってございますけれども、特にその後それに対して強い改革、組織の再編の要望がございませんので、現在のところ現在の組織で推移してございますので、これは必要によってまた当然、助役をキャップとした行政改革の推進組織が庁内でございますので、そういったことの見方も踏まえたりしながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 私も大きな組織にいましたので、組織というものは本当にできるのであれば、世の中の流れに対応するためには朝令暮改であって構わないと基本的には思っております。しかしながら、この場合は1年前にマスタープランをつくったときの中心人物の1人であったはずの町長がそういうことをお感じだったら、なぜそのとき、作成のとき言われなかったのかということ、それが一つと、それともう一つ、なべぶた、スタッフ組織であるとか片仮名職名、それをやらないのは、僕はそういう形式もあると思うんですがございますけれども、そのために、続けなかったために職員の意識改革がおくれたのではないかと。例えばいろいろ役職というのは、基本的には職場の中での職務分担というふうを考えるべきだと思うんですが、そうではなくて、階級みたいに考えられると、その2つがちょっと疑問なんでございますが、いかがでございましょうか、町長。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 当時、職員との懇談会の中でいろいろ意見を聞いて、それが自立になったときにいいんだろうということで、職員自身が提案をいただいて、それを私は自立のマスタープランの策定委員会のほうへご提案申し上げてきたところでございますけれども、それを実際にやっていった中で、職員のほうから、これは見直したほうがいい、住民の皆さんもわかりづらいうことで、実際にやった経験を踏まえて、そしてそれぞれの皆さんのご意見を踏まえてそういう組織にやったわけでございますので、自分でやったから直すということは、自分の顔につばを吐くようなことかもしれませんけれども、しかし、そのときにそういう形が望ましいという、そういったご意見を尊重してやっていましたし、今の現在体制もそういうふうにさせていただきました。

また、先ほど大変失礼しましたけれども、現在、助役を中心にした町の職員による行政改革の組織と言いましたけれども、副町長によるそういう組織でございますので、訂正させていただきます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） もう一つだけ伺います。

そのマスタープランの中に既にP D C A方式による事業の行政評価ということが書いてございますけれども、これを実施されている副町長としては、自分の思うようにまた、マスタープランで意図したように進んでいるとお考えですか。副町長に伺います。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） マスタープランをきちんと読んでおりません。申しわけございません。

ただ、今お二人がご議論しているように、組織は実際に仕事を行う上での形式でございます。やりやすいように組織をどんどん変えればいい。ただ、そう簡単どころどころ変えますと、これはこれでまた支障が出てくるというものでございます。私も実際キャップとなっておりますが、まだ組織をどう変えるかというところまでは考えが及んでおりませんで、まことに進んでいないところは申しわけないと思っておりますが、組織について私が見ていて気になるところは相当ございますが、やはり職員のやる気、そういったことを重点に、これはやっていきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 副町長にお伺いしたのはもう一つ、P D C A方式による事業評価ですね、これが十分に進んでいるかどうかについての所見をお伺いしたかったわけですが。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） 前も申し上げました。P D C Aとの関連でございますが、私はCから入っていきたいということございまして、とりあえず今やっていることを見直してみましようよというところございまして、そこはまたこれも申しわけないところでございますけれども、実際職場に入って何をやって何をやめましようといったところまではまだ手がついていない状況でございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） わかりました。

最後ですけれども、6月議会で海外のトップセールスに英語が堪能な副町長の活用を提案して、そのときは答弁を特に要求しませんでしたけれども、いかがでございましょうか、町長。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 具体的にまだそういうことについて、今までの経過でいきますと、県のほうから知事がこういうところに行くし、あるいは観光団体のほうからこういうところに行くからどうという要請をいただいたり、また、必要によってうちのほうでここに行ったほうがいいだろうというときにそういうことを判断しておりますので、それらも含めて、今までも、例えば畔上副町長のときに畔上副町長に香港に行っていたりしてもございますし、すべて私が行くということではございませんので、これからも必要都度、2人で判断して対応してまいりたいと思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） ぜひ機会があれば、せっかくの戦力をご活用いただきたいと思います。

教育問題に移りますが、先ほどの教育長の答弁で、学力テストの活用を各学校でいろいろ検討して活用しておるといってお話でございましたけれども、6月議会で私、町内の4小学校長に他校のデータもすべて配付して自校と比較できるようにしてあるのかどうかということを教育長にお伺いしたとき、そのときはまだ把握していないということでもございましたけれども、いかがでございましょうか、その後調査いただけましたでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） お答え申し上げます。

この比較ということをもって、それぞれの学校で我が校はこうだからと、そういうことではなくて、山ノ内町全体、そしてまた一人ひとりの子供に応じた指導方法、あるいはクラスの、あるいは自分自身、担任や教科担任の指導に生かしていくというものが大事だというふうと考えております。その比較ということをもって、それぞれの学校の危機感を出して学力向上にという考えは私も持っておりません。

しかしながら、先ほど申し上げました学力検討委員会、ここではそれぞれの学校のデータといますか、傾向性といいますか、そういうものをその学力検討委員会の中では当然、資料として検討していただくというふうになっておりますので、各学校の校長のほうもその辺はわかってくるのではないかなというふうに思います。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 確認したいんですが、学力検討委員会というのは、各学校の中でございませうか、全町を横断してでございましょうか。再確認させてください。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 私が今申し上げました学力検討委員会というのは、町の教育委員会での学力検討委員会。つまり、委員ですね、各学校から選ばれた委員さん。もちろん管理職も一部含まれております。そういう規則にのっとった学力検討委員会でございます。また、各学校においても、研究主任、教頭、校長はもちろんでありますが、そういうものを組織した全体での学力をどう伸ばしていくか、我がクラスはどうなのかというようなことについても、当然それは検討して、それぞれの学校の学力を高めるということについては、算数、国語だけではなくて、それぞれ、さまざまな意味の学力を向上させるにはどうしたらいいかということについては、日々、校長を中心に検討していただいているというふうに私は思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） また再確認させていただきたいんですけれども、そうしますと、学力検討委員会に全町のデータを配っているということであれば、各学校では一応、自分の学校が町内でどういうポジションにあるかということはおわかってはいるはずだということになりますか。確認してください。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） そのポジションという意味が、偏差値ですとか、あるいは正答率ですとか順位ですとか、そういうふうになりますと、ちょっと私としては本意ではございませんけれども、そういうものも含めてそれぞれの学校のものは、校長は把握できるというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 私がこういうことを申しますのは、全く健全な競争の喚起という観点からでございます、これについては後ほどまた申し上げます。

それから、保護者アンケートと住民アンケートのウエートの置き方ということについて、これは総合的に検討するという先ほどのご回答でよくわかるんですが、6月議会で望月議員がこの点、非常に明確に質問されているんですが、そのとき教育長の答弁は、あくまでも子供を中心に考えてというような答弁で、速記録も持ってきてございますけれども、非常にはっきりしませんでした。今のご回答で、要するに、特にウエートを置くのではなくて、総合的に検討するんだというふうに解釈してよろしいかと思いますが、それでよろしいですか、教育長。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 黒岩議員が今申されましたように、あくまでも子供たちのための教育でございます。そして、それを取り巻く保護者、地域、そういうものの意見という、そういうものを総合的に判断していくというのがスタンスでございます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） アンケートの結果はこの前、全協で資料をいただきまして、議員それぞれ、私もそうでございますけれども、非常にその分量が多いんで、今、読みながら分析しているところでございます。

ただ、アンケート結果はさすがに保護者の真剣さが伝わってくる内容でございます。今後の地域住民アンケートとあわせて十分分析をする必要があるということは全く同感でございます。ただし、いま一つ、もっと大事なことを忘れていただきたくないと。それは、今まで欠けていた4小の特質の分析、それぞれどの点がすぐれて、どの点が不十分かというこの分析をして、それを踏まえた上での本質的な教育論、つまり教育の質を高めるにはどうしたらいいのかという、その論議、これが欠けていたわけです。

3月議会で条例否決したわけでございますけれども、これはアンケートのための時間稼ぎではなくて、本質的な教育論を深めながら、それに沿って4小というシステムをどう考えていこうかという趣旨であったこと、これはご理解いただいていますでしょうか、教育長。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 3月議会で否決されたということについては、私どもの提案したものについて、社会文教委員会の中でメンバーの変更等についてご意見をいただきまして、それで社会文教委員会のほうでは、そのメンバーの変更について提案されました。それが否決。そ

してまた、全体の中で原案についてどうなのかという点についても、これも否決ということでありますので、そんなふうに理解しております。

それで、ただいま申されました本質的な議論と、これはもちろんそうでございます。しかし、今、子供たちを取り巻く環境がどんどん変わってきている。そして、少子化の中でどうしたらいいかと。これはまず教育の本質をしっかり論議して、それからやるべきだという、そういう順番ではなくて、一緒にやっていくことが私は大事かというふうに思われます。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） おっしゃるとおりです。一緒にやっついていかななくてはいけないけれども、その本質的な教育論がどういうふうに進んでいるかということについては、まだ何も発表がございません。アンケートの発表はございましたけれども。それで私は申し上げたわけです。

教育の質と申し上げましたけれども、この教育の質の三大要素は、これはいろいろ物の本に書いてあることでございますが、三大要素とは、一つはカリキュラムの質、つまり何を教えるかということ。2番目は教員の質、つまりどのようにして教えるか。3番目はスクールマネジメント、つまり現実に発生する問題、いじめもそうであれば、学力問題もそうですけれども、それに対する感受性とそれを迅速に解決するシステムの用意、これがスクールマネジメント。これが教育の質の三大要素であるを書いてございますけれども、その点については教育長、いかがでございますでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） お答え申し上げます。

私は、まずカリキュラムにつきましては、日本全国の子供たちが機会均等の教育を受けられるように学習指導要領で決められておりますから、そのまず基本はやはり学習指導要領であると思います。そして、その学習指導要領に決められた学力をその学年でしっかりつけるために、いつも申し上げておりますが、教える側の研修をしっかり高めまして、教員の質を高めていくということはもちろんでございます。それから、校長を中心とした学校の中で子供たちのためにみんなで一生懸命、そしていろいろなことを考えながら先生方が切磋琢磨し、いろいろ考えて子供たちのために日々を過ごしていくということが大事かと思っておりますので、3つだけというふうに限られますと、ちょっとわかりませんが、今、黒岩議員がおっしゃられたことは納得できるところでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 私の指摘した3点、納得できるんだったら、それは納得できるとご回答いただければ結構で、それから、学習指導要領などは、カリキュラムの質というところに入っております。

では、当町の場合、教育の質を上げるためには、今すぐ具体的に何を検討すべきか、先ほどおっしゃったように、時間がない。これを何を検討すべきか、できるかを突き詰めて整理すれ

ば、そんなに複雑なことではないと思います。これも3つに絞ると、時代おくれの法律規制の丸のみで4校統合案が出てきたわけですが、これは選択される手段の一つであって、これは目的ではないわけです。

それを別にして3つに絞りますと、一つは、1学年の複数学級というのは、どうしても必要なかどうか。それで、2番目はグラス・スミス曲線ですね。少人数のほうが学力伸長面では有利であると。これは当町の場合にも当てはまるのかどうかという、これが2つ目。3番目は、連学年複式学級、これはどうしても避けるべきなのかどうか。これが具体的にまず検討すべき3つだと思いますけれども、この辺については教育長のご意見はいかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 今さまざまなことをおっしゃられましたけれども、時代おくれの法律というふうに申されましたけれども、それはちょっと私は当たらないのではないかなと。それがすべてではないというふうに思います。かえって、私はそれではどうしたらいいのかということをお返しいくらいでございます。

時代おくれということですが、やはり法は法ということではありますが、しかし、その法というものは時代とともに変遷していくものだ。前にもお答えしましたように、それは昭和四十何年になってから、またいろいろ少子化の中で変えられました。ですので、私どもはそのことだけを後ろ盾にしてやっているわけではございません。山ノ内町の子供たち、少子化がどんどん進んでいくと。前にも申し上げましたが、平成31年度に1年生に入学する子供、昨年度出生した子供は56名という少子化がどんどん進んできております。一時に比べると10分の1でございます。そういう中で次代を担うグローバルなところに自分の身を置く、そういう子供たちが胸を張って、自信を持って、自尊心を持ちながら生活できる、社会に生きる、そして山ノ内町をまた育てる、そういう子供たちを育てるために、私どもはやはり集団の中で子供たちが一緒になってさまざまなことを切磋琢磨して学習していく、そういうことが大事だということで提案申し上げてございますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 僕は法学部ではないんですが、法学部を出た友達に聞いたんですけれども、法学部の学生が大学でまず教わることは、悪法もまた法であるということらしいです。ですから、時代おくれであるということについて今、反論がございましたけれども、行政は非常に都合よく解釈することがある。例えば法律に書いてございました複数学級が望ましいというようなことが書いてあるけれども、現実、1学年単数学級というのは当町でも極めて多い。それから、後のほうで申し上げようと思ったんですけども、きょうは時間がないんですが、例えば部落問題についても、時限立法を、時限が切れても、地方の実情に応じては、まだ事実上続けているところがあるというふうに、法律を時勢に合わせて適当に解釈する機会が多いわけです。

したがって、時代おくれという言い方がお気に触ったのかもしれませんが、そう

いう意味で、私は時代おくれという言い方がまずければ、情勢が変わったのに、まだ法律の精神及び法律の適用の仕方が変わっていないのはおかしいのではないかという意味で申し上げたわけでございます。

以上。

それから、山中の学力の現状ということに関連して申し上げたいんですけども、当町の小学校、それから中学校、これの学力テストの平均は、県平均と全国平均と比べてどの位置にあるのか。これはもう数字を比べれば簡単に出てくるはずでございますが、その点についてはいかがでございましょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） お答え申し上げます。

この全国学力学習状況調査の実施の前提は、それぞれ市町村はそれぞれの学校の一つ一つの結果について公表はしないという前提で行っておりますので、ここでは公表することは控えておきたいと思っております。しかしながら、全国的に、あるいは全県的にも、A問題、基礎学力の問題とB問題の応用、活用、そちらのほうを比べてみますと、やはり当町でも同じような傾向が言えるのではないかというふうに私は思っております。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 文部科学省の方針で、都道府県が市町村別のデータを公表しないと、それから市町村が学校別データを公表しないということを勧告している、これは新聞にも書いておりますし、承知しておりますけれども、一部の自治体は公表を要望していますですね。ですから、いろいろな意見もございます。これは、一般に公表しなくても、学校だとか教員には公表しなければ、教育方法の改善の目標が立たないのではないか。その辺についてはいかがでございましょうか、教育長。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） さまざまな自治体では、いろいろな首長さんのご意見ですとか教育委員さんのご意見があることは、私も存じ上げております。学校では、その学校の、あるいは個人の、一人ひとりの担任は一人ひとりの子供たちの弱点ですとか、どんな回答をしたのかということ、もちろん把握はしております。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 私の知りたいポイントに対する回答にはなっていないんでございますけれども、公表しないというのは、例えば一時ございました運動会の駆けっこで順位がつかないように、手をつないでゴールするという、こういう悪平等なやり方の踏襲ではないかという気がするんでございますけれども、その辺いかがでございましょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 運動会の駆けっここと今回の学力とは若干私は違うというふうに私は思

っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、9番 黒岩浩一君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 着席願います。

5番 布施谷裕泉君の質問を認めます。

5番 布施谷裕泉君、登壇。

（5番 布施谷裕泉君登壇）

5番（布施谷裕泉君） まずは、2020年オリンピック開催都市決定、おめでとうございます。これにつきましては、冒頭で町長からもご報告がございました。被災地復興を果たすために、スポーツの力をという訴えが、それとおもてなしの心ということが福島の懸念を上回ってIOC委員の胸に響いた結果だと思えます。

いよいよ7年後の開催に向けてひた走ることになります。景気回復の大きな原動力となってくれることも大いに期待したいところであります。

安倍総理は招致スピーチにおきまして、福島は完全にコントロールされている、全く問題なしということを強調されておりました。本当にそうでしょうか。実態は問題山積のはずです。第一原発もメルトダウンしたまま手をつけられずにいる第1、2、3号機廃炉への道筋、そして、一部は海へ流れ出ている汚染水問題、まさに待ったなしであります。

ここに至った経緯の責任は、東電の無責任経営体質と危機感を欠いた政府の対応にあります。遅まきながら、汚染水対策に国費投入を決めた今、子ども・被災者支援法案の見直しも含めて、真に被災者の求めることに本腰を入れて取り組んでほしいところでございます。また、原発に依存しないエネルギー政策を支持する議会の一つとして、次代を注視し、かつ自分たちでできる自然エネルギーとのかかわりをふやしていく取り組みの必要性を改めて感じている次第でございます。

それでは、通告書に若干の説明をつけ加えて朗読いたします。

1、子育て支援について。

（1）保育支援の取り組みをどのように進めるか。

①要支援園児の実情と対応は。

この要支援園児とは、発達障害の子供とちょっと気になる子供を含めて使わせてもらっております。

児童・生徒の発達障害については、これまで西議員ほか何人かの議員が取り上げておりますので、今回は保育園児に焦点を当てて質問をさせていただきたいと思えます。

この6月、社会文教常任委員会の管内視察で、町内4保育園の視察をさせていただきました。その際、保育の実情と課題について話を伺う中で、複数の園長先生から特に配慮を要する子供たちについて指摘がございました。いわゆる手をかけなければならない子供たちということで

すが、最近、目立ってふえてきているということです。このことは全国的な課題でもある中で、当町保育園における要支援児の実情とその対応についてお聞かせください。

②児童福祉施設最低基準、1歳児の見直しの必要性はないか。

これは、保育における配置基準に対して、その見直しの必要性についての見解をお聞きしたいと思います。中でも、ひときわ手のかかる1歳児について、保育の充実を維持するためにも見直しが必要と考えるわけですが、それについての見解をお願いいたします。

③保育園和・洋式トイレの設置判断は。

6月議会で小学校トイレについての望月議員への答弁におきまして、洋式化を推進するとの答弁がございました。所管は違っても、当然方向は同じであると思うわけですが、改めてお聞かせいただきたいと思います。

(2) 子育て支援ネットワークづくりは万全か。

少子化対策として、子育て支援は核心的な位置を占めるわけですが、当町としても、ネットワークづくりの推進は、基本計画の子育ての中心に掲げて進めているわけですが、その実情についてお聞かせください。

大きい1番については、町長、健康福祉課長の答弁を求めます。

2、町の教育について。

(1) 土曜日授業復活についての考察は。

これはそのまま答弁いただきたいと思います。

(2) 今子供たちに求められているコミュニケーション力・考える力をつけるための、学びの共同体取り組みのご検討を。

これは昨年12月議会で取り上げさせてもらっていますけれども、再度お聞かせいただきたいと思います。

大きい2番につきましては、町長、教育長、教育委員長の答弁を求めます。

以上、再質問は質問席にて行います。

議長(児玉信治君) 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 布施谷裕泉議員のご質問にお答えいたします。

1点目の子育て支援について2点のご質問でございますが、第5次総合計画重点アクションプランの一つとして、安全・安心な施設の改修、とりわけ、ほなみ、よませの保育所の大規模改修、18歳までの医療費の無料化、ゆめっこのオープン、保育料の軽減、保育時間の延長、ゼロ歳児・障害児保育の充実、住宅改修、家賃補助など、子育て支援施策に努めてまいりました。

具体的なことにつきましては、健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、町の教育について2点のご質問をいただいておりますが、教育長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 1の子育て支援についての（1）保育支援の取り組みをどのように進めるかの①要支援園児の実情と対応についてですが、集団生活になじめないなど、近年は発達障害などによる支援を要するお子さんの割合がふえる傾向にあります。本年度は12名の加配保育士を4園に配置しております。気になるお子さまについては、県中央児童相談所の巡回児童相談や関係者による保育園訪問などを通じて、発達段階の把握と特性に合わせた支援や対応を心がけております。

次に、②の児童福祉施設最低基準、1歳児の見直しの必要性はないかとのことですが、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第33条で、保育士の配置基準は、1・2歳児にはおおむね6人につき1人以上となっております。従来、1・2歳児は混合で保育を行ってまいりましたが、近年では低年齢児の入所割合が高く、規模の大きいかえで、ほなみ、よませ保育園では、1・2歳児を同じ保育室で受け入れるだけの容量がないため、別部屋を利用し、1・2歳児を年齢別に保育しており、ケースによっては基準以上の配置となる場合も出てきております。少し前までは1歳児の入所は2歳児に比べて少数でしたが、ここに来て1歳児の割合が高くなってきていることを踏まえ、それに見合った配置の研究をしていく必要性があると感じております。

次に、③の保育園の和・洋式トイレの設置判断についてですが、保育園からの要望を聞く中で判断をしております。

次に、（2）子育て支援ネットワークづくりは万全かについてですが、第5次総合計画に記載してありますとおり、子育て支援センターを拠点とし、保護者同士の交流事業、掲示板や広報、子育て情報誌を活用し、子育てに関係する情報提供を行っております。今後も利用者の声に耳を傾け、ネットワークづくりの推進をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、お願いいたします。

町の教育についてのご質問であります。

1点目の土曜日授業復活についての考察はとのご質問でございますが、今後、国の動向等を見ていくことが必要だというふうに思っております。

次に、2点目のコミュニケーション能力・考える力をつけるための学びの共同体の取り組みの検討をというご質問ですが、これについては、前に布施谷議員からもたくさん、いろいろ質問いただきました。学びの共同体の理念、学習方法には学ぶことがたくさんあるというふうに思っております。この共同体ということは、子供たちのグループの学びだけではなくて、地域、保護者、学校全体が一つの学びの共同体という理念でございますので、この辺もまた私どもも興味を持って、関心を持って研究をしていきたいなというふうに思います。

学校の学びということを考えますと、子供たちが今、学びの共同体は4人ということが原則的なグループ活動でございますが、山ノ内町の学校におきましても、4人、あるいは6人グループで子供たちが、生徒たちが自分の考えを出し合いながら学んでいく、そういう学習は既にしております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、現在町の要支援児についての人数の報告がございました。これについても、ある統計では、今、保育園園児の全体の4%に当たる子供たちがそういう対象になっているという数字がございます。軽度の発達障害の傾向のある子、いわゆる気になる子、これが13.4%という非常に高い数字の子供たちが要支援というふうなことで見られて今、進められております。

できるだけ早くこの子供に合わせた支援をどうするかと、支援をどのようにとるかということが非常に大きな、早くその支援体制をつくるのが大事だというふうに言われていますけれども、当町ではそのための、早期発見のための対応としてどのようなことをされているかお聞かせください。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） まず、うちのほうでは一番最初、やはり母子保健というようなことから、乳児健診が一番最初にかかわる事業だと思っております。4カ月健診、7カ月健診、1.6カ月健診、それから2歳児、3歳児健診と、こんな段階で実施をしてございますが、要は気になるお子さんというのが、常に保健師ごとにかかわっているわけでございますが、2歳児、はっきりしてくるのは3歳児あたりからがちょっと気になるなということがはっきりしてくるのではなからうかと思うんですが、そうしたところから、常にそのお子さん、あるいは保護者の方と常に情報把握をしたり、保護者の皆さんともいろいろ情報交換をしたりしてかかわってきているわけでございますけれども、その辺、あと、保育園入所というような段階になろうかと思っておりますが、そこについても、当然気になるお子さんというのはリストアップという言い方もおかしいんですが、そういった方が入所される場合についても、先ほども答弁申し上げましたけれども、入所した段階で保育園訪問、これは関係者、要は専門家による訪問でございます。町の保育士もかかわってございますし、家庭児童相談員もかかわっております、養護学校の先生方もかかわってございます。それで常に訪問、これは年3回実施しておりますけれども、常にお子さんの状況を把握いたしまして、当然保護者の皆さんとも情報交換をし、保育園のそういった体制整備というんですか、そういったものの対応をしているというような状況でございます。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 確かに当町におきまして、1歳6カ月、2歳児、そして最後は3歳児健診ですか、普通はこの2歳児健診はしておらない自治体も多いわけですが、当町におき

ましては、2歳も含めて3回やっているということで、非常にきめ細かい体制ができていると、その部分では思います。

ただ、今言った健診でスクリーニングされるわけですが、このスクリーニングによって相談を受けるというふうな、そのときの保護者の立場からすれば、非常に辛いものがありまして、例えば障害が想定されるから、その健診によってというふうなことではなくて、障害についてはこういうふうな方法で発見できますよというふうな、気になること含めて方法がありますよということで、出生前からそういう準備をして情報提供していくというふうなことで、その後で保護者から相談の要請があった場合には、素直に、スムーズに対応できるという体制づくりは非常に大事かというふうに考えている次第であります。

今言った健診のときに、発達障害にかかわる件でどのような項目で発見、あるいは対応されているのでしょうか。発達支援にかかわる項目というのはございますでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） ちょっと専門的な分野になって、私も細かいことはちょっと承知していないんですが、いずれにしろ、保健師が一番かかわる窓口というような形になろうかと思えます。専門職でございます。いろいろなお子さん、あるいは学識もあるというような中で、やはりこの子はちょっと気になるなという感じがわかってくるのではなからうかと思えますし、当然関係機関に依頼をすれば、そういった検査というんですか、それも実施をできるわけで、これは当然保護者の同意をいただかなければできないことではございますが、ご了解をいただければ、そんな検査もできるわけではございます。

先ほど、どうしても親御さんはやはり、正直なところ、小さいうちですから、気になることを言われても、なかなか認めたくないというのは、これは親御さんの気持ちは確かにそのとおりだと思うんですが、その辺は常に、お認めいただければそれはそれで専門分野でいろいろなことができるわけですが、なかなか認めたくない、もう少し、例えば小学校、保育園入れば直っていくんだという親御さんにすれば、そういった期待も当然あるのは事実だろうと思えます。そんなところから、その時点では納得されないかもしれないんですが、常に保護者の皆さんとは情報交換をしながら、その辺寄り添っていつているわけではございますが、どこかの時点では必ずその親御さんもお認めいただいて、そういったお子さんの支援に向いていただけたところが、それは保育園の段階か小学校の段階か、それはいろいろ個々にございますが、そういったことで、要は地道に親御さんのほうと対応させていただいていると、そんなところでございます。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 実は、これは水戸市の発達障害児を支援するリーフレットなんですね。発達障害児を持つ親から、どこに相談したらいいのか、また、何をしたらいいのかわからないというふうな、そういうふうな声を受けてつくられたリーフレットです。これは水戸市のリーフレットなんですね。それで、子育てをどうすればいいのかというふうなことで、会話にならな

いということとか、こんな対応をしてはいませんかということで、見ただけでももう大体発達障害児の症状とか、こういうことをふだんから気にかけておいてくださいというふうなことが全部書かれております。

こういうふうな、早く子供に対して適切な、親として対応できると、周りも含めて、保育者も含めてですけれども、そういう対応をしている自治体もふえております。これは早期発見という面では、非常に成果を上げているということでもありますけれども、こういうことに取り組む計画はありでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 今のところ、リーフレットというものはちょっと考えてございませんけれども、そういった内容の情報提供であれば、先ほども申しました、常に保健師がまずは最低限かかわっております。あるいは家庭児童相談員、それから養護学校の教諭とか、本当に専門職が常にかかわっておるわけでございますから、情報提供はその場で幾らでもできますので、そういった対応では可能かと思えます。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 先ほどちょっと触れましたように、思い切って相談をするということのハードルが高いわけですが、その前にふだんからこういう発達障害児についての知識をためておくということも一つ大事なことです。あわせて検討いただければというふうに思います。

要支援児につきましては、子供への支援とともに、家族の支援ということが非常に大事な事になってまいります。この保護者への支援ということで、県、あるいは町として、具体的にこういうことで支援をしているというふうなことが、特別なことがありますでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） ちょっとどういうことで支援といいますか、要はいろいろな相談、情報提供に基づいて親御さんのほうからいろいろな相談が当然あるかと思いますが、その辺に応じるということと、必要によりいろいろな関係機関のほうへおつなぎすることもできますし、そういった支援でございますけれども、ちょっと答弁になっているかどうかわかりませんが、そんなことです。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 今、実は県の事業ですが、ペアレント・メンター制度というものがございまして、これについては活用されたことはありでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 申しわけございません。初めて聞く名前ですが、内容もちょっとわかりませんが、すみません。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） これは長野県で今取り入れ始めていることですが、要するに発達

障害児を持つ親が自分の経験に基づいて、子供以外の発達支援児に対していろいろと助言をしたりアドバイスをしたりしながら町全体として取り組んでいくというふうなことで、今これは34名の方が県に登録されております。それで、山ノ内町についても、そういう皆さんの力を、また、助言をしながら、力をかりながら進めていくと。ちょっとこれまでの支援体制とは変わっているということなんですけれども、ぜひペアレント・メンター制というものをぜひ研究されて、当町においても幅の広い支援体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に移りますけれども、児童福祉最低基準のほうに移りますけれども、先ほど健康福祉課長から、33条について説明がございました。これは、今行われているこの配置基準はいつごろつくられたものでしょうか。おわかりでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 要はちょっと法の施行がいつからかあれなんです、その法の施行どおりに当初からやっているものだというふうに思っております。ちょっと年度については申しわけございません。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） かなり改定をされてきておりますけれども、これは22年につくられているというふうに聞いております。そのままの基準、若干基準は変わっていますが、基本的にはそれを踏襲しているという形になります。

今、園児の数ですけれども、都市部においては待機児童というふうなことで大変問題になっております。地方においてはそれはありません。逆に少子化問題のほうが大きいわけでありまして、ただ、3歳児未満児の数だけは、ここに来てかなりふえてきております。それは保護者の生活、お勤めの関係でありますとか諸事情がおありだったと思うんですけれども、2012年、昨年の子どもの県白書の中で、少子化で全体では4.9%園児が減っているんですけれども、未満児は8.5%ふえているわけですね。こういう幼児教育そのものの重要性が問われる中、安心して預けられる保育園であるためにも、特に1歳児の基準見直しは必要と考えます。

また、当町の保育園会、園長会ですかね、園長会から、6対1では責任を持った保育そのものが非常に難しいというふうなことの中で、具体的に4人に対して保育者を1人というふうな、6対1ではなくて4対1、具体的に数を上げて、もう何年にわたってこれは要請されているかと思うんですけれども、これにつきまして、改めて町長、あるいは健康福祉課長のご見解を伺いたいと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 6対1というのは、国が定めた最低基準の3歳未満児の数が6対1だと思います。それで今、布施谷議員、4人に1人というのは、最近はもう少し子供たちが低年齢化しているという、そういった状況から、保育士のほうから、あるいはまた先ほど課長から言ったように、気になる子供さんたちとか、いろいろなケースが昔と違って出てきております。昔は一つの保育園で未満児が6人いれば限度だったんですけれども、今もうそういう時代ではご

ございませんので、またそういったことについては、国の最低基準の見直しで、私は担当しておりますところから保育士会のほうからの要望、あるいは県へ対する要望、国の要望等というのを聞きしておりますし、また、県の町村会等、そういったところを通して、また、県・国のほうへそういったものも要望しながら改正すると同時に、町内でそういうところについては保育士の複数配置等も対応してございますので、これからも基準は基準としながら、実態に見合うような保育内容に即するような、そんな形は担当のほうと十分相談してとらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 前向きな対応ということで受け取らせていただきたいと思いますけれども、確かに厚生労働省の従うべき基準には書かれております。しかしながら、今、町長が言われた1歳児が非常にふえている状況の中で、市町村で6対1ではなくて、例えば4対1にする場合は、その2分の1は県で補助するというふうなことで、実態に即した対応を県でもとり始めております。今、長野県でも、6対1が約半分で、4対1が約半分というふうなことで、6対1と、それを守っているということは非常に少なくなってきておりますので、ぜひ今、町長が言われたような、前向きな方向づけでご検討いただきたいと思いますというふうに思います。

それとかかわりありますので含めてお聞きしますけれども、今、すがかわ保育園におきまして、園長先生が担任を兼務されております。これは園児数の問題だとすれば、その基準を含めてその理由をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） すがかわ保育園の兼務ということでございますけれども、特別基準というんですか、園長が担任を持つてはいけないとか何とかという、そういった決められたものはございません。確かにすがかわ保育園につきましては、大分ご存じのとおり、園児数が少ないというふうなことから、園長が担任を兼務しているというふうな状況でございます。今のところ、特段問題はないかなというふうに私は思っております。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 実はことし、私の孫がお世話になりまして、つぶさに見させてもらう機会もございますので、よく観察させてもらっておりますけれども、園長は園長でその仕事がございます。責任がある立場で仕事がございます。担任は担任でまた当然その担任の仕事があるわけですね。ほとんど事務処理については、多分仕事が終わってからまとめて後になってやられておるんだと思いますけれども、これは兼務、数が少ないからその事務処理をしなくていいというものではなくて、しなくてはいけないことになりますので、例えば週に1回ぐらいは園長が兼務してある事務処理のための時間をつくるために、週1回ぐらいは代替職員をとというふうな考えはありませんでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） その辺、園のほうから特段そんなような相談があれば、当然うちのほうも代替の職員もございますから、そういったことは対応可能かと思いますが、基本的には今兼務で、要は園長としての事務という面が確かあるんですけども、やはり大園と違って、事務は同じことをやるかもしれませんが、事務の量というのは当然少なくなっているわけでございます。ですから、事務の量と保育のほうの担任と合わせてやれば、そんなに大変な面は、確かに大変なことは事実かもしれませんが、そんなに問題はないかなと思いますが、今おっしゃるとおり、園のほうから相談があれば、その辺のことは対応してまいりたいと、そんなふうに思っております。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） これは連絡をとりながら行政の立場でおもんばかったことも大事ななと思いますので、その辺は常態化が、普通だと、当たり前だということではなくて、ぜひそういうことも含めてお考えいただきたいと思います。

保育園、このトイレの問題ですけれども、これは先ほど健康福祉課長、要望があればというふうなご答弁をされました。今、各家庭はほとんど洋式になっていると思います。和式だけのというのは珍しい状況なんですけれども、それはこれからほなみ保育園もそうですし、よませ保育園もこれからなるわけでありますので、その辺の適切な割合というものは、課長、どんなふうにご考えておられますか。和洋の割合です。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 割合がどのくらい適切かというのは、ちょっと私もお答えできないところなんですけど、おっしゃるとおり、確かに今、全園を見ましても、洋式化がされていないところがすがわ保育園のみということでございます。これはちょっとずるい言い方かもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、これまで園のほうからも特別洋式化の要望も上がってまいらなかったと。特別現場のほうでは、先ほども言った少人数がゆえに保育士もトイレのほうの対応もしやすかったというようなものもございまして、特段不便がなかったというようなこともあるかと思いますが、今おっしゃられるとおり、家庭がもう既に洋式化されているというふうな現状でございますので、この辺はまた再度現場のほうと詰めて、洋式化のほうも検討してまいりたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） よろしく願いいたします。

次にいきます。

子育てネットワークにつきまして、当町の子育て支援につきましては、例えば2歳児の、先ほど申しましたように、2歳児の健診も入っておりますし、また、この間、新聞報道されました。よませ保育園のセカンドステップ導入試験というのが実施されて、非常に取り組みがよく行われているなというふうには感じてはおります。

ただ、子育てにおきまして、特にそうなんですけれども、母子保健から児童福祉、そして教育委員会というふうな、そういうふうな子供の成長に応じて変わってくるわけですね。そのときに、一般の町民の方から非常にわかりづらいと。例えば発達障害児の子供さんが常時成長していくにしたがって全部窓口が変わってくるわけですね。こういうふうな対応が変わる中で、例えば、これは個人情報に配慮された形で使わなくてはいけないと思うんですけれども、相談支援ファイルというものを扱っている自治体が非常にふえてきております。草津市とか魚沼市ですね、この間、ご一緒させていただきましたが、積極的に支援ファイルというファイルをつくって、成長するにしたがって行政として対応できるという体制づくりをしています。これについての取り組みのご見解をお聞きいたします。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 今おっしゃるファイルということでございますけれども、私どもも当然同じことはしております。要は気になるお子さんの個別の支援計画というんですか、そういったものを、先ほどから保育園の訪問ですとか関係者もその子に常にかかわってございますので、状態を常に把握してございます。そういった内容、あるいは母子保健時代の、例えば検査をしたものであれば、そういった結果等、全部関係するものをファイルしたものが個別の支援計画というんですか、そういったものはございます。それをもとに、先ほど言いました、保育園から当然小学校へという段階になろうかと思いますが、その計画をもって、要は小学校のほうへ今度は引き継ぎをすると、そんなような形では現在行っております。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 綿密に連携をとるということは非常に大事なことだと思いますので、それはぜひそれを厚くするような方向づけで検討していただきたいというふうに思います。

このほかに、行政として対応そのものを変えるという形の中で、先ほど、黒岩議員の質問の中で町長は答弁されております。住民のわかりやすい行政組織を目指すということで、今、副町長、責任者として携わっておられますけれども、そういうふうなことの中で、この子育てについて、対応の一元化を目指すというふうなことで、子ども課をつくる行政がふえてきております。これは例えば福祉から教育委員会というふうな、そういう流れでどうしてもギャップがあって、連携ができない部分が出てくるというふうな、これは山ノ内町ということではなくて、一般論というふうなことの中で、一般的にそういうふうになりやすいというふうなことで、子ども課を設立するところがふえてきております。これについては、この間、長野県がこれに踏み切るというふうな報道がされました。飯山市でも既に子ども課をつくって、その中に学校教育係と子育て支援係というふうなことで対応を分けております。支援については1本でいくということが出来るわけですね。この間、交流を深めてまいりました足立区におきまして、4年前ですか、子ども家庭部というものをつくって対応しているというふうなことでした。これにつきまして、検討の余地はありますでしょうか。いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） それでは、先ほども申し上げましたように、住民要望、役場の組織の見直し、いろいろな形の中で、よりわかりやすく、効率的に、また機能的にやっていくことが一番いいのではないかなというふうに思っておりますので、また貴重なご提言として、教育委員会、健康福祉課、とりわけトップになるのが副町長になると思いますけれども、全体的にいろいろな形の中で検討をしていただき、その方向が是となれば、そういう形でまた条例改正、組織見直し等も考えていくことにしていきたいと思っております。すべてすぐやりますとか、すぐやりませんということではなくして、ぜひそこら辺の経過を尊重し、また、今申し上げましたような内容で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 組織ですので、すぐできるというふうに私も思っておりません。ぜひ課題を、こういう課題があるんだということを含めて、ぜひ早目の組織改革をお願いしたいと思います。

教育に移ります。

政権が変わって、教育改革の名のもとに週6日制を検討する声が非常に多くなってきております。しかし、現行のままでも特別に必要な場合は週6日ということも認めているわけがあります。今般、これは設置者の判断に委ねられているということですが、当町としてこれについてどういうふうに判断されるのか、その場合の課題は何かということでご質問をさせていただきます。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） いろいろな調査によりますと、保護者が学校週5日制を廃止して、学校週6日制、あるいは学校週5日と6日をいろいろ月によって、以前あったように、1回とか2回とか、そんなような要望が強いという保護者のご意見も全国的にあるというふうに私も承知しておりますし、また、山ノ内町でもそういう声もなきにしもあらずだということではないかなというふうに思います。

ただ、私も教員生活の中で学校週6日、そして5日ということ経験してきました。やはり6日ですと、非常にゆとりがあったと。それで土曜日がまた一つの子供たちにとっても楽しみでもあり、また、先生方にとっても土曜日の午後、それぞれまたいろいろ地域の中で学習しているたりはまったりというようなことで、非常に楽しい思い出もあるわけがございます。

学校週5日制になったという背景には、社会的ないろいろな情勢の中で学校週5日制が経済的なことから取り入れられて、こんなふうになっています。

先ほど町としてはどうなのかということですが、先ほど申し上げましたように、さまざまな国とか県とかその動向を注視しながら考えていきたいというふうには思っておりますが、現在のところ、今すぐそういうふうにするという考えは持っておりません。

きのうもおとといも、例えば運動関係、子供たちが保護者と一緒に、保護者の応援を得ながら一生懸命走る姿を見させていただきました。そういう子供たちが社会の中で家庭と保護者と

一緒になって自分たちのいろいろな活動をつくり上げていく、そういうものが学校週5日制になりますとしやすいというようなことは否めないのではないかなというふうに思います。また、そういう中で保護者と子供たちが、本当に保護者が子供たちの姿を見ていると子供の成長を確かめるといふ、そういういい場にもなっているというふうに思います。

ただ反面、そういう1日、2日、保護者が子供たちと一緒にいるということは、なかなか、保護者の勤めですとかいろいろなことでつらいというような声も聞いておりますが、いずれにしましても、いろいろ総合的にまた判断していかなければいけないかと思いますが、今すぐ山ノ内町でそういう取り組みをとるという声は上がっておりませんし、私も考えておりません。

以上です。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 時間の関係で、次に移ります。

学びにつきましてですけれども、これは私も2回ほど質問させていただいております。前回も大変注目しているという教育長の答弁がございました。

先ほども関心を持っているというふうな答弁の中で、この教育委員会の中でご検討、もしくは話題にされたことはおありでしょうか。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 教育委員会の中でも定例会の中で、あるいは教育委員さんのお話の中で、この学びの共同体が中野平中学校、あるいは木島平の小学校、中学校のほうで佐藤学先生を中心講師としてやっているというようなお話はしましたし、また、議員さんの中、布施谷議員さん初め、さまざまいろいろな議員さんが非常に興味関心を持っていらっしゃるというようなお話はさせていただきました。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） 教育委員長の立場でどんなふうにお考えでしょうか。

議長（児玉信治君） 小野澤教育委員長。

教育委員長（小野澤昭三君） 大変、現在目まぐるしく変化する中で、これから将来にわたっての子供たち、特にコミュニケーションの力、それからまた、こういう社会の中では工夫したり考えたりすることが非常にこれから大事になってくる力だと、そんなふうに思っております。したがって、これと似通った形、似たような形というのは各校で工夫されて実施されておるようでございますけれども、懇談の中で木島の前の教育長さん、それから今の教育長さんに、懇談の中ではいろいろお話は聞いておりますけれども、十分我々も研究してみる必要があると思っておりますので、これから課題としていきたいと、そんなふうに思っています。

議長（児玉信治君） 5番 布施谷裕泉君。

5番（布施谷裕泉君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

実は、先ほど教育長おっしゃられたとおりに、3校がございます、近隣で。その中の一つの木島平小学校に先月、有志議員3人で視察に行つてまいりました。校長先生と主任の先生のお

二方にお話を伺わせてきていただいておりますけれども、学びを取り入れた経緯ですね、子供たちの変化、そういった先生たちの対応というふうなことで、多岐にわたってお話を伺ってまいりました。3年前に統合されました。南部小学校に今なっておりますけれども、これが木島平小学校となっているようです。この統合につきましては、教育理念の共有を全体にどのような木島平の子供を育てるかというふうな教育論だけに絞って進めたこと、そして、その具現化のために学びを取り入れたこと、そして、地域の一員を意識してもらうために、コミュニティスクールを導入して、来年から本格的な取り組みが始まるというふうなことを言っておられました。校長先生と研究主任の先生、ともに本当に熱く語ってくれました。

こんなことをお聞きする中で、何とか当町におきましても、こういった感じは非常に取り組みればよいなど、改めてそんな感じで帰ってきました。ぜひこれはお願いなんですけれども、学びの授業はいつも開放されております。これは原則でありますけれども、ぜひ教育委員会として視察をして、取り組む、組まないは別にして、ぜひ視察をしていただきたいというふうに思います。それについての教育長の見解をお聞きして、質問を終わります。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 私も先日行われましたコミュニティスクールの木島平のパネルディスカッション等を見てまいりましたし、また、木島平小学校、あるいは中野平中学校の学びの共同体の学校の教室の部分だけの授業は見させてもらいました。非常に学ぶことが多いということと、もう一つは、やはりこれは今そういう学びの共同体という一つの理念の中に枠組みをそこに狭めてしまうだけではなくて、いろいろなところからそういうところに迫っていけるだろうなど。

いずれにしましても、次代を担う子供たちがコミュニケーション能力とかみずから判断してみずから学んでいく、そういう力をつけるためにはどうしたらいいのかということをしっかり把握しながら、考えながら教育行政を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、5番 布施谷裕泉君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休 憩)

(午前11時52分)

(再 開)

(午後 1時00分)

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君の質問を認めます。

3番 西宗亮君、登壇。

(3番 西 宗亮君登壇)

3番（西 宗亮君） 3番、緑水会、西宗亮でございます。

昨日早朝、2020年夏のオリンピック開催地が56年ぶりに東京に決定しました。このことは、既にご周知のところであります。私は、1998冬季オリンピックが長野に決まった瞬間、中学校のグラウンドで得た感激と感動を思い出しました。

オリンピックの成功を目指すことを契機に、被災地の復旧・復興、そして日本の閉塞感脱却、さらに山ノ内町のさらなる振興につながることを期待したいと思います。

さて、私は先日、書店で川柳本を目にしました。そこにあった川柳の一つをご紹介します。「夏休み 孫よはよ来い はよ帰れ」という、何とも孫を持つじじ、ばばの本音が、その心境がストレートに表現されており、いずこも同じと苦笑してしまいました。

それにしても、ことしの夏は異常気象とも言われ、連日の猛暑や集中的なゲリラ豪雨による被害も続出いたしました。河川のはんらん、土砂災害、そして諏訪湖の花火大会は65年来初めての中止などなど、そのような中で近年、想定外の云々という言葉をよく見聞きしますが、何とも計画や対応の甘さの言いわけにしか聞こえないようになってきてしまったという気がするの、私だけではないと思います。

開催地決定直後の会見で、長野県出身の猪瀬東京都知事は、国も東京も縦割りを越えたプロジェクトで推進力を発揮することが大切であるというふうに述べておられました。何事も大きなことをなし遂げるためには、枠を越えて万全な備えと最大限の努力こそが大切であり、必要であると感じたところでございます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

1、通学路の安全確保について。

- (1) 平成24年7月に実施した緊急合同点検後、対処の進捗状況はいかがか。
- (2) 点検による要対策箇所 of 具体的対処計画は。
- (3) 点検による要対策箇所以外はどう考え、今後どのように取り組んでいく考えか。

2、耐震改修促進法改正による旅館・ホテルへの支援について。

- (1) 現在までの取り組み状況は。
- (2) 町としての支援策はどのようなことを考えているのか。
- (3) 当該施設所有者への説明、周知及び対応の現況はいかがか。

3、選挙の投票率について。

- (1) 7月21日の参議院議員選挙における投票率結果をどのように捉えているのか。
- (2) 投票率を向上させるために施策はどのようなことを実施しているのか。
- (3) 投票率向上に向けての工夫は十分検討し、実施されているのか。

以上、再質問は質問席にて行います。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 西宗亮議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の通学路の安全対策についてのご質問であります。通学途中、集団での交通事故やクマなどの被害など、これからも必要な安全対策を進めてまいりたいと考えてございます。

具体的な3点の質問に対しましては、(1)、(2)については建設水道課長、(3)については教育次長に答弁させます。

次に、2番目の耐震改修促進法改正についてのご質問ですが、本年5月、法律改正が公布され、11月下旬、施行予定です。耐震診断の義務づけがされ、その結果、公表される対象物件の抽出を現在行っておりますが、当町の実態は、全県下で5,000平米以上のホテル、旅館73戸のうち、山ノ内町の対象施設については、県の資料では約半分の32戸で、うち3戸は耐震改修済み、3件は現在休業中のため、実質27戸と思われそうですが、なおこの中で面積のけた違い、従業員量も含まれているやに思われますので、さらに件数は27戸より減るのではないかと考えております。

国・県における耐震改修に補助制度がありますが、多額な費用もかかり、大変旅館、ホテルにとって厳しいと思われしますので、町としても、国・県の補助を参考に支援策を現在検討しているところでございます。観光立町として大変心配なことから、私も8月27日の県町村会政務調査会において、国・県への支援要望に追加提案をさせていただき、多くの委員の皆さんにご賛同いただいたところでございますし、また、8月26日、町として県議会危機管理建設委員会へ陳情をさせていただきました。一方、9月2日、県建築指導課、9月5日、国土交通省へそれぞれ町の実情、実態などを説明したところでございます。

今後、国・県と相談しながら補助制度について、より具体的に策定してまいりたいと考えてございます。

細部につきましては、建設水道課長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の選挙の投票率について、3点ご質問いただいておりますが、選管書記長である総務課長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 通学路の安全確保につきまして、(1)、(2)につきましてお答えいたします。

(1)の緊急合同点検後の対処の進捗状況であります。点検では21カ所の要対策箇所が指摘されております。このうち、県関係は9カ所で、対策済みが4カ所、対策中が3カ所、改善予定が1カ所、対策案検討中が1カ所であります。町道関係につきましては10カ所ありまして、対策済みが1カ所、改善予定が1カ所、対策案検討中が8カ所あります。警察公安委員会関係では1カ所で、年内には完了する予定で進められております。また、民間で1カ所ございましたが、既に対策済みであります。

(2)の点検による要対策箇所の具体的対処計画でありますけれども、県関係の要対策箇所

につきましては、引き続き早期改善に向け要望してまいります。町道関係の対策案検討中の8カ所につきましては、地元区との合意を得た上で、緊急度を勘案しながら、必要に応じて実施計画にも計上して対処していく予定であります。

2番の耐震改修促進法改正による旅館、ホテルへの支援についてのご質問ですが、現在、耐震診断が義務づけられて結果が公表される3階以上かつ5,000平方メートル以上のホテル、旅館について抽出作業を行っております。

町としての支援策のご質問であります。当町につきましては、ホテル、旅館を所有する事業者の方が多く、法改正に伴う補助制度の内容を見ましても、事業者や町の負担は相当なものであることが推測でき、国や県に対し支援策の要望をしております。しかし、診断結果が公表となるホテル、旅館に対する耐震診断の補助につきましては、国や県の補助内容を確認しながら、町の支援内容を検討してまいりたいと考えております。

該当施設所有者への説明、周知及び対応の現況についてのご質問であります。診断結果が公表される建築物に該当する施設に対しては、北信地方事務所建築課とともに個別に出向き、説明を始めたところであります。また、耐震改修促進法における指導・助言対象となる3階以上かつ1,000平方メートルから5,000平方メートル未満の建築物につきましても、努力義務ではありますが、耐震診断を実施していただくよう、広報などを通じ周知していき、必要に応じ説明会も検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） 通学路の安全対策についての3点目のご質問であります。点検による要対象箇所以外はどう考え、今後どのように取り組んでいくのかのご質問であります。去年の一斉点検以後につきましては、今後も必要により教育委員会、道路管理者、警察署などの関係者協議を持つなど、通学路の安全対策を進めていきたいと考えております。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 3番の選挙の投票率についてということで、3点のご質問でございます。

まず、1点目の参議院議員選挙の投票率をどのように捉えているかのご質問でございます。7月21日の参議院議員通常選挙におきまして、長野県下77市町村のうち、下から6番目で、町村だけで見れば、残念ながら最下位となっております。選挙を管理、執行する立場であります選挙管理委員会としましては、大変危機感を持っているところでございます。

次に、2点目の投票率を向上させるために施策はどのようなことを実施しているかのご質問でございます。20代から30代の若者層の投票率が低いことから、今回の選挙では新たに町内保育園において啓発物、ティッシュでございますけれども、配布を実施いたしました。また、選挙期間内に、毎日広報車の運行、有線放送による投票の啓発、さらには県内一斉啓発日には夜間瀬橋において街頭啓発を実施しましたが、投票率の向上にはつながっていないのが現状で

ございました。

次に、3点目の投票率向上に向けての工夫は十分検討し、実施されているのかとのご質問でありますが、今回の選挙では、若年層をターゲットにして、町内保育園の保護者に対し投票率向上の取り組みを実施しましたが、近年では若年層のみならず、各世代にわたって投票率が低下していますので、今後は先進地等の取り組みを参考にしながら、投票率の向上に向けて努力したいと考えております。また、直接的なものではありませんけれども、明るい選挙推進ポスターを毎年4小学校の5・6年生の児童の皆さんに応募いただき、ことしは61点の応募がありました。選挙に関心を持っていただくよい機会でありますので、今後もこういうことを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） それでは、順に再質問をさせていただきます。

通学路の安全対策の関係でございます。るるご努力いただいていることにつきましては、承知をしているつもりでございます。それで、昨年7月に一斉に行われました緊急合同点検、ここで健康福祉課も参加されております。健康福祉課はどういう見地から点検に参加されたのかお尋ねいたします。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 私ども警察の、要は交通安全対策の関係の事務局も持っております。その関係での出席ということでございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） それでは、総体的な交通安全ということでもって、とりわけ保育園ということではなくてご参加されたという認識でよろしいでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） はい、そういうことでございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） それから、参加のことでもう一つ。

通学路では、用水路も道路の脇にあたりしますが、農林課がこの点検に参加されていないのは、どういう観点で参加されていなかったのかお尋ねいたします。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 総合的な交通安全の対策について、農林課のほうへは出席要請がございませんでしたので、参加いたしませんでした。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） それでは、これの招集者はどなただったのでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） 警察関係、先ほどの答弁のとおり、3者というふうに認識しております。

すけれども、一応、総体的なまとめ役ということでは教育委員会ということで会議のほうを持ったというふうに認識しております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 交通安全、特に通学路の児童・生徒の交通安全に関しまして、やはり地方でございますので、用水もかなりあると思うんですけれども、そこら辺での対策検討につきましては、なされたのかどうかお尋ねいたしますが、これはまとめ役の……

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 道路の側溝と兼用しております兼用側溝につきましては、建設水道課の対応となる場合がございますので、そういうところは要望によりましてふたをかけるですとかふたが破損しているような状況があれば、それを交換するとか、そういった対応をしております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） トータルのことですから、各課の所管を越えて連携をとってやっていただければということで、そのようにやっていらっしゃるわけなんですけれども。

それから、点検のときにPTAは参加されたんでしょうか。いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） その場には立ち会ってはおりません。その前に各学校を通じてPTAから意見調整をしていただいて、各学校の校長先生ほかが立ち会っているという状況でございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 点検に西小学校のPTAだけ参加されたようなんですけれども、そこら辺の整合性はいかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） 西小のPTAが同席されたかは、ちょっと今、書類が定かではないんですが、たしかたまたまPTAの会長さんと建設の担当係長が同人であったというふうに認識しております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） はい、了解しました。私の手元に参考資料がございます。その中で、PTAが西小学校だけというふうになっていたのも、ちょっとそこら辺、疑問に感じたのでお尋ねさせていただきました。

それから、これは町内の通学路ということでもって、点検箇所の区分けが20カ所21ポイントというふうになっております。それで、各小学校のところでどこどこどこというふうな区分けになっておりますが、中学校の通学路については安全点検なされたんでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） このときの一斉点検のときはやっておりません。というのは、小学校

における安全対策というのがこの主眼であったというふうに思っております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 通学する上において、保育園もそうですけれども、危険を伴うというのは、小学校だけではないはずで。健康福祉課のほうでの参加、交通安全全般ということで納得はできますけれども、中学校についてはより長距離な通学路であり、交通量も割合激しいところも通ると、しかもそこには歩道がないというような、そういう危険箇所も割合多くあるように認識しております。そんな形の中で、主題主眼は小学校ということで、これは国のほうからのあれでしょうけれども、あったことは承知しておりますけれども、なぜそこでもう少し幅を広げて、中学生は現実には事故も起こっております。それから保育園、こころ辺も踏まえて一緒に点検されなかったのか、もう一度お尋ねいたします。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 中学校の安全点検につきましても、確かに議員さんおっしゃるとおりだというふうに思います。それで、小学校の安全点検の中で包括しているというふうに考えたわけですが、さらにそこに包括されていない部分につきましては、安全点検を学校のほうからも情報をいただきながら、また考えていきたいと思っております。

昨年度発生した事故につきましては、前にお答えしましたが、すぐに関係機関、学校、保護者すべて集めまして、点検をして、再度、中学生の通学については一緒に考えていくというふうになっておりますので、またそんなふうにしていきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） それから、昨年7月に実施された各小学校を中心としての通学路の要検討箇所ということでまとめられておりました20カ所21ポイント、これにつきましては、PTA、あるいは地域、それから関係者の目視、その他でリストアップされたものすべてでしょうか。これ以外にもまだあったのでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） ここに上がった今21項目がほとんどであったというふうには認識しておりますけれども、はっきりは言えませんが、一部、直接交通対策と関連が低いということで、除外されたものもあったというふうに考えております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） それから、先ほどちょっと聞き漏らしたんですけれども、町内、いわゆる町道絡みの要対策箇所の中で、まだ当然対処されていない部分というのがあるわけなんですけれども、そんな中で設置済みというふうに表示、表現されているのが一、二カ所あるんですけれども、目視できないんですけれども、これはこの参考資料にあるとおり、設置はされたのでしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） この実際の対策済みというのは、建設水道課のほうがはっきりわかる

かと思えますけれども、それぞれホームページ等で掲載されておるものについては完了していると、対策が済んでいるというふうに認識しております。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 先ほども申しましたとおり、町道関係では対策済み1カ所ございまして、ほかのところにつきましては、計画中もございまして、地元との調整もこれから行わなければいけないところもございまして、検討中という形になってございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） いずれにいたしましても、保育園児、小学生児童、中学生、これらの通学における安全確保、これについては町長も熱い気持ちで施策に盛り込んでいただいておりますし、重大なことでございますので、今後緩めることなく、微々細々にわたる確認、チェックをしていただいて、早期推進をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、耐震改修促進法改正による件でございますけれども、いろいろ、るるご説明ございました。ご答弁ございました。先ほどの答弁の中で、ちょっと聞き漏らしたんですが、県下73戸、うち山ノ内は32戸、約半数あるということですが、この山ノ内の32戸というのは、耐震改修、つまり昭和56年以前の建物で3階建て以上で5,000平米以上の今回の対象になる戸数でしょうか、もう一度、再度お願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 32件につきましては、町もかかわってございますが、県の調査による資料でございまして、ただいま個別に地方事務所と町の職員とが伺って、説明やら内容の確認を行っております。先ほど対象になる戸数ということでございますけれども、このうち3件は耐震診断オーケーということになっております。そのほかにつきましては、対象から外れるものも出てくると思われまして、これは難しいんですけれども、法改正後に増築、改築などされた場合に、古い部分もあわせて行っている場合もあったり、また、構造的に分離されているというふうに判断される建物もあるということで、そういった場合には面積要件5,000平方メートルに達しない建物も出てまいりますので、5,000平方メートル以上というところから外れる可能性はございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 要は、32戸というのは、今回の対象になるという建物の数で、5,000平米以上の建物すべてということではないということよろしいですか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 5,000平方メートル以上すべてというふうに考えておりますが、中には漏れがあるのではないかとということもございまして、それもあわせてもう一度再確認は行っておりますが、先ほども申しましたとおり、32件の中で3件は対策済みでありますけれども、これは公表されます。対策済みということで公表されますし、残りの分につきましては、精査をしてみないと、本当に公表の対象になるかどうかというのはわからないところもあるん

ですが、一応、今のところ5,000平方メートル以上の公表対象となるであろう建物が32件というふうに、今現在はそういう形で把握しております。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 申しわけない。頭が余りよくないので、ちょっとすぱっと出てこないんですけれども、私が調査を依頼して得た数字は、これの対象になる、ならないは別として、町内で5,000平米以上の建物は地区別にどのぐらいそれぞれあるのかということで調べていただきました。町内で5,000平米以上の建物は40戸あるんです。これはただ、5,000平米以上というのをピックアップしてもらっただけなんですけれども、40戸あります。志賀高原に26戸、東部で5戸、南部で1戸、西部で1戸、北部で7戸の合計40です。ただし、この中には昭和56年以降の建物もありますし、それから、あるお宅はトータルで5,000平米以上ではあるけれども、昭和56年以前に建てたのは、例えば3,000平米だということになると、対象にはならないというふうな形になりますから、町内40のこの建物すべてが対象になるというわけではないわけでありまして、そこら辺、6月にご案内したときに、渡辺議員がこの件で一般質問されております。それから100日、3カ月たった現在、絶えず新聞にも出ていましたけれども、建設事務所のほうでいろいろ動き始めたということでもって、町内でもう少し早くに、これは27年末という期限のあることですので、もう少しスピードを上げて、まず把握をしていただいて、6月に建設水道課長がご答弁いただいているように、個々に訪問してご説明を申し上げというようなこともしたいというふうにご答弁されております。そこら辺、しっかりと事業者の方に認識をしていただいて、安全対策をしていただける土壌、雰囲気をしてできるだけ早くにしていなければというふうに思います。

そんな中で、一つこれはちょっと疑問に思うんですが、昭和56年以前であっても、建築許可をとって建てた建物で営業をし続けているわけですね。それで、途中で法律が変わった。だからそれに従わない者は何とかしろと。何とかしなければ、100万円以下の罰金も科すよと、公表もするよということについて、さて、じゃ、既得権というのはどういうふうになるのかなという素朴な疑問を感じるわけがございますけれども、当然、法律に沿って行政事務執行する上に当たっている皆さん方でございますけれども、そういうことというのは、疑問に思わないで執行されているんでしょうか。いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 昭和56年の6月ですか、新たに建築基準法が施行されたということで、そこで耐震に対する基準がきつくなったとか、高くなったというふうに聞いておりますが、建築基準法で申しますと、56年以前のもは、やはり改修しなさいということが前提のようでございますが、言葉で言うと、不的確建築物というふうに表現されております。本来、法律どおりの建物では、耐震性のある建物ではないんですけども、以前に建てられたものについてはそのまま、法律違反にはなりませんよということで来ておりました。それで、大きな地震がございまして、住宅の診断、改修が喫緊であると、重要であるということで、そちらへの

補助につきましては、町でも制度化してまいりましたけれども、やはり大勢のお客さんが集まるホテル、旅館初め、いろいろ施設があるわけですが、そういったところもやはり早急に安全の対策をしなければいけない。平成27年度末までに90%の耐震化ということが国から示されておりますが、なかなか進まないという現状の中で、こういった公表というような、言い方は適切かどうかわかりませんが、強行的なことになってきてしまったということでありまして、町でも、県内でも多くの大規模な旅館を抱えているということで、補助制度という面で、やはり対策を立てていかなければいけない。あと2年間ということではございますけれども、何とか2年間の中で対策が進めるような形で、早急に補助制度をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 早急に補助制度を検討していきたいというふうに聞こえましたけれども、それでよろしいかどうか。

それから、もう一つは、違反ではないけれども、不的確な建物であるという表現で、不的確建築物ということでもって、場合によっては公表ということも考えられる。そうすると、誰もが違法ではないけれども、適当でない建物というところへ泊まりに行くかどうか、そういうことを考えたときに、いささか疑問を感じるんですね。とはいえ、やはり先ほどの想定外ではないけれども、お客様の生命、財産を守る義務を、これはあるわけでございますから、まんざら何もしないでいいやということでは、当然業者の方も思っていない。しかし、診断をするだけで多額なお金がかかると。この診断をしたその次のステップとしては、場合によっては改修をしなければならないということになったら、何億かかるかわからない。それをしたから、じゃ、お客がふえるかという、そういう営業投資でもないような感じがする。

そうしたときに、町長もよくおっしゃるんだけど、この山ノ内町の基幹産業の一つである観光業、その中枢を成す宿泊業が危機に陥っているというのが現在なんですよ。つまり、それだけかかるんだっつらば、もう廃業しようかという37戸、あるいは33戸という方々がそういう方向に行ったときに、この町の雇用、経済、税収、こういうものにかかなりの打撃があるのではないか。こら辺をしっかり踏まえて対応していただきたい。早急に業界の皆さんの思い、希望、要望、こういうものをまず聞いて、できるだけそれに沿った支援、これをぜひお願いしたいと思うんですけれども、そこら辺のご所見を町長に伺います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 西議員が熱く語られるのと同じように、私自身がまず大変心配しましたので、そんなことで先ほども申し上げましたように、県の政務調査課へ行って、どうしてもこれは山ノ内町にとって重大だから、ぜひ国・県のほうへ追加要望事項に入れてほしい、あるいは県議会の危機管理建設委員会にも直接私のほうから文書を持って陳情してきたところがございますし、また、今そういうご心配な部分については、山ノ内町の観光産業にとって大変打撃を

受ける。かつて木造建築で3階以上が営業できないというときに、非常に、特に渋温泉を中心にしながら大変困ったことがございまして、それでもやらなければならないということで、当時スプリンクラーをそれぞれ設置する、それから渋温泉の場合には365日夜警をしているという、そういったことが消防庁長官表彰を受けたという、そういう経過がございまして、そういったことを考慮していただき、現在の渋温泉で木造3階以上のも、これは渋温泉だけではございません。日本中がそういう形をとらせていただいたということがございまして、私のほうでもその旨を県庁の建設部の、地方事務所ではなくて、建築指導課長さん、それから国交省から直接、課長さんにもお越しいただいて、そこら辺の実情を十分ご説明申し上げました。

先ほども言っている数字というのは、あくまでも県の資料でそういう32戸と出ておまして、私がぱっと見ただけで、もう既に休業している旅館、ホテルが3件ございましたし、また、多分けた違いだなど、3,800が3万8,000というふうに数字がなっているところもございまして、このお宅はまだ10年たたないよなどと思うようなお宅がそこに入っていると、確認してみましたら、例えば寮がその後買収されたということの中で、どうもその寮が入っているのではないかなというようなことがございまして、先ほどの数字は、あくまでも県の資料の数字であって、そういった実態の中で、今の中で営業していくためにはどうすればいいのかということが町としても大変重要なことだというふうに思います。

本来、個人の財産ですから、個人がやればいいのか基本でございましてけれども、そうは言っても、国の法律改正がその後されてきているし、国も宿泊される皆さんの安全・安心を考えた場合に、例えば耐震では今度2分の1の補助率、それから建築については3分の1の補助率ということを出してきてございまして、それを今度は長野県と山ノ内町と事業者がどういう負担割合でやるかという、そういうことになってくるわけでございまして、私はそういう中で、町が全くゼロというわけにはならないだろうということでお話もさせていただきましたし、特に今、観光産業は大変低迷していると。私は四、五年前に、大変厳しいから800万円、金利1%、保証料全額町負担という、そういう形を商工会、それから観光協会と相談してつくらせていただきました。やはり借りた金は返さなければならないということの中で、大変厳しいそういう状況があると。これらを考慮した場合にどうしたらいいかということで、都市計画税を全廃しているという、こういった実情も国・県の本庁の皆さんにそれぞれつぶさに説明させていただきました。

それから、山ノ内町ではことし3月にホテルの火災事故があったと。しかし、そのためにはしご車を購入すると、これは2億、それから1年間の維持費が約500万円以上、そして人件費で、少なくとも職員12名以上と、これを購入しても、非常に予算的にも大変なことと同時に、現実問題、六、七件しかそれには対応できないという、こういうようなことも含めて、いろいろご説明申し上げ、今の中での町としてのできる範囲のことを考えていきたいということで、国・県、それから県議会、県の町村会、そういったところへ町の実情を十分訴えてきたつもりでございまして。あとは今度、町として関係する皆さんとどの程度、本人のご希望というよりも、

やはり国や県、他市町村の状況を踏まえた中での補助を考えていきたいと、こういうふうに変換のほうともいろいろと話している最中でございます。

まだ最終的な結論には至っておりませんが、いずれにせよ、今、現地調査、それぞれ現地診断しておりますので、それらの結果を踏まえた中で判断していくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） ついぞ声が大きくなってしまって申しわけございません。何せ、前職がちょっと関係していたもので、そんなことで、ありがとうございます。

町といたしましても、できるだけの支援をしていただく前提の中で、先ほどちょっと触れられた消防の㊦（マルテキ）の件に関しましては、かつて私も、当時の自治省消防庁の次郎丸さんとおっしゃる係長のところへ窮地を訴え、陳情されたのに随行をしていった記憶がございます。今回のこの問題も、現在いろいろなそういう線引きの中で5,000平米以上ということでございますけれども、診断の結果の公表がされるということ、現在5,000平米ということは、多分将来的に3,000平米、あるいは2,000平米というふうにはハードルが上がるというんだか、下がるというんだか、あれですけども、そういうことも懸念される。そうすると、ますます当町の基幹産業であるホテル、旅館業が衰退の一途を必然的にたどらざるを得ないのが目に見えるような気がしているわけでございます。

そこで、町長もご答弁にございましたように、この法律改正によって、今まで3分の1国の補助だったのが、緊急で25年度予算でもって2分の1というふうに変換額が上がりました。このように、大変国としての法改正の責任もとりながら取り組んでいるわけでございますけれども、我が町においても今、幾つか観光関係で制度資金がございますけれども、その制度資金の内容と利用につきまして、ご担当であります観光商工課長、かいつまんでご説明をお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

制度資金の利用状況につきましては、また成果報告の中にも書いてございますが、ざっとまとめた内容を申し上げますと、平成24年ですね、県と町合わせまして78件ということで、その中で設備資金については16件、大体20%ということになります。その主なものは、営業車の購入等が主として、改築に回ったものというのは3件ということで、全体の4%にすぎないということでありまして、今までいろいろお話しありましたが、政府とすれば、新聞の報道によりますと、民間投資を促進するためということではあります、いざ当事者にとってみれば、このような設備投資になかなかお金が回らない状況の中で、大変厳しいものがあるということになりますので、建設水道課長が主幹課になっておりますけれども、町に与える影響が非常に大きいということで、過日、総務課長の提案で、関係課、私も含めて集まりまして、プロジェク

トでもって真剣に考えていかななくてはいけないのではないかとということになっておりますので、観光商工課としまして、そのプロジェクトの中に参加をして、いろいろ対策を考えていきたいと、こう思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 今、大変心強い、また、大変結構だというふうに評価できるご答弁がございました。総務課長を中心としてのプロジェクト、課を越えてのプロジェクトで対応していくという力強い言葉を頂戴しました。大変結構なことで、期待をしたいと思います。

その中で、やはり先ほどもちょっと申し上げましたように、観光商工課長の答弁をお聞きしますと、なかなか設備資金のほうへは手が回らないというか、意欲が出てこないと。そこら辺の実情をよくご考察をいただいて、何とかつくる制度資金であれば、利用しやすいような方策を考えていただきたいと。特に今回のこの件については死活問題であり、営業への投資効果というのは余り期待できない部分でございますので、ぜひ町においても、大型の制度資金、大型の補助金、それから別枠でも特別融資制度、利子補給はもちろんでございますけれども、そういうことを十分踏まえて、ぜひ業界の要望、気持ち、意見、これを酌み取ってやっていただきたいと思います。

最後に、総務課長に、プロジェクトの責任者として、力強く前向きに取り組んでいくんだという決意を伺って、私の質問を終わりといたします。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

西議員の言われるとおり、やはりこの耐震改修促進法の関係で大きな、当町については観光産業、主幹産業でございます。この観光によって、町の財政状況も大きく変わってくるという状況を十分認識してございますので、全課、これはもうプロジェクトですので、全課にまたぎますので、その中で個人の課の新たな認識を持って取り組んでいこうというふうに思っておりますので、各先進のホームページを見ますと、もう既にある市においては、こんな方向を出しているというところも出てございますので、そういうのも十分参考にしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 答弁は簡潔明瞭にお願いをしておきたいと思っております。

4番 田中篤君の質問を認めます。

4番 田中篤君、登壇。

（4番 田中 篤君登壇）

4番（田中 篤君） 4番、田中篤でございます。

ことしの夏も厳しく、連日の猛暑が続き、町民の皆様方もさぞかし大変だったとお察し申し

上げます。ここへ来て、やっと暑さも一段落いたしましたので、1日も早く健康状態に戻られることを望んでおります。

さて、現在の日本は、昨年の政権交代以降、経済再生のアベノミクスでデフレーションの脱却と2%のインフレターゲットを目標にして動き出しております。世の人が景気は気分だとよく言ったものです。私どもの地方は、相変わらずの不景気で恩恵に預かっていませんが、都会では将来に対しての楽観的な観測により好景気となり、経済が拡大しているようです。しかしながら、現実には円安の結果としての物価の上昇で、国民生活が脅かされ、所得の上昇にはつながらず状態になっています。

経済現象の定義にはいろいろな見方がありますが、需要と供給のバランスだけではない面では、デフレーションは所得、物価ともに下がり、経済が縮小していく状況を言い、インフレーションは逆に所得、物価ともに上がり、経済が拡大していく状態を言います。しかし、現在の日本に起きている現状は、所得が下がりつつある状態で物価だけ上がるという最悪の現象を呈していると言って過言でないと思います。価格上昇と賃金下落が併存する、国民にとっては極めて憂慮する状態です。この状態を経済用語ではスタグフレーションと言います。円安による輸入価格の上昇は、エネルギー価格、食料の高騰と、国民生活と切り離せない根幹部分に打撃を与え、加えて企業活動にも悪影響を与えています。国民生活と物価の上昇は既に起きていますが、企業活動の中では、原料、エネルギー価格の上昇に対して、電力業界等、独占的に市場を占有している業界を除けば、売り上げ不振を恐れて、単純に製品価格に転嫁できません。結果的には、企業努力と称して、当たり前のごとくコスト削減を行い、結果的には人員整理と賃金を抑えるしかありません。これでは、国民の所得がふえるはずはございません。

現在の円安は、安倍内閣の大胆な金融緩和、円安容認政策により、世界的な投機資金が利用しての現象です。円安による物価の上昇は、所得税増税の3とか5%の上昇問題の比ではなく、けた違いの20%の問題であります。このままでいけば、企業が製品価格の転嫁ができなくなり、賃金で救出するほかなく、物価上昇と賃金下落のスタグフレーション状態の悪循環に陥る危険性があります。

今後の消費税増税と物価の上昇による国民生活への二重の負担を避けるため、国民の犠牲による大切な増税分を有効に使うため、そして、円安での輸入額の増加により、国の富を外国に持っていかれる最悪の事態を避けるためにも、政府は過度の円安容認政策から転換すべき時が来ていると思われまます。

安倍総理の消費税増税決断の時期が迫り、議論が盛り上がっております。大多数の日本国民は理性的な判断をなさっています。現在の国の借金の状態を、今後の社会保障費の増大を考慮して、日本国民の多くは、世界にまれな倫理観に基づいて、孫子の世代にツケを回すことはしたくないと思い、消費税増税もいたし方ないと考えています。しかし、社会保障費の増大問題が消費税増税だけで解決するには、天文学的な数字になり、これだけ解決することは不可能です。今後は仕組みの変更、利用者の負担増も避けて通れないのが現状です。

日本国民はこの国の将来のため、傷みを分かち合い、勇気を持って未来を切り開いていただきたいと思います。

消費税増税問題と密接に関連していますが、日本の人口構成は団塊の世代が影響を及ぼさなくなるまで今後二十数年は少子高齢化の問題解決を模索する傾向が続くと思われまます。経済的側面から見れば、生産年齢世代が養える高齢者及び若年者の人数には限度があり、高齢者が多くなれば、結果として少子高齢が起きます。今後は、生産年齢世代の拡大とストックの活用、具体的には強制的に退職させられる定年制度の廃止を含む高齢者の活用及び高齢者世帯の保有している金融資産をどう利用するかを検討する必要があります。

これまでの経済政策は、人口の増加を前提とした景気の拡大、そして、一部にはさきの戦争遂行経済政策の延長も含めた戦後数十年にわたる護送船団、統制型規制経済を行ってきました。それがばらまき予算になり、成長の減速とともに、国家の借金の増加となりました。

現在行われているTPP交渉は、よい意味での過去との決別による新しい仕組みづくりの模索かもしれません。今後は全員に対する平等政策ではなく、将来を見据えた戦略的重点を明らかにした集中的な政策を打つ必要に迫られています。

国の将来に責任ある現在の為政者たちは、時代の転換点の中、何をしようとしているのでしょうか。私たちは過去の景気にしがみつき、将来世代にツケを回すことは避けたいものです。それでは、一般質問通告書の朗読をさせていただきます。

1、将来推計人口について。

- (1) 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果をどう受けとめているか。
- (2) 当町の住民生活を支援する役場の体制はどうなるのか。
- (3) 主要産業の観光・農業の将来はどうなると思うか。
- (4) そのような時代の教育はどうあるべきと思うか。

2、アベノミクス効果について。

- (1) 国の方針で当町はどのような影響を受けたか。
- (2) 今後どのようなことを望むか。

以上をお伺いいたします。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 田中篤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の将来人口についての(1) 将来人口推計結果のご質問でございますが、日本の総人口が2040年までには約2,000万人減少するとの推計であり、当町の人口も大変な状況だと認識しております。

補足を(2)の役場体制とあわせて、総務課長からご答弁申し上げます。

次に、(3)の主要産業の観光・農業の将来はどのようになるかのご質問でございますが、

観光業、農業については、人口の減少や少子高齢化の影響による労働力不足が問題となっており、魅力ある事業の展開は、労働者の確保が急務であると考えております。

詳細につきましては、観光業については観光商工課長、農業につきましては農林課長からそれぞれご答弁申し上げます。

(4) のそのような時代の教育はどうあるべきかのご質問につきましては、教育長からご答弁申し上げます。

次に、大きい2点目のアベノミクス効果についてのご質問でございますが、政権交代により、経済政策で3本の矢として、マスコミ、経済界では大変な評価がありますが、地方の実態経済としては、必ずしも十分とは言えませんが、町内では、県工事において橋梁や国・県道の改良工事、治山工事など、その効果もあります。

細部につきましては、総務課長よりご答弁申し上げます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） それでは、1番の将来推計人口についての(1)国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果をどう受けとめるかのご質問でございますが、この研究所が本年3月に公表しました地域別将来推計人口によりますと、山ノ内町は2010年の国勢調査で1万3,678人だった人口が、2040年には7,654人になるとの予測が出ております。日本全体の人口が減少していく中、当町の人口減少については厳粛に受け入れなくてはならないと考えております。

そこで、その減り方のスピードを遅くしていく方策を多く打ち出していくことが理想である。第5次総合計画の重点アクションプランを中心に、的確に、効率的に実施していく必要があると考えております。

次に、(2)の当町の住民生活を支援する役場の体制はどうなるかのご質問でございますが、将来の人口の減少と職員数は、必ずしも比例するとは考えておりません。しかし、職員の数の減少も考慮していく必要があり、時代の流れとともに、多様化、そして細分化していく行政需要に的確かつ効率的に対応できる体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、2番のアベノミクスについてのご質問2点でございますけれども、(1)国の方針では、当町はどのような影響を受けたかというご質問でございますが、デフレ脱却を目指して金融緩和、公共事業を中心とした財政政策、民間投資を喚起する成長戦略から成る経済政策を現政権が打ち出してから、円安・株高の流れが続いております。当初は輸出のウエートが大きい大企業を中心として、その効果があらわれてきた傾向にありましたが、民間調査機関による、夏場に入り、改善策は全国的に広がり、さらに中小企業まであおられてきているとのことであります。しかし、現状では町内にその効果が波及している実感は乏しく、ガソリンを中心とした燃料費の高騰、電気料の値上げが事業所のみならず、一般家庭にも圧迫していると捉えております。

次に、今後どのようなことを望むかのご質問でございますが、全国的には輸出増加は続いており、設備投資は拡大傾向で推移、また、公共事業が本格化していく中で、国内景気の回復傾向が地方にも行き渡り、町内の主産業であります観光と農業などに早く好況感が波及して活性化していくことを期待するところでございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 1番の（3）主要産業の観光・農業の将来はどのようになるかのご質問ですが、観光業に関しましては、特に家族経営をしている旅館、ホテルにおきまして、少子高齢化の影響により、後継者など労働力不足が問題となりつつあります。観光産業の活性化のため、誘客対策に重点を置きながら、リピーターや滞在日数の増加対策、インバウンドの推進に業界の皆様とともに事業展開をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 同じご質問ですが、地域の基幹的農業従事者の高齢化に伴い、今後、生産農家の減少も危惧される中で、地域農業の担い手確保は大きな課題であります。このため、町ではがんばる農業就農奨励金として、新規就農された方に10万円の奨励金を交付させていただくほか、JAとの連携したブランド農業生産振興対策事業補助金により、優良品種の早期産地化に向けた苗木の導入補助など、地域ブランド生産販売推進を図ることや、昨年度からは個人農家にも対象を拡充して農業機械等の導入に補助金を交付するなど、地域農業振興に対する各種支援を実施させていただいております。これに加え昨年、暫定版として策定いたしました人・農地プランの精査と地域農業の将来ビジョンを検討いただくべく、各地域で懇談をいただいているところであり、この懇談における内容も踏まえ、さらなる支援策が必要であるか検討してまいりたいと考えております。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） そのような時代というものを私なりに解釈しますと、少子高齢化の時代、あるいは変化の激しい時代、国際的なグローバルな時代、また情報化の時代というふうに私は思っております。非常に複雑な今の世の中で子供たちはこれから生きていくというわけでございますが、一人ひとりが自分に自信を持って生活して、主体的に次代を切り開いていく、そういう必要な学力を身につける、そんな教育が大事なかなというふうに思っております。

具体的には、基礎基本の学力はもちろんでございます。みずから考え、みずから判断して、みずから行う力、あるいはそういうものを総括して、みずから切り開き、そしてつくり上げる創造力、また、他と共存するコミュニケーション能力、表現力、それから自他を大切にする心等々、また、豊かな情操ですとか健康な体、体力、そんなことが大事かと思いますが、押しなべて言いますと、まずはやはりみずから学ぶ、そういう意欲を持てる、そんな教育が私は大事ではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） では、再質問させていただきます。

本年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口は、極めて衝撃的なものでした。日本の国の人口は既に減少しつつあるとは新聞報道で承知していました。その推計では、先ほど町長もおっしゃっていましたとおり、西暦2040年の全国の人口は1億727万6,000人となり、現在よりも2,000万人以上減少、2012年現在の83.8%になるとのことです。これについては、さもありなんと想定の中の数字でございます。

しかしながら、長野県の2040年166万8,415人、77.5%。わけても、当町の2040年の推計人口は7,654人、2012年時より56%になり、44%の減少、これには驚かされました。これは、たった27年後のことです。この場にいらっしゃる方の中でも、その状態を現実として体現なさる方もいらっしゃると思います。将来のことでわかるはずがないとたかをくくり、考えるだけ無駄とお思いの方もたくさんいらっしゃるでしょうが、科学的な手法を用いての推計であり、10年ほど前に問題になった厚生労働省の省益優先、自分たちの過去の政策失敗をつくろうために行った鉛筆をなめるようないいかげんな年金財政計算とは明らかに違い、統計指標を用いた根拠のある推計と確認できます。もちろん今後、大震災、戦争等の大規模な特別要因があれば変わる可能性もありますが、現在の延長線上にはこのような現実があることを直視しなければなりません。

経営学の巨人、ピーター・フレデント・ドラッカーは、未来に対する洞察力と先見性を駆使し、物事の本質を説き、あずを読み解くヒントを提供してくれました。そして、彼は人知の限界を深く理解した謙虚なおごりのない言葉として、「我々は未来について2つのことしか知らない。一つは、未来は知り得ない。もう一つは、未来は今日存在するものとも、今日予測するものもと違うということである」と言っていました。しかし、彼はそのように言いつつも、経営学的な視点から、「未来を知る方法は2つある」とも言っております。「一つは、自分でつくることである。成功してきた個人、組織、企業はすべてみずからの未来をみずからつくっていった。もう一つは、既に起こったことの帰結を見ることである。そして、行動に結びつけることである」。2番目の言葉を彼は既に起こった未来と名づけています。ドラッカーは人口構造の変化こそ帰結のわかる既に起こった未来であると言っております。そして、未来について備えることも可能と言っております。そのために発想の転換を行い、行動をすることがイノベーションです。イノベーションを起こさなければ、どのような組織でも時代に捨てられ衰退していきます。

当町においても、国任せの場当たり的な措置だけでなく、みずからの未来の山ノ内の姿、町民の幸せのための社会の確立に向けての施策を考えていかねばならないと思います。

その上で、先ほどいろいろとお話しいただきました。人口減少を遅くする方策、そのようなことは多々打っておりますが、現実問題として、7,600人になったときの町の将来推計という

ことを具体的に考えていたことがあるのでしょうか。それをお伺いいたします。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

現実には、今の56%になってしまうという関係の中での役場の体制については、具体的には想定してございません。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） 私は先ほど言いましたように、人口構造の変化というのは、もう既に起きております。また、将来推計もできます。これは非常に大きな問題で難しい問題ですので、1人の人間がある部署のある一面で見ているだけでは解決しないと思いますが、この将来を見据えた町としてプロジェクトを立ち上げる、そのようなお考えはあるのでしょうか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 昔から10年一昔というふうに言われておりまして、町の場合には法律で定められ、10カ年計画が最長の計画になっております。そういった意味で、第5次総合計画というのは樹立され、議会で承認、国・県、それもご了承いただいている内容でございます。

そういう中で、27年後というのは、私も正直言って、この統計を見てえっというふうにしたのは、私だけではなく、多くの皆さんがそうではないかなというふうに思っています。しかし、これも来年、一挙に約半数の7,000人台になるわけではございませんので、今までも2万人の人口から少しでもふやそうという方針で第1次町の基本計画をつくりながらやってきたんですけれども、それが第5次まで来ても、毎年ふえるどころか、ずっとこの第5次をつくるまでは減少傾向をすると。結果的に、じゃ、減少の幅を、人数をいかにして少なくするかという施策にならざるを得ないというのが今日の現状でございます。

そういった意味で、これからもいろいろな知識者も交えたり、いろいろな講演をしたり、そして私たち職員や議員、住民の皆さんもお互いに意識改革をしながら、こういったものについての、将来のことを十分見据えたことを提言、行動に移していかざるを得ないなというふうに思っています。

正直言って、なかなか、先ほども出ておりましたけれども、未婚化、晩婚化、そして少子化、こういったことがございますので、これらを町の第5次総合計画重点アクションプラン、これで即効力があるというふうには思っておりませんが、そういったいろいろなことを皆さんと一緒に対応しながら、これからは行政としての努力をしてみたいと思っています。

よろしくお願ひいたします。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） なかなか、今現在行っている延長線上のお答えしか返ってこないんですが、非常に想像するということは怖いことでもあります、難しいことだと思います。ただ、これをまじめに考えなければ、場当たりのやっただけでは、現在のこの現状はとめられない。

また、結果として町民に対するサービス、いろいろな面で、防災体制、自主組織のあり方、社会保障、その点についてもいろいろなそごが起きてくるかと想像されます。

できる限り早くそういうものに関して同じような市町村も当然日本全国にあるかと思えますので、そういう研究などもしていただいでやっていただければと思います。

単純に、もし町民、町の役場の職員、27年後という、ことし採用した人はまだいらっしやるかと思えます。そこら辺の中で、採用計画についても今後考えなければいけない部分が出てくるかと思えます。それについては、またいろいろと今後研究していただければと思います。

あと、教育環境の関係ですけれども、みずから生きていく力というようなものをつけないといけない、それはそれで結構なんですけど、人口減少も含めて、一番特効薬的に簡単なのは、若い人たちがこの町に来てもらって、住んでもらう、住みやすい環境をつくる。住みやすいということは、子供を育てやすい環境。その中で教育の点は極めて重要だと思えますが、それについてはいかがでしょうか。教育長、お願いします。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） なかなか難しい問題がございますけれども、私はやはり山ノ内町の学校教育が魅力的なものであるというようなこと、これも一つ学校教育、教育委員会としては大事なことだというふうに思っております。いろいろ山ノ内町の特徴を生かしたそういう教育、例えばユネスコスクールというのがありますけれども、そういう雄大な自然の中で育つ子供たち、そういう教育環境を整えることとか、あるいはITですとか、そういう何か特色ある先進的な教育とともに、よく古きを訪ね新しきを知るとありますけれども、そういういろいろと魅力ある、そういう教育をしていかなければいけないなというふうに思っております。そういう環境を整えるということが私たち今、子供たちの学ぶ環境を整えるということが大事ななというふうに思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） 教育の面では教育長としてはそれまでしか言えないのかもしれませんが、やはり人が住んでもらう、人に来てもらう、その中に大きな要因として教育が間違いなく存在するということはわかっていただいていると思います。

その中で、この町に住んでもらう、そういうターゲットの人のマーケティングを実際、この町では行っているのでしょうか。これは副町長にお伺いいたします。

議長（児玉信治君） 小林副町長。

副町長（小林 央君） マーケティングといいますのは、人集めというふうに捉えれば、外から人を集めてくるという施策だと思います。具体的にはしておりません。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） やはり今現在、減らすのをおくらせる方法は多々やっいらっしやるかと思えますが、減っていくことは事実でございます。やはり増やしていくには、ほかから来てい

ただ、ある意味で、商品で言えば、この町の魅力をその人たちに買っていただく、この町にはどのような、そういう若い人たち、この町に住みたいというニーズがあるのか、それをやはり調べた上で、この町をPRしていく。ただやみくもにPRしただけでは、失礼ですけれども、下手な鉄砲数打ちや当たる、あるいは変なコマーシャルベースのものにすぎません。

やはりこの町をどのような方に住んでもらいたいのか、その方々は何を望んでいるのか、企業で言えば、それによって企業の方針が決まる。俗に言うマネジリアルマーケティングと言いますけれども、それが第一だと思います。それがあくまでも戦略でございます。その戦略がなくて、枝葉末節ばかりの場当たりの対策、たくさんいろいろと5カ年計画も含めて出ているかと思いますが、そういうマーケティング的な手法を今後取り入れるお気持ちはあるでしょうか。町長、お願いします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 町にとって観光もホテル業も商工業も、それから農業も人口も、非常に減少傾向で厳しい状況がございます。そういった中で、今、町といたしましては、第5次総合計画を基本にしながら、例えば地域協力隊、あるいは立教大学を初めとする学校と行政との連携、そしてまた、国・県やなんかとの連携をとりながら、そして皆さん方も議会でも当然おやりになっておりますけれども、先進地の視察、あるいは研修、いずれにせよ、最終的には人づくりがまちづくりだというふうに思っておりますので、いかに優秀な行政マン、これは灯台の役目を果たしていかなければならないから、そういうふうにも人づくりをして優秀な職員をつくり、また、その職員がやる気を持っていただくような、そんな環境づくりをしていくのが私どもの仕事ではないかなと思っておりますし、また、それはイコール、今度は業界だとか地域の住民の皆さんとも連携をして、そういう方向づけをしながら、一緒になって進めていく、それがやはり第5次総合計画であると同時に、住民、議会、行政が協働のまちづくりになっていくのではないかなというふうに思っておりますので、いずれにせよ、第5次総合計画は場当たりのだとかいろいろなことをおっしゃられますけれども、やはりこれは皆さん方議会も含めて、一緒になってつくった計画でございますので、これはあくまでもアンケート調査、それから地域の懇談会、そして専門の方のご意見を踏まえてつくっていき、そして最終的には議会や国のご承認もいただいていることでございます。また、町の観光交流ビジョンでもそうですけれども、今までは地元の皆さんだけでつくっておりましたけれども、私はあえて星野リゾートだとかJR、それから県の職員、長野電鉄、いろいろな皆さんにご参画いただいて82経済研究所ですか、長野経済研究所ですか、そういう皆さんにご参加いただいて、今まで庁内だけでない、そういう多角的な視点も含めて観光交流ビジョンもつくってきたつもりでございますので。ただ、それをいかにして実践していくか、協働で進めていくかということが極めて重要だと思います。

しかし、そうは言っても、日本における経済環境、いろいろな状況がございますので、うちの町だけで解決できるとは思いませんけれども、これからもいろいろな皆さんのご支援、英知を結集しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ぜひまたいろいろな貴重なご提言、

ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（児玉信治君） 答弁は簡潔明瞭にお願ひいたします。

4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） いろいろとお話しいただきました。町長におかれましては、いろいろな過去の経過からご存じだと思います。

しかし、先ほど言いましたとおり、この人口問題も含めて、我々には思ってもいない、もうちょっと緩やかではなかったのかというようなことがこのまま先へ行ってしまうという、やはり危機感のあるデータを突きつけられております。その意味で、過去の考えたことも含めまして、もう一回見直しをした中で、どのようにしたらいいか、この町をどのようにしていったらいいか、これはもちろん町当局だけではなくて、私どももやはり考える責任もございまして。ともども考えていかねばならないのではないかと思います。そんな中で、おのおのの部署で努力できること、私は教育問題が一番ある意味、特攻的、ここに移り住んで育てたくなるような学力、あるいは子供の教育ですか、そういうものが一番効果的な手法だと思いますが、お年寄りの方に来ていただくのもまたいいのかもしれませんが、お若い子育て世代に優しい、子育て世代が生きていけるようなこの町をつくっていければ理想的だと思っておりますが、これについて改めてまた教育長、お願ひいたします。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 現在でも町内から他市町村のほうに移り住んでいる保護者の皆さんもいらっしゃいます。その方々がすべて山ノ内町の教育には失望したというふうな捉え方は私はしておりません。やはりそこに移り住んでいくいろいろな経済的な基盤ですとか、あるいは仕事ですとか、そういうのがあってのことだというふうに理解しております。

しかしながら、やはり教育というものは、その地域の魅力でもございますので、そういうところについては、教育委員会事務局、そして教育委員会、そして学校ともども総力を挙げて取り組んでいかなければいけない、そういう課題ではございますが、またいろいろご指導いただきたいというふうに思います。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） そういうシステムを捉えた中で今後の教育行政に当たっていただければと思います。

では、2番目の再質問に入らせていただきます。

アベノミクスの効果はまだ限定的だと思われております。まして、評価についてはまだ時間をかけ、次の施策を持たねばなりません。株価の上昇と景気の先行きの楽観は、一定の効果をもたらしていると思われまゝ。先ほどお昼に株価を見ましたら、オリンピック開催地決定効果で二百何十円か何か上がっております。これもまたいい効果だと思います。

しかし、当町の産業に及ぼす影響は、先ほど来答弁の中にもありましたとおり、いまだ変化がなく、相変わらず低迷を脱し切れていないように見受けられます。

安倍内閣の異次元の金融緩和と称する大胆な市場への資金提供にしても、成長戦略に具体性がなく、将来の産業振興に対するビジョンが描けない状態で、これは西議員のほうからもいろいろお話があつて、なかなか設備投資のほうに回らない、これが現状だと思います。結果的に機能はしていない状態です。悪いことに、それが投機資金に回り、円安になり、国民生活を脅かす現状です。政府は、今後の財政出動が景気により影響を与えておりましたが、町長のお話で、県は確かに少し出てきております。今後どうなるのか不安な点もございます。しかし、東京のオリンピック招致の成功は、経済に幸運をもたらすかもしれないよいニュースでございます。国民に目標が出てきたことにより、先行きに希望が湧き、景気の上昇が期待できます。

オリンピック招致のときに安倍首相が宣言した東京の安全の強調、原発事故の解決の約束を、これをもし実行しなければ、日本の信用は地に落ちます。過去には、ともすれば、原発事故に対して及び腰で、積極的に関与してこなかった政府の姿勢転換を期待しております。今後は東京電力に任せきりにしていた福島放射能汚染水を含めて、原子力政策、そして発電問題を解決する必要があります。責任を持って実行しなければ、国内問題と違って、批判がたくさんある中での国際社会からのせつかくの原発事故対策に対する猶予をいただいたことが台なしになります。それは、さきの政権の無責任さに輪をかけて、日本の政治家は口先だけで、何も実行できないと、日本国の信用をなくしかねない状態になっているとの自覚と覚悟が必要だと思います。

国の問題はさておき、翻って当町の景気対策としての財政出動については、どのようになっていますか。今後の動向も含めてお伺いしたいと思います。財政出動については、まだ町長も含めてお話しいただいていないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 財政出動というのは、なかなかちょっと具体的なものはやっておりませんが、大変今の観光業が厳しいということはございますので、都市計画税の全廃というのをさせていただきました。それからまた、農業関係では、農協さんと一緒になりながら、がんばる農業応援資金を初め、農業のそれぞれのブランド農業推進のための補助制度を充実させてございますし、それから、町独自で住宅改修、若者定住を含めて。これはかなり、大体年間100件程度があると思っておりますけれども、よそのところでは麻生総理のころので2年間の限定でやりましたけれども、私のほうではまだ、2年間限定ではなくて、継続させていただいておりますけれども、大体1億四、五千万ぐらいの町での効果がございます、単年度で。それからあと、温泉の有効利用、これが毎年、個人と旅館等で大変ご利用いただいております。こんなのが具体的にその緊急対策ということではございませんけれども、やらせていただいておりますことと、あと、各地元の各区の皆さんと行政懇談会を行いながら、いろいろな地元要望をお聞きし、今回も補正予算で観光と農業と、それから建設関係に補正予算をそれぞれつけさせていただいて、何とかまた住民要望にこたえながら、地域経済の活性化にというふうに対応して

いるつもりでございます。そのほか、個々いろいろありますけれども、とりあえず今、ぱっと気がついたのはその程度でございます。

よろしく申し上げます。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） 今まで町長がおっしゃった中で、いろいろと効果が上がってきている点もあるかと思えます。ただ、今年度で終わる事業ですか、住宅改修の補助。たしか今年度、また来年度以降つづけられることがあるかどうか、そこら辺も含めてちょっとお伺いできればありがたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 需要の、皆さん方のご要望を確認しながら進めていきたいと思えますけれども、私はやはり若者定住対策と住民の安心・安全な快適な環境、例えば今、ホテルの住宅改修制度もこれから始めようとしているところでございますので、じゃ、そちらのほうへシフトをするかということにもなりませんので、もう少し様子を見ながら、できれば継続をしていくことの、温泉にとってもそうですけれども、継続しながら皆さん方がちょうど自分のやりたいときと町の補助制度が合致すれば、すぐ手を挙げていただけるんですけども、やはりお金のかかること、大体補助金の10倍ぐらいかかっていますので、そこら辺をもう少し見きわめながら、実施計画の中で判断してまいりたいと思っております。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） そのような形で、もっと積極的にやっていただければありがたいんですが、それについて、私の先ほどの質問の中で、国・県に対して、この町として、先ほどの大規模構築物の改修問題も含めて出ておりますが、やはり声を大にして、望んでいくことに関してはほとんど言っていたかなければいけないかと思うんですが、西議員のお話にもありましたが、改めて耐震改修、その他についてお伺いしたいと思えますが、いかがでしょうか。町長にお願いします。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 先ほど西議員にもお話ししたとおり、町の基幹産業の観光産業がこれだめになっていくのでは困りますので、国の補助制度、それから県の補助制度、これがございまして、これらとのバランスを考慮した中で、積極的に営業が継続できるような方策は、やはり町として補助制度を設けてやっていかざるを得ないなというふうに思っております。

いずれにせよ、国が直接、山ノ内町へ課長さんがおみえになって、私とヒアリングされる、県の本庁の課長が直接私とヒアリングされるという、これはよそではちょっと考えられないことでございますので、私自身もそのつもりで対応してまいりたいなと思っております。いずれにせよ、全県下、国の状況、いろいろなことを考慮しながら、それぞれ皆さんが少しでもその方向でご努力できるような環境づくりをしていきたいなと思っております。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番(田中 篤君) 町長の今のお話、今後ますます国・県等に陳情していただいき、また、国を動かしていくような形をとっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(児玉信治君) 4番 田中篤君の質問を終わります。

ここで午後2時55分まで休憩いたします。

(休憩) (午後 2時36分)

(再開) (午後 2時55分)

議長(児玉信治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(児玉信治君) 6番 高山祐一君の質問を認めます。

6番 高山祐一君、登壇。

(6番 高山祐一君登壇)

6番(高山祐一君) 本日最後の質問者になりました。6番、緑水会、高山祐一です。もう少しおつき合いをいただきたいと思います。

きのうの朝、アルゼンチンのブエノスアイレスでI O C総会が開かれ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催がI O Cのロゲ会長の「東京」の発声で決定いたしました。

ことしの3月、当議会において、2020年オリンピック・パラリンピック東京招致の応援決議をして約半年待ちました。待ちに待った朗報でした。こんなにうれしいことはありません。皆さんとともに喜びを分かち合いたいと思います。

先刻より竹節町長のあいさつ、そして同僚の議員のお話がありましたけれども、一言いわせていただきます。

2020年のオリンピック・パラリンピックの立候補都市で最後まで残ったのは、スペインのマドリード、トルコのイスタンブール、そして東京でした。あるメディアの予想では、第1回の投票で1位が東京、2位がマドリード、3位がイスタンブール。そして決選投票ではイスタンブール票を東京が多く獲得して、東京に決定というものでした。しかし、そのシナリオどおりではなかったものの、結果24票差で東京に決まりました。

平和の祭典と言われるオリンピック・パラリンピックの開催に当たり、憲法9条を持つ日本だからこそ、世界に発信できることもたくさんあると思いますので、すばらしい大会にして、世界にアピールしなければなりません。

前回、1964年のときは、まだ私は小学生でした。東京まで見に行くこともできませんでした。テレビにかじりついていたことを思い出します。私も7年後にはまだ70歳にはなっておりませんので、多分生きていると思います。元気でしたら、何の競技でもいいので、ぜひ見に行きたいと思っております。

後ほど質問の中にありますが、オリンピックや国体の種目にもなっているゴルフの利用税に

ついて、ここでお話しさせていただきたいと思います。

山ノ内町には多くのゴルフ愛好家がいらっしゃいます。私の思いですが、1,000人ほどいらっしゃるのではないかなと思っております。ことし8月に信濃毎日新聞にレポート記事として、ゴルフ場利用税存続の行方という見出しで、ゴルフ業界は二重課税に不公平感とし、県や市町村は貴重な財源にと、双方の言い分を解説していました。その数日後、関連があるかどうか分かりませんが、同じく信毎に、来年の9月に軽井沢で開催される世界アマチュアゴルフチーム選手権の記事が出ていました。この大会は、男子72カ国、女子53カ国、世界じゅうから選手が集まってくる大規模なアマチュアの大会です。こんな大きな大会が長野県軽井沢で開催されることはすばらしいことだと思いますが、成功することを望むものであります。

さて、ゴルフ利用税に戻りますが、そもそもゴルフ場利用税とは、ゴルフ場を通じて都道府県が利用者から集め、3割を県、7割を所在地の市町村に分配するというものです。1989年、平成元年ですが、4月の消費税導入に伴い、ゴルフ場やパチンコ店、ボウリング場、ビリヤード場などの利用者を対象にした娯楽施設利用税が廃止された際、ゴルフ場については担税力がある等の理由で、新たな税金として創設されました。地方税法は、標準税率を1人1日800円、上限は1,200円と規定され、長野県はホール数とプレー料金の額に応じて500円から1,200円の範囲で8段階に設定されています。

業界の長野県ゴルフ場連盟の代表は8月1日、県庁を訪れ、阿部知事にゴルフ場利用税の廃止を求める要望書を提出。昨年に引き続き関係団体が全国一斉に行った活動の一環だ。要望書は廃止を求める理由として、大きく4つを指摘。一つは、ゴルフは娯楽ではなく、スポーツであり、課税対象とするのは適当でない、2016年リオデジャネイロオリンピックで正式競技に復帰することに加え、平成11年より国民体育大会の正式種目にもなっていることも補強材料として挙げた。次に、プレー料金に消費税と利用税の両方がかかる二重課税を課されていることは不公平感が増す。さらにゴルフ場は特別な行政サービスは受けておらず、課税は不当だとしました。また、ゴルフ愛好家は高収入で担税力があるとされてきたが、今やゴルフは大衆化した。スポーツへの課税はおかしく、廃止すべきだと指摘しております。

一方、自治体側は、財政上の理由で堅持を求める声が根強い。県の税務課長は、昨年度の収入だと、県の取り分は3億円で、2,000億円の県税全体の収入から見れば少額だが、貴重な財源だと話す。ゴルフ場がある市町村には昨年度、計6億9,000万円が分配された。約770万円の分配があった下伊那郡下條村は、1992年には2,700万円という分配がありましたが、現在は3分の1になりました。そこの村の総務課長は、770万と言えば、何か一つ事業ができる金額。貴重な財源に変わりはないと存続を求めている。県内最多の軽井沢町は1億3,000万円の配分を受けており、廃止されれば、影響は大きいとしました。県地方税研究会座長の大学教授によれば、廃止、維持の双方にそれぞれの根拠があるとした上で、廃止を検討することも（代替財源確保）地方税収に影響のない形で議論を進めるべきだとしています。

また、2012年の10月16日毎日新聞の社説では、ゴルフ利用税共存共栄の道を探ろうと題しま

して、こんな社説を載せております。ゴルフ関連団体は、世界に例を見ないスポーツ課税であり、消費税と理不尽な二重課税だと訴える。もっともな主張だ。そして、もはやぜいたくな娯楽ではない根拠として、ゴルファーの6割超が平均年収700万円未満であることを挙げる。また、昨年成立したスポーツ基本法で、生涯スポーツ社会の実現が理念として規定されたことを踏まえ、20代以降から参加者がふえるゴルフに課税するのは、法の趣旨に反するとしている。全国に約2,400カ所あるゴルフ場の延べ利用者が年間8,000万人を超えることから、今や国民的スポーツと言ってもいいだろう。だが、厳しい財政事情の折、地方税であるゴルフ場税が立地の市町村にとって貴重な財源であることも事実。税込総額は約546億円、その7割が都道府県を通じて市町村に交付されている。年間交付額が最も多いのは、千葉県市原市で7億1,300万円、京都府の笠置町は4,800万円で、何と地方税総収入の18.9%を占めるまでもなっております。ゴルフ場利用税の廃止を経営環境の改善に結びつけたいゴルフ場と交付金を行政サービスの財源に充てたい市町村、廃止した場合の代替財源が見当たらない現状では、両者が納得するような解決策は難しい。だが、ゴルフ場の経営が行き詰まるような事態になれば、市町村にとってもマイナスだ。両者は共存共栄の関係にあることを踏まえ、現在、都道府県の税込ととなっている3割分の段階的な縮小、廃止を含め、さまざまな方策を検討すべきだろうと結んでおります。難しい問題だと思いますが、両者の歩み寄りを望みたいものです。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1、ごみの減量について。

- (1) ごみの減量化の推移は。分別は適宜に行われているか。
- (2) ごみ分別指導員の位置づけとその情報の扱いは。
- (3) 隣接の市からの搬入者もいると聞くが、その把握と対策は。

2、志賀高原の貯雪利用について。

- (1) ことしは何トン貯雪して何トン有効利用したか。
- (2) 汚れている雪と不評だった雪質は今回の方式で改善されたか。

ここで不評だったと書きましたが、不評だったわけではなくて、持っていったところでは喜ばれましたので、この不評という言葉は訂正させていただきます。

- (3) ことしの活動の総括と来年度への意気込みは。

3、観光振興について。

- (1) 案内看板をつくる際の基本的な考えは。
- (2) 穂波大橋につくった看板はあれでよいのか。
- (3) 白馬、小布施、当町を一つのエリアとしたスノーモンキー広域圏を形成する施策は考えられないか。

4、ゴルフ場利用税について。

- (1) 利用税についての当町の現状は。
- (2) ゴルフはスポーツか娯楽かのご見解は。

再質問は質問席にて行います。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 高山祐一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のごみの減量についてご答弁申し上げます。

ごみの減量については、広報、指導員、衛生委員、チラシなどにより、ごみの分別収集や可燃ごみの水切り、衣類の特別収集、リサイクルなどお願いし、減量化に努めているところでございます。

ご質問の3点につきましては、健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、2番目の志賀高原の貯雪利用についてのご質問をいただいておりますが、今回は保管地を志賀高原に移し、約500トン貯雪いたしました。その雪を使った埼玉県熊谷市では、志賀高原の清涼感をアピールできたものと考えており、来年についても熊谷市のほうから、ぜひお願いしたいというご要望をいただいておりますので、来年も持っていくように指示をしたところでございます。また、この雪を通して、ことしの秋、熊谷物産展に当町の農産物の出品依頼もあり、別の交流にも広がりを見ることができました。

具体的に3点のご質問につきましては、総務課長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の観光振興についてのご質問ですが、案内看板の設置については、観光客の目線で設置することが重要であると考えております。また、スノーモンキーについては、日本を代表するインバウンドの目玉として、誘客につなげたいと考えております。

詳細につきましては、観光商工課長からご答弁申し上げます。

次に、4番目のゴルフ場利用税について、2点のご質問をいただいておりますけれども、私はゴルフができませんけれども、おやりになる方、見る方がご自身で判断すればよいことで、両面があるというふうに思います。なお、高価な会員権、プレー代、現在の税だけのことで考えますと、高級娯楽というふうに捉えられているのではないのでしょうか。もちろん、最近の学校だとか子供さんたちのおやりになる部分ではスポーツとしての捉え方もあると思います。

詳細につきましては、総務課長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 1のごみの減量についての（1）ごみ減量化の推移は、分別は適宜に行われているかにつきましては、平成19年度にごみの有料化を検討して有料化をせずに減量化を進めると決定し、平成20年度から減量化に取り組みをしております。平成19年度に6,149トンあった可燃ごみは、平成24年度末では5,223トンまで減量することができました。平成25年度につきましても、4月から7月まででは前年度を下回る数値で推移をしております。本年度より実施している衣類の特別収集も、5月、7月の2回で5トンを上回る収集をするこ

とができました。すぐに減量の効果として数値にあらわれるものではありませんが、可燃ごみの減量には効果があるものと考えます。

ごみの分別状況であります。平成21年度より委託しているごみ分別指導員からの報告並びに清掃事業所職員が収集している状況では、おおむね良好であるとの報告であります。特に夏場は水分の多い食材を使用する機会が多いことから、水切りが不十分なものが目立ち始めております。引き続き町の広報等で水切りの徹底を呼びかけてまいりたいと思います。

次に、(2) ごみ分別指導員の位置づけとその情報の扱いはについてであります。平成21年度からごみの減量化の一環として実施しております。指導員はシルバー人材センターに委託し、実人員8名で7月から9月の3カ月間、町内253カ所のごみ収集所で午前6時から9時、午後の収集場所では10時半から13時30分の間に定集所に立ち、住民の搬出ごみ袋を目視にて確認して、分別や水切りが不十分なもの等について、持ち帰りをお願いするよう指示をしております。プライバシー保護には十分配慮し、袋をあけて中身の確認をすることは行っておりません。指導期間が終了した後は、指導員と報告会を開催し、状況報告をいただいております。状況の悪い地区には、指導チラシ配布などを行っております。

次に、(3) の隣接の市からの搬入者もいると聞くが、その把握と対策はについてでございますが、隣接市からのごみの搬入実態は報告を受けておりません。また、把握もできていない状況でございます。仮に、搬入されている場合、ごみ分別指導員が現地指導を行っていても、町指定のごみ袋を使用して搬出した場合には判別ができないような状況でございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 2番の志賀高原の貯雪量について、3点の高山議員さんからのご質問でございますが、まず(1) のことしは何トン貯雪して何トン有効利用したかというご質問でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、志賀高原98会館駐車場において、約500トンを貯雪をいたしました。3月にシートをかぶせたわけでございます。利用といたしましては、7月21日の熊谷うちわ祭に約10トン、それから7月23日の早稲田実業学校の初等部の雪山に約100トン、それから8月8日に渋温泉のモンスターハンターイベント会場に15トンと、推計であります。合計で125トンを活用いたしました。500トンといっても、大体3分の2が解けてしまいますので、今、大体50トンぐらいまだ残っているかなというふうな状況でございます。

次に、(2) 汚れている雪、不評は訂正いただきましたので、雪質は今回の方式で改善されたかというご質問でございますが、今回はほこりなどの侵入を防ぎ、きれいな状態を維持するため、また、解け方を抑えて、さらには活用時の運搬を考慮し、大きな土のう袋に詰めて保管をいたしました。30袋作成したわけですが、結果的には中身はおおむね白いままで、融け方も少なく、前回と比べて、比べものにならないほどきれいでした。しっかりと雪の状態でありました。

次に、(3) ことしの活動の総括と来年度への意気込みはとのご質問でございますが、貯雪

を行ったイベント等に活用してみると、暑い時期の雪はかなりアピール効果があるとの感触を得ることができました。また、雪を町外に搬出する場合は、受け入れ先の協力が大変重要であり、今回の熊谷市については、本当に親身になって雪の受け入れのほうをいろいろとご指導いただいたというふうなことでありましたので、新規、新たに開拓するには、この辺の受け入れの状況が大きなポイントになるという点も今回実感をしたわけでございます。

なお、熊谷市には全面的にご協力いただいて、大勢の方にPRすることができて、来年もというふうな市長さんのご依頼もいただいておりますので、貯雪については継続して対処してまいりたいと考えております。

続きまして、4番のゴルフ場利用税についての関係でございますけれども、2点ご質問をいただいております。

(1)の利用税についての当町の現状はということでございますが、これは県税でございますので、平成24年度の実績で利用税につきましては356万円余でございます。志賀高原カントリークラブが県税として利用者の方から支払っていただいた額の総額になってございます。今、高山議員さんからもございましたけれども、その7割は町のほうのゴルフ場利用税交付金ということで配分をされているわけでございまして、24年度の実績でございますけれども、249万4,380円になりました。ちなみに、平成23年度につきましては、209万8,320円というふうな、多少23年度に比べて上がっておりますけれども、10年前の実績でいきますと、約470万ほどのゴルフ場利用税交付金があったということでございますので、大体半分ぐらいになってしまった、それだけ利用者が少なくなっているというの、ここであかがえるかなというふうに思っております。

それから次に、ゴルフはスポーツか娯楽かとの見解はとのご質問でございますけれども、先ほど町長からありましたとおり、これはゴルフを行う人それぞれの考え方、取り組み方で違ってきているというふうに考えます。ただ、先ほど議員さんからありましたとおり、町としましては、利用税の70%をゴルフ場利用税として交付金として交付されておりますので、これは250万ほどでございますけれども、これは大変重要な町の財源の一つでございますので、このゴルフ場利用税については、財政を担当する総務課長としては継続していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 3番の観光振興についての(1)観光案内看板をつくる際の基本的な考えはとのご質問ですが、観光案内看板の設置目的は、各観光地へ誘導案内するものと観光地に着いてから観光地を説明する案内図形式のもの、あるいはスノーモンキーのようにピンポイントで案内するものと、その目的に応じ異なりますが、来訪者の皆さんに各観光地にスムーズに誘導案内することを基本に設置しております。

次に、(2)穂波大橋につくった看板はあれでよいのかとのご質問ですが、その看板設置に

当たりましては、現地で仮の看板を設置し、車窓から位置や大きさを確認した上で本設置したものであり、特に問題もなく利用されているものと考えております。

次に、(3) 白馬、小布施、当町を一つのエリアとしたスノーモンキー広域圏を形成する施策は考えられないかのご質問ですが、広域観光につきましては、ご承知のとおり、信越観光圏、信越9市町村の広域観光連携会議等、その目的に応じて広域で宣伝活動を行っております。スノーモンキーにつきましては、国・県を挙げて、インバウンドでは特に力を入れて宣伝いただいております。町としましても、観光の目玉として誘客につなげたいと考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 6番 高山祐一君。

6番（高山祐一君） それでは、ごみの減量について質問をいたします。

今、課長のほうから、今の現在の課題として、水切りが課題であるという報告がありました。私がこの質問をするに当たりまして、最初の動機といたしましては、私が毎朝行っている近くの共同浴場がございまして、その共同浴場の入り口はごみの定集所になっております。そこに腕章をした指導員の方がいらっしゃいましたので、この辺のごみの出しぐあいはどうですかと伺いましたところ、その方いわく、住宅地はいいんだと、まだまだいいんだと、一番問題なのは、旅館街、それから飲食店街、それからアパート、マンションであるということ伺いました。それで、聞いてみると、無理もないというんですか、住宅地の場合はコンポスト、あれを置くスペースがあるので、一般の方はそこへ入れることも可能で、水の入ったごみはそんなに出さないんでしょうけれども、旅館さんと飲食店はそこまでなかなかやりきれない。それで、アパート、マンションの方もそういう場所がないので、つつい湿ったままのごみを出してしまうのではないかというようなことをその方も言っていましたので、私もそうなんだろうなと思いました。

当初、そういう違反、いわゆる違反者という言い方はいけないんでしょうけれども、間違っただけで分別なり水切りが徹底されていない方には、何かシールを張ったらしいんですね。シールを張って、これはだめだから家へ持っていきなさいというような指導をしたそうです。ところが、そこで指導員の方とごみを出した方が多少の言い合いになるそうです。そして、指導員の方は、町へ言ってくれと。そうすると、町へその方が、悪い言葉で言うと、押してきて、俺たちの税金でやっているのに何を言っているんだというような、そういう理不尽な、いわゆる文句をつけるといいますか、そういう方が出てきたので、指導員とすると、指導員の方のほうに町のほうからそういう紙を張ったりしないで、なるべく円満な形でやってくれというようなことで、その張り紙というのはなくなったというようなことを聞いております。

例えば、違反という言葉を使ってすみませんね。違反のごみがそこに、10個のうち1個あったとして、例えばごみ収集車の方がこれは集めなくていいものだから、例えば1個置いてきたと、残してきたと。そうすると、その場所が1カ所だけでなく、町内、先ほど253カ所のうちに何カ所かあれば、250カ所を1日で集めるわけではありませんけれども、そうすると、また

定集所に1個ずつ集めにいかななくてはならない。その手間のほうが大変だ、それはごもつともなことであります。なので、多少のところは目をつぶって集めてきてくださいというようなことを多分、ごみ収集の方に町のほうからお願いをしているんだと思います。

先日、私もお風呂へ、朝風呂へ行ったときに見たら、これは絶対だめなごみだなと思っていて、これをどうするのかと思って、また後で見に行ってみたら、やはりだめなやつも持って行ってありました。それはそんな理由で持っていつているんだと思います。燃えにくいごみとか、例えば町で指定したごみ袋を使わないとか、そういうものは、なかなか指導員の方も大変ですし、町もいちいちそういうところになかなか対応はできないというのが現在の現状ではないかなと思っております。その点はどうでしょうか、私と健康福祉課長の認識は一緒でしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 減量化、水切りの問題につきましては、ほとんどの方は適切に私は処理していただいているというふうに思っております。前回でしたか、前にちょっと住民満足度調査という中身で皆さんにご報告申し上げた中でも、町の取り組みの中の減量化、これについては大分上位のほうに位置しておりまして、十分住民の方は理解をされているということでございますので、先ほどご報告申し上げましたが、数値を見ても、着実に可燃ごみの搬出量は減っているのは、これは事実でございます。

ただ、100%そうではないというのも、これは反面でございますので、そういったことで指導員の皆さんに著しくひどいものについてはご指導願うというようなことでお取り組みをいただいているところでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 6番 高山祐一君。

6番（高山祐一君） それで、これから何が一番問題になるかといいますと、私と指導員の方の意見で一致したのは、紙なんですよね、紙資源。これがなかなかまだ徹底されていないという状況だそうです。

ちなみに、私も恥ずかしい話なんですけど、これの質問をするに当たって、これをよく見えました。皆さんのところへも配られていると思うんですが、これを見ていまして 啞然としたんですが、例えば私たちが使っている紙片ですよ、細かいメモのような。そういうものまでちゃんと紙袋や段ボールに入れて中身が出ないように縛れというのが出ていまして、私はお恥ずかしながら、そこまではやっていなくて、ちょっとしたメモ書きはここにあるごみ箱に縦に入れていました。縦に入れてしまうと、もう整理はできないんですね。そこではと気がつきまして、私はこういうものを持ってきたんですが、これを見てから、ホームセンターへ行って、この紙はちょっと違うかもしれませんが、メモみたいなものはこういうふうに入れるように自分では今、始めました。遅きに失しているかもしれませんが、私も紙資源のこれを読んで、ここは大事な問題だなと思ひまして始めました。これはちなみに490円もしたんですが、安いやつ

でしたら、多分100円ぐらいではあるのではないかと。それで、山ノ内町5,000世帯ございますので、私の思いとすれば、町のほうから皆さんに、各家庭に1個ずつ配る。それで、このあたりにどうでしょう、紙資源はこちらにとか、そんなような文言を書いて皆さんに配る。そうすると、自分から進んでホームセンターに行つてこういうものを買うなり何かするというのは、なかなか人間できないんで、町のほうから少しお金がかかりますけれども、こういうのに入れる。そうすると、おもしろいことに、自分の意識の中ではこういうふうに入れていくと、後で片づけるときに1回まとめようという気持ちになるんですね。これをこういうふうなごみ捨ての形にしてしまうと、なかなかその後自分ではできない。私のだらしのない性格がそうなのかもしれませんが、そんなことで町側から積極的に町民のほうに飛び込んでいって、減量化の動機づけにするようなことを考えたらいかがかなと、ちょっとご提案申しますが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 今のボックスの配布というようなことでございますが、ぜひ高山議員のように、率先してホームセンターへ行っていただいて、ご購入をいただいて、皆様減量化に取り組んでいただきたいなど、こんなふうに思います。

前々から申し上げているとおり、一時は余り量がふえると有料化というような話がございました。そんな話の中から、本当に皆さん減量化に取り組んでいただいて、実際、先ほど申し上げた1,000トンからの減量が図られたというようなことでございます。水切りについても、本当に絞り切ったぞうきをまだ絞れというようなことで今、皆さんにお願いしているような状況でございますけれども、そんなことで、本当に一人ひとりがそんなことを理解してご協力いただきたいと、そんなふうに思います。

議長（児玉信治君） 6番 高山祐一君。

6番（高山祐一君） それでは、志賀高原の貯雪利用について、ちょっとお伺いいたします。

私はその取り組みには、基本的に大賛成なんです。それで、これを進めることによって、さつき町長からもお話があったように、また来年も来てくれと、それから農業のほうにも波及効果があるということでもありますので大賛成ですが、まだ始めて間もない事業ですので、毎年試行錯誤を繰り返して、いいものにしていただきたいと思います。答弁は結構です。すみません。

それで、時間がなくなってきてしまったので、あと、観光振興のことなんですが、先日、ローカル紙に出ました。このスノーモンスターという、横手山地区で今取り組んでいます、スノーモンキーとセットでスノーモンスターを売り出すというような記事が出ていました。その横に、やはり同じ横手山地区なんですが、台湾のスキー泊へスキー場の索道さん、それから旅館、ホテルさん、それからスキー学校さん、この方たちが一堂に会してここへ行くんですね。この話は新聞が出る前に観光商工課長はご存じでしたか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

台湾ですね、それは聞いておりました。ただ、スノーモンスターというのは、新聞で初めて知りました。

以上です。

議長（児玉信治君） 6番 高山祐一君。

6番（高山祐一君） この台湾のほうのスキー泊へは、町の観光商工課も一緒に行きまじょうとかというお話はありましたでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） それは特にありません。観光連盟の誘客委員会の中でそういう情報を志賀高原の一部地域でそういう取り組みをやるというのを聞いただけで、誰がどうやって行くかというのは特に聞いておりませんでした。

以上です。

議長（児玉信治君） 6番 高山祐一君。

6番（高山祐一君） 私はこういう新しい取り組みには、町も積極的にかかわって行って、どんなことをやっているのかというのを研究するのも大事なことはないかと思います。アンテナを高くして、ぜひ積極的にこういうところにも出て行ってほしいという思いがします。

時間配分ができなくて、まだいっぱいあるんですが、すみません、後の質問は次回に回したいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（児玉信治君） 6番 高山祐一君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 以上をもって本日の会議を閉議し、散会とします。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午後 3時36分）

第 3 号

○ 議事日程(第3号)

1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり(16名)

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本 市蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小淵 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

○ 欠席議員次のとおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 吉池 寿幸 議事係長 常田 和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小林 央 君
教育委員長	小野澤 昭三 君	教育長	佐々木 正明 君
会計管理者	須田 紀弘 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	成澤 満 君	健康福祉課長	河野 雅男 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	小林 一 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	大井 良元 君
消防課長	松橋 修身 君	監査委員	中野 口夫 君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(児玉信治君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

1 一般質問

議長(児玉信治君) 本日は日程に従い一般質問を続行し、6番から9番まで行います。

質問通告書の順序に従い質問を許します。

1番 小根澤弘君の質問を認めます。

1番 小根澤弘君、登壇。

(1番 小根澤 弘君登壇)

1番(小根澤 弘君) おはようございます。

1番 緑水会、小根澤弘です。

気象庁の異常気象分析検討会は先日、広い範囲で猛暑となり、地域によっては局地的な豪雨や少雨になった。この夏、6月から8月について異常気象だったと位置づけた。このような異常気象により、7月の北九州北部豪雨、山口・島根豪雨、8月の東北地方を中心とする豪雨による大きな被害が発生し、死者17名、負傷者20名以上、住宅被害も多く発生しました。ここで皆様とともに亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様へお見舞いを申し上げるものでございます。

このように多くの災害が発生し、また、震災によりふるさとに帰れない人たちのことを考えると、心はすさぶことばかりでしたが、一昨日の2020年、第32回夏季オリンピック大会とパラリンピック大会の開催が東京に決まりました。大変喜ばしいニュースでした。この夏季オリンピックの開催決定を契機に、日本はおくれている東日本震災被災地への復旧の加速をさらに進め、山ノ内町は2015年の新幹線開業とオリンピックの経済効果の波及に期待をかけ、基幹産業の農業と観光の活性化をさらに進めてはと思います。

私は、全国に誇れる温泉と自然、全国に自慢のできるおいしい果物や農産物とおもてなしの心を生かした元気なまちづくりのために、知恵とズクを出すべきと考えているところでございます。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

1、インバウンド関係について。

外国人旅行者がふえてきているので、今後の町としての取り組みは。

2、耐震改修促進法改正法案について。

今後この法案に対して町としての取り組みは。

3、社会体育館について

社会体育館は今後どのようにするのか。また、その後の考えは。

4、空き家対策について。

「空き家対策」国が本腰を入れると言っているが、町として今後の考えは。

5、志賀高原ユネスコエコパークについて。

志賀高原ユネスコエコパークについての今後の方針は。

6、給油所の閉鎖について。

給油所の閉鎖によって高齢者への灯油配達や農業機械への給油の心配は。また、今後の対策は。

7、地下タンクの改修費用について。

ホテル・旅館に設置の地下タンクの改修費用について、町の制度資金の活用の考えは。

なお、再質問は質問席でさせていただきます。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めておはようございます。

小根澤弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のインバウンド関係についてのご質問ですが、インバウンドに関しましては、日本人旅行客と比較して、450万人のうち約3万人と来訪者は少ないとはいえ、年々増加していることから大事な取り組みと考え、今までもオーストラリア、アジアの諸国にトップセールス、職員が出かけたりしてPRをしてございます。今後も国・県・観光連盟とともに誘客に力を入れてまいりたいと思っております。

次に、2番目の耐震改修促進法改正法案に対して町としての取り組みのご質問でございますが、昨日、西宗亮議員にお答えしたとおりでございます。

次に、3番目の社会体育館のご質問でございますが、先日も宗教法人大悲殿の役員との懇談会の中で要望事項の一つとして入っておりましたが、総務課長からご答弁申し上げます。

次に、4番目の空き家対策について、県の田舎暮らし案内人の方や東京のふるさと回帰センターの方にお伺いもし、飯山市や駒ヶ根市の取り組みもお聞きしてきたところでございます。当町としても県の協力を得て人口増対策、また移住促進策として、まちづくり重点アクションプランの若者定住施策と並行し、積極的に取り組むべき事項と認識しているところでございます。

細部につきましては、総務課長からご答弁申し上げます。

次に、5番目の志賀高原ユネスコエコパークについて。

志賀高原ユネスコエコパークについては、現在、高山村とともに移行エリアの設定と緩衝エリアの拡大を9月4日にMAB国内委員会の審査を経て決定し、ユネスコ本部へ9月末までに申請すべく取り組んでおります。

ユネスコには文部科学省のヒアリングを経て11月申請の予定でございますが、私も9月17日の日に文部科学省、それから、横浜国立大学へお伺いし、昨日申し上げましたとおり、今後、国内全国サミット、さらにはアジア会議の開催についての提案をし、招致をしてみたいと思っております。

具体的な計画準備を今それぞれ進めているところでございますけれども、今申し上げましたそうした会議の招致というのは、まだまだ国内の認知度が低いこともあり、こうした全国サミット、あるいは国際会議、こういったことを開催することによって、町内はもとより国内外にユネスコエコパークの認知度を高めたり、地元の活動のはずみをつけたり、また、来年7月に認定されるだろうと思えますエリア拡大の記念の会議として対応してみたいなというふうに思っております。

6番目の給油所の閉鎖につきましては、一昨年志賀高原丸池で、本年度は安代地区でガソリンスタンドが閉鎖され、地域へのエネルギー供給とともに来訪者への対応面からも危惧される事態と考えております。

詳細につきましては、総務課長から申し上げます。

次に、7番目地下タンクの改修についてでございますが、ホテル・旅館設置の地下タンクの費用について、町の制度資金の活用とのご質問でございますが、活用については特に問題はございませんし、経営問題の大きな一つとしてこのことがなってくるのではなからうかと思っておりますので、そのことについて大変憂慮している状況でもございます。

観光商工課長から細部をご答弁申し上げます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） それでは、3番の社会体育館についてという中で、社会体育館は今後どのようにするのか、また、その後の考えはとのご質問でございますが、社会体育館は耐震不足及び施設の老朽化から使用を停止しております。また、その撤去そのものに1億数千万円の経費がかかるとの試算もされており、地域の活性化につながる利用方法とその整備に対応する財源について検討してみたいと考えております。

続きまして、4番の空き家対策についてでございますけれども、空き家対策について国が本腰を入れていると言っているが、町としての今後の考えはとの内容でございますが、現在は空き家情報を不動産の物件検索サイトでございます住一むずに提供しておりますし、また、JOINのニッポン移住・交流ナビ、あるいは県の移住交流サイトの空き家活用情報などに情報を発信しております。結果、本年度も数件のお問い合わせをいただいておりますが、町の空き家物件などの登録数が件数で4件という少ない状況であり、案内するに当たっても少し苦慮している状況でもあります。物件をお持ちの方々は、相続等それぞれ何らかの状況で登録に結びつかないというのもございますので、長野県宅地建物取引業協会などの連携を図ってみたいと考えております。

また、移住を目的とした空き家住宅改修のための補助制度も今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6番の給油所の閉鎖についての高齢者への灯油配達や農業機械への給油の心配は、また、今後の対策はとのご質問でございますけれども、エコカーの普及などによるガソリンの需要減、また、改正消防法で義務づけられた古い地下タンクの改修、交換時期が到来したため、全国で給油所の閉鎖が相次ぎました。事実当町におきましても、先ほど町長からもございましたとおり、安代地区でガソリンスタンドの閉鎖がありましたのはご承知のとおりでございますけれども、経済産業省の調査では、給油所が3カ所以下のいわゆる給油所過疎地は全国で257市町村に上るとのことです。

当町では、灯油の営業を含めて給油所は8カ所でございます。日常生活の重要な役割を担っていただいているということから、これからその責務を果たしていただけるものと考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 7番の地下タンクの改修費用について。

ホテル・旅館に設置の地下タンクの改修費用について、町の制度資金の活用の考えはとのご質問ですが、これにつきましては、県の中小企業融資制度資金に地下タンクの改修に係る融資制度がありますので、この制度の活用をお願いしたいと思います。

また、内容によっては、町の制度資金に設備に係る資金もありますので、金額に応じてそれぞれ活用をお願いできればと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） それでは、再質問をさせていただきますが、最初にお断りさせていただきますが、再質問のときに質問事項の順番が変更になりますが、どうかご了承をお願いしたいと思います。

それでは、まず、インバウンド関係についてご質問申し上げます。

政府観光局は、ことしの上半期、要するに1月から6月に日本を訪れた外国人旅行者数は、先ほど町長がおっしゃったように前年よりも22.8%増の495万5,000人で過去最高だったと、このように発表されたんですが、これは円安が進んだことによる割安感や割引航空会社の普及などが背景にあると言われました。

山ノ内町におきましても町長のトップセールスを初め、観光連盟と町との強力な連携のもとでふえていると思います。また、鉄道の玄関、湯田中駅において、自分のパソコンで簡単な地図や時刻表、また、案内図を英語で書いて作成して訪れる外国人のお客様に安心して町を観光できるようにしていただいているボランティアの皆様には大変感謝するところではありますが、それで質問なんです、山ノ内町の6月から8月までのインバウンド関係の入客状況、それと、

もしわかれば地獄谷野猿公苑の入客状況をお聞かせ願いたいと思いますが、お願いします。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

まず、J N T Oの7月に発表しました推計によれば、対前年比118.4%ということです。あと、地獄谷野猿公苑の関係では、これは1月から8月までの間なんですけど、7月がたまたま138%ということで150%を切ったわけですが、それ以外は全部150%を超えておりまして、8月現在の対前年は164.5%ということで大変な伸びを示しております。

議員のおっしゃったように、円安の効果というものが旅行の割安感も手伝って、こちらのほうへ足を向けていただけたのかなと思っております。あとお盆の関係は、これはスノーモンキーとは限りませんが、お盆の入り込みにつきましては、昨年より町全体として伸びておりまして、日の並びがよかったこと、それと天候に恵まれて猛暑であったということがありまして、高原のほうへ大分お客さんが足を運ばれたという感触であります。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 細かい数字を大変ありがとうございます。

それで、先ほど7月は150%を切ったと、それ以外は8月は150%を超えるということは、要するにこれは野猿公苑の入り込み状況で国内の旅行者が多いかなと思うんですけども、インバウンド関係のお客様がふえてきますことは、これは事実なんですけど、町でも案内板やパンフレットの整備等で大変だとは思いますが、この要するにインバウンド関係で外国人のお客様が減ることなく、さらにこれからふえていくように、町ではどんな施策を考えているか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

インバウンド関係につきましては、主に外国語のパンフレットをつくったり、あるいは外国人向けの観光案内看板、これは平成25年度の予算の中にそれぞれパンフレットの作成、それと外国人案内用の看板の設置、今回の補正予算にもお願いしてありますが、大分スノーモンキー関係で迷っていろいろ困るケースがあるということなんで、観光経済常任委員会の皆さんの現地視察にもあったとおり、案内誘導看板も充実していきたいということ。

あと、海外メディア、エージェントの皆さんの受け入れ、また、あるいはこちらから出向くプロモーションということで進めております。あとインバウンド会議につきましては、山ノ内町だけではなくて、県とかJ N T Oと連携をしながら誘客に努めておりまして、平成24年度におきましても、シンガポール、あるいはスノーリゾートアライアンスの関係で、ここもシンガポールでしたが、出向いて子供を世話をした、また、昨年10月は知事とともに町長がトップセールスに出向いたというようなことをやっておりまして、今後もこれらの内容で、またさらに充実をしていきたい、こう思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 今言われたように外国人のお客様がふえれば、当然なんですけどほかの地域の白馬とか多く発生しているのは、実は外国人のお客様とホテル・旅館、また町民の皆さんとの間で大きなトラブルみたいなのは当町ではあるのでしょうか、ないのでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 大きくトラブルが発生して新聞沙汰になったとか、そういうものはありませんが、ただ、ちょっと関係者によりますと、カードが使えないとか、ちょっと案内看板が足りないとか、一つの例とすれば外国人のお客さんが野猿公苑、スノーモンキーを見て来た後、バスに乗り間違えて湯田中へ行くのが志賀高原に着いてしまったということで、運賃を返すか返さないというようなことで、ちょっとトラブルになって役場のほうへも苦情が入ったというようなことがありますて、そんなような内容があるぐらいで、大きなトラブルは特にありません。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ないということは、それだけ外国人のお客様が安心して安全で宿泊できる山ノ内町が観光地だと思ってもらえることだと思っておりますが、実は先ほど小さなバスの乗り違いとかあったわけなんですけど、外国人のお客さんには我々町民の皆様も親切にやりたい、そういう気持ちは一緒だと思うんですね。ただ、その中で例えば普通の商店とか旅館さんを聞く場合には名前を言ってくれるんですけども、何々旅館とか片言の日本語でしゃべってくれるんですけども、そのほかに、例えば今課長のおっしゃったようなカードが仕えないとか、そういうのも英語でしゃべられても正直言って我々町民とすれば一番困っちゃうわけなんで、実は先日、山梨県の大月駅に外国人の人が急増になって、富士山が世界の文化遺産になったということで多くなって、外国人のお客さんが多くなったんだと。それで、飛び込んでこられて、カメラを忘れた女性が慌てふためいて大声で発していたら、たまたまタブレットがあつて、その機械によって中国の通訳の人と話して解決したと。山ノ内町にもぜひ英語のできる人とか、言葉のできる人はいいんですけども、できない人のためにもボランティアの英語を話せる人とか、韓国語を話せる人に時間制で結構ですので、会話ができるようなシステムを構築できないものかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 今のところそういうシステムはできておりませんが、主には湯田中駅でボランティアの方に協力をいただいて、ご案内いただいているということでありまして、今のような事例が発生した場合に、大変実際に議員のほうも困られたということでありまして、ですので、そういうものは今観光連盟のほうで誘客委員会の、この後、そのインバウンドを専門に考える小委員会を立ち上げたところでありまして、いろいろな課題をその中で話し合っ

対策を練っていききたい、こう思っておりますので、現状はそんな状況なものですから、ほかにもいろいろな課題があろうかと思っておりますので、しっかり業界の皆さんと話し合いながら、そういう課題を一つでも解決をしていききたいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ぜひ、そのように考えて、我々町民も一生懸命お客さんには心のおもてなしをしたいと思うんですけれども、言葉の通じない方にはハートで接するしかないんですが、用を足さないようでは困るので、ぜひまた考えていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

次に、実は先日、湯田中の駅へ行って見ましたら、ボランティアの皆さんが懸命にボランティア活動をしているんですけれども、一見見たところ、自分の服のところにネームはついていますが、あれは外国人の方が見たらちょっとわからないかと思うんです。それで、ボランティアの皆さんは先ほども申しあげましたように、自分で英語版で地図をつくったり、長野と湯田中の時刻表をつくったり、湯田中、上林、また志賀高原行きの時刻表をつくって外国人の皆さんに配っているようなことがあるんですけれども、外国人の皆さんが来た場合に、湯田中駅へおりた場合、ボランティアの方だとすぐわからないわけですね小さなネームでは。

そこで、ぜひ町並びに観光連盟のほうへもお願いしていただきたいことは、ボランティアの方だと湯田中駅へおりたときにすぐわかるような制服みたいなものを貸与か、できれば支給できないかと思ってお聞きしたいんですが、おりてきたとき、この人はボランティアだから、すぐ外国人の人はそこへ飛んで行けば話ができるということになれば、大変外国人のためにもなろうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 今ご指摘の点、実際にまたボランティアの方と話をして、どんなふうになれば外国人の方から見て、安心して接することができるのかどうか、また相談してみたいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） ぜひ、そのように善処をお願いする次第でございます。

それでは、5番目の志賀高原のユネスコエコパークについて再質問させていただきたいのですが、実は先ほども町長がおっしゃったように、11月に申請をしまして、来年の7月には志賀高原ユネスコエコパークの移行地帯というか緩衝地帯というのが決まって、新しいのが決まってくるんだと思うんですけれども、それまでの間とその後は例えば役場の中で事務局を設けるのか、もし事務局を設けるとすれば担当はどこの課か、その点わかりましたらお尋ねしたいんです。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 今、観光商工係のほうで担当しております。ただ、この場合に1つの課だけということではございませんので、私や副町長、それから、関係する各課も協力していただいている対応になると思いますので、いずれにせよ何かありましたら観光商工課のほうへご連絡いただければいいと思います。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 担当は事務局も観光商工課ということでよろしいでしょうか。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） まだ、具体的に事務局というふうに、志賀高原ユネスコエコパーク協議会の事務局として観光課長を中心にしながら事務局体制になっておりますので、それはそれで結構だと思います。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） わかりました。ぜひ緩衝地帯の拡大と移行地域の申請が承認され、新しい志賀高原ユネスコエコパークが来年の7月には誕生するわけなんですけれども、今後さらなる観光振興と農産物のブランド化につながるように、また、学校教育にも生かせるように行政と関係団体、そして、我々町民も一体となって推し進めるように願う次第でございます。

それで、今回の変更申請は長野県側の山ノ内町と高山村だけで、群馬県側の3町村は数年後に追加の変更申請を行うことになっておりますが、今後のことがわかりましたらちょっとお聞かせ願いたいんです。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

今回は、今議員がおっしゃったとおり、新聞でも報道されておりますが、長野県側の高山村と山ノ内町が移行エリアの新たな設定、それと緩衝エリアの拡大を行ったということです。それで、次の段階につきましては、山ノ内町でも岩菅から奥の町村境まではまだ未設定でありますので、その部分とあわせて今度は群馬県の3自治体あるんですけれども、中之条町と草津町と嬭恋村です。この3つ、そのエリアを第2段階目として、今度志賀高原ユネスコエコパーク協議会の中で協議をして、そこら辺のエリア拡大を数年かけて設定をしていくということで、文科省のほうへも今回の申請の中でもそういうことは触れてあります。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 今課長がおっしゃったように、数年後にということなんですけど、数年後のことでもしわかれば結構なんですけど、数年後に変更申請を行うわけですが、それはなぜかということ、例えば群馬県が今度入ってくるわけですが。そのときに志賀高原ユネスコパークの名称に何かつけ加えるとか、また、その名称が今度は草津なり、群馬県なりほかの地域が入ってきた場合に、志賀高原だけのネームじゃいけないということで変えてほしいというような希望があった場合には、一応これは先の話でわからないかと思うんですけれども、できれば私は名

称は絶対に変更せずに、そのままやっていっていただきたいんですが、そこら辺のもしお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） お答えいたします。

そのご質問は非常に微妙な質問でありまして、群馬県側もひっくりかえした新たな協議会を立ち上げたんですが、その中でもやっぱりそういう名前が志賀高原単独だということで、ほかの自治体はちょっと元気が出ないなという正直話がありましたんですけども、国内の既存のユネスコエコパークはすべて核心のエリアの名前を使ってあります。したがって、山ノ内町はこの志賀高原ユネスコエコパークは核心の名前を使っている。全部核心でして、それが30年以上それを尊重してきたわけですので、たまたまそういうご意見もありましたが、できないというわけじゃないんですけども尊重をしたいということで答弁してあります。ですので、ずっと尊重をしたいと思っておりますが、そこら辺が微妙な段階になっておりまして、絶対変えることができないということはないということなので、地元とすれば尊重はしたいということでありませう。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 今回の課長の心強いお言葉をいただきまして、私もほっとしているわけです。ぜひ核心地域が志賀高原の志賀山近辺ということで、ぜひその希望を通していただきたいと思います。

それで、大変細かい話で申しわけないんですけども、この志賀高原ユネスコエコパーク協議会、これは正式名称でしょうか、どうでしょうか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 正式名称は志賀高原ユネスコエコパーク協議会、これが平成25年6月28日に志賀高原ユネスコエコパーク協議会ということで設立しておりまして、これが正式名称です。

それと、あと各エリアごと、例えば山ノ内町には志賀高原ユネスコエコパーク活用協議会というのがあるんですが、各自治体ごとにも、高山村にもあります。ただ、群馬県側の3つの自治体にはまだちょっと未設定なので、ですから、各自治体ごとに今後そういう協議会を立ち上げていただいて、次の2段階目の見直しのときには、各自治体ごとに協議をしていただいた上で、全体会議ということで志賀高原ユネスコエコパーク協議会の中ですり合わせをして、それでエリアの確認をしていくという作業になっていくと思いますので、ちょっと時間がかかるし、調整には相当慎重に進めていくという必要があるかと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 大変よくわかりました。では志賀高原ユネスコエコパーク協議会という

のは、要するに群馬県や高山村も交えた総称名称であって、山ノ内の単独のはユネスコパーク活用山ノ内協議会という名称ということによろしいですね。わかりました。

次に、2番目の耐震改修促進法案についてですが、先ほども町長が答弁なさいましたが、西議員にきのう町の気持ちをはっきりと伝え、また、西議員も私の思っていることを全部言っていただきましたので、このことについては再質問はしませんが、ぜひ町でも支援できるものについては、最大限の努力をしていただきまして、ホテルや旅館の皆さんに余り負担の大きいことにならないようにぜひお願いしたいと思います。

次に、それに絡んで地下タンクの件について再質問をさせていただきますが、この地下タンクの正式名称は地下貯蔵タンクというのですが、これに対する流出防止対策ということで、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示の一部を改正する件が、23年2月1日に施行されまして、経過措置として、腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンク及び腐食の高い地下貯蔵タンクに係る流出防止対策について、ことしの1月31日までは従前のおり経過措置だったんですが、ことしはそれをやらなくちゃいけないということです。耐震改修促進法のほうは県や国の補助制度があるんですが、これはないので、ぜひやっていただくということなんですが、先ほども町長並びに観光課長がお答えしていたんですけれども、今もあるのは別枠で制度資金や利子補給もぜひ考えてほしい。欲を言えば、きのうの西議員に答えた中にありましたが、大体耐震改修法案にひっかかる旅館・ホテルというのは、地下貯蔵タンクの部分がひっかかってくるので、ぜひ町でつくる組織の中に入れていただいて考えてお願いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 地下タンクにつきましては、私のほうも細かいところまで承知をしておらないわけですが、何か地下タンクについては、中のコーティング等にかかなり費用がかかるというふうな状況の中で、消防署のほうの指導の中にも500リッター程度のところに分けて、そういった形の中で地下タンクでないような形の中で活用したらどうかというふうなご指導もしているようなこともございます。この地下タンクについても、また、観光商工課のほうと検討しながら、制度資金もあわせた中で検討してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 町長にお聞きしましたところ、全部で380基ほどの対象物件があるので、ぜひ善処をしていただきたいと思います。山ノ内の産業は観光と農業であり、お客様がホテル・旅館で安全・安心に宿泊できるためにも、今回このような大きな改正の中で費用がかさみ、ホテル・旅館が廃業に追い込まれることのないように、観光地としてのイメージダウンにもなりかねないので、ぜひ善処をお願いしたいと思います。

次に、社会体育館についてお尋ねしますが、この社会体育館については、今でも町民の皆さんからまだ壊さないのとか、一体あれはどうするのといったような意見が多く聞かれます。し

かし、社会体育館の取り壊しについては、公共施設整備検討会議の中で28年から32年までの後期基本計画で整備するという構想案が取りまとめになっておりますが、なぜそんなに遅くまで、今から3年、まかり間違えば7年先まで延ばさなくちゃならないかということで、公共施設整備検討会議の中で決まったことを我々がどうこういうつもりはないんですけれども、一番の理由は、何で先まで延ばすのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 公共施設整備検討委員会については、平成22年度に第5次総合計画を作成するに当たって、前期基本計画、あるいは後期基本計画の中にどういうふうに盛り込んでいくかという形の中で、議員さんにも、あるいは審議委員さんにも現地を確認していただいて、今小根澤議員さんが言われるように、後期基本計画のほうで具体的に検討するという方針を示したわけですが、撤去につきましては、ご承知のとおり1億数千万円かかる。ただ、地域の活性化につながるような跡利用をやっぱり考えていかなきゃいけないと。

ただ、壊すには、先ほど町長のほうからも宗教法人の大悲殿さんのほうから、駐車場というふうなお話もございました。ただ、駐車場だけですと、やっぱりそこに伴う補助金等がついてこないという部分がございます。そこら辺を加味しながら補助金も使えるような、財政的にも対応できるような、そういった跡利用の方法を検討するのにちょっと時間が必要になっているということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 実は、多分6月の新聞だと思んですけども、総務省が学校や公民館などの老朽化した公共施設を解体する財源として、条件つきで地方債の発行を認める方針を明らかにしたんです。ただ、これは来年の通常国会に関連法の改正案を提出して、2014年度、要するに来年度からの適用を目指すことなんですけど、この改正案が例えば適用される場合には、町としての取り組む考えはございますでしょうか、その点いかがですか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 私のほうにも今議員さんのほうの言っていらっしゃると若干違うかもしれませんが、全国の町村会に8月29日に自民党の過疎対策特別委員会が開催されて、その町村会のほうに要望が提出をされて、それが自民党の特別委員会で発表されたわけですが、その中に過疎対策の充実という要望事項の中で、施設整備を伴わない公共施設の解体撤去というのが中に入っているという形がございます。これは要は過疎対策特別措置法が改正されないとなかなかそれが適用できない部分がございますけれども、そういう形が要は適用になれば、過疎債も70%交付税措置という形で、もろ手を挙げて取り組むというのはなかなか難しいかもしれませんが、これができれば今の状況よりもかなり改善するんじゃないか、前に進むんじゃないかなという感じは持っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） 今、総務課長がおっしゃったように、確かに過疎債ができればいいんですけれども、ただ、空き家だけで壊すことは確かにいけないということはどうもわれているんですけれども、防災上必要な基地とするならばいいですよということも中に多分うたわれていると思うんです。ぜひそのように前向きに検討していただきまして、社会体育館については防災対策上でも使うこともできるし、先ほど町長がおっしゃっておられました平和の丘公園の一部として確かに駐車場だけではなくて、あそこへ花を植えたり、これは前にも山本良一議員が質問して言われたと思うんですが、平和の丘公園の一部としてまた利用されることもいいのだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきまして、あとまだ先7年も8年もなんていうのは、我々がどうなるかわからないぐらいのことなので、ぜひ早急にやっていただくことをお願いしたいと思います。

次に、空き家対策のことについて再質問させていただきます。

実は、これも新聞に出たんですけれども、国会では管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案づくりの方針を固めた。この法案は市町村に立ち入り調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするのが柱なんです。これもやはり国レベルの法整備が不可欠だということで、この秋の臨時国会の中で議員立法で提出する見通しなんですけれども、これが例えば国会で出したからといってすぐできるわけじゃないんですけれども、これが通った場合、条例としていった場合には山ノ内町でもこれとあわせて条例などをつくるお考えはございますでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 空き家につきましては、空き家再生等推進事業等の中でもあるんですけれども、活用事業タイプ、それから除去事業タイプという形の中で、空き家のほうも撤去して防火水槽をそこに作る、あるいはその空き家を改修をして地域のコミュニティにするというふうな活用方法の中で補助事業があるようでございますので、とりあえずその空き家の部分につきましても、先ほどもちょっと最初のご答弁でも申し上げましたとおり、いろいろと細かい抵当権の問題、あるいは相続者の問題等がございますけれども、今の住宅地の中にぽつんと空き家があつて物騒であるというふうな形もいろいろとお聞きしてございますので、また、この辺についても空き家の改修の補助事業とあわせて検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（児玉信治君） 1 番 小根澤弘君。

1 番（小根澤 弘君） ぜひ前向きに検討していただきまして、住民の皆様の安全・安心の確保、並びに当町は観光地でございますので、景観条例等もあわせてぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、給油所の閉鎖問題について再質問をさせていただきます。

先ほど総務課長がおっしゃられました。確かに県内では1994年、これには1,492カ所あった給油所が2011年、2年ばかり前ですが、2011年度には1,078カ所まで減少していると。それで、

先ほど総務課長がおっしゃった経済産業省で給油所が3カ所以下の、要するに給与所過疎地とする自治体が長野県でも25町村あるんです。そういったところを見ますと、私たちが決して安閑としていられないかなと思うんですけれども、先ほど総務課長が山ノ内町の給油所は8カ所と言ったんですけれども、私の勘定によれば7カ所なんですけれども、8カ所でしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 湯田中のところに、名称で言っちゃうとコメリさんが灯油が入っておりますので、灯油を含めれば8カ所になるかなということでございます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） すみません、大変無知で。

8カ所あるということで、それは結構なんですけど、山ノ内町は灯油の配達や農業用機械のガソリンですよ、その給油の支障を来して町民の皆さんから困るとか、どうにかしてくれというような電話などはないでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 特別、実際横倉の大井石油さんも閉鎖になっている。あるいは先ほど安代の北信米油さんも閉鎖になっているという形の中で、状況的には非常に減少している方向でございますけれども、特別町のほうに給油所が閉鎖になったからというふうな問い合わせはございません。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 実は私は先日、給油所の方に聞きましたら、先ほど総務課長がおっしゃったように、確かに給油所の運営は今大変厳しいんだと。確かにその原因というのはエコカーの普及や若者の車離れによるガソリンの需要の減によって給油所の売り上げも減ってきている。それと同時に、一番給油所を経営している方にあるのは、セルフ給油所が各地域にふえてきた。セルフ給油所等がふえれば、町の給油所で働いている職員の皆さんももう要らなくなっちゃうだろうし、ということになればやっぱり定住促進でも山ノ内町に住む人も少なくなっちゃうんじゃないかと私は危惧するところがあるんですけれども、それとあと一つは、何と言っても後継者不足だと。要するに定住促進の部分も絡んでくるものではないかと思われま。ぜひ、今8件あるから安心だということではなくして、今後も給油所の閉鎖を防ぐ対策等もやはり考えて、これから少子高齢化で高齢者がどんどんふえていく当町でもございますので、灯油の配達をやってもらえないとか、ガソリンを入れに行くのも中野のほうまで行くなんていうことはないとはいえるんですけれども、そういう心配もないことも考えられないので、そういうこともあわせて給油所の閉鎖を防ぐ対策もまた考えていただきたいと思いますが、総務課長のお答えを聞いて質問を終わらせていただきたいと思。い。ます。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 灯油の関係、あるいはガソリン等の関係については、観光の関係もそうですし、農業の関係についてもいろいろと町の基幹産業、あるいは生活に重要な部分でござ

いますので、そこら辺はまた業者の皆さんとご相談をしながら進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君。

1番（小根澤 弘君） 以上で質問を終わらせていただきます。

議長（児玉信治君） 1番 小根澤弘君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君の質問を認めます。

15番 渡辺正男君、登壇。

（15番 渡辺正男君登壇）

15番（渡辺正男君） 改めましておはようございます。

日本共産党山ノ内町議員団の渡辺です。

私は今回一般質問に当たりまして、この7月に行われました参議院議員選挙の投票率について、各投票所ごと、また年代別の投票率ということで資料を総務課のほうでお願いして出させていただきました。それを見て愕然としたわけであります。選挙の結果については、十何年ぶりに躍進をさせていただいたというようなことで、その結果については語り出すと時間が長くなっちゃうので余り言いませんけれども、この町の投票率が全体とすれば長野県の町村の中で最下位というようなことでありました。細かく投票所ごと、また、年代別に分析してみますと、いろいろな問題点が見えてきます。私なりにちょっと考えたこともありましたので、今回一般質問の中で明らかにしていければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問内容を読み上げます。

1、国民健康保険特別会計の現状について。

（1）保険税の25年度調定額、1世帯当たり所得額、保険税額は。

（2）法定減免者数は。

（3）保険給付費の現状をどう考えるか。

2、参議院議員選挙の投票率について。

（1）年代別の投票率はどうなっているか。

3、子供たちの意見をまちづくりに。

（1）町の子供たちの意識調査・アンケートを行い、それをまちづくりに生かす考えは。

（2）子供たちが「大切にされている」と実感できる町をどうつくっていくか。

4、小学校体育館非構造物耐震改修について。

（1）旅館等が合宿などで利用している実態は。

（2）社会体育や部活での利用の実態は。

（3）改修工事でどんな影響があるか。

以上であります。

再質問については質問席で行わせていただきます。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 渡辺正男議員のご質問にお答えいたします。

24年度は、国保会計において約1,400万円の黒字であり、25年度も税を据え置き、不足しても年度内は値上げせず、一財対応する方針で説明しておきましたが、現在のところ、特別な大きい支出もなく順調な状況でございます。

細部につきましては、健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、年代別の投票率につきましては、選管書記長であります総務課長からご答弁申し上げます。

次に、3番目の子供たちの意見をまちづくりにとのご質問であります。将来にわたり住みたくなる、または住み続けたくなる施策をまちづくり重点アクションプランに掲げ、子育て支援センターゆめっこのオープン、平和親善大使での提言、一方、若者定住に向けての住宅改修補助や家賃補助、福祉医療費の支給を18歳まで拡大するなど行ってきたところでございます。一昨年の南小5年生からの提言では、我が町に大変誇りを持ち、子供の視点での提言発表されたことに感銘いたしました。

2点の質問につきましては、総務課長からご答弁申し上げます。

次に、4点目の小学校体育館非構造物耐震改修について、3点のご質問をいただいておりますが、教育次長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 1番の国民健康保険特別会計の現状についての（1）保険税の25年度調定額1世帯当たりの所得額、保険税額についてでございますが、年度当初で調定額は約4億7,048万円、1世帯当たりの所得額は約132万円、1世帯当たりの保険税額は18万5,000円でございます。

次に、法定減免者数についてでございますが、平成25年度の当初課税段階で医療分と新規分は同数でございますが、1,137世帯でございます。介護分につきましては618世帯であります。

次に、（3）保険給付費の現状をどう考えるかについてでございますが、平成25年4月から7月の給付分につきましては前年同期を下回っておりますが、8月給付分については上回っております。4月から8月の給付分の計では0.52%前年度を下回っているような状況でございます。おおむね前年並みの推移をしております。

今後の見込みにつきましては、まだ4カ月を経過したばかりでございますので、推計は難しい状況ですが、今後の給付状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） それでは、参議院選挙の投票結果についてというふうなご質問でございます。

（１）の年齢別の投票率はどうなっているかというふうなご質問でございますが、年代別の投票率は20代が32%、30代が51%、40代が56%、50代が62%、60代、70代がともに64%、80代以上が41%というふうな、年代が上がるにつれて高くなる傾向にあるというふうな状況でございます。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） それでは、3番の子供の意見をまちづくりという形の中で2点ご質問をいただいております。

町の子供たちの意見調査、アンケートを行い、それをまちづくりに生かす考えはとのご質問でございますが、未来ある、さらには無限大の可能性を秘める子供たちは町のみならず日本の宝であります。その子供たちからまちづくりの意見を聞くということは大変有意義なことだというふうに考えております。

先ほど町長のほうからございましたとおり、平成24年2月22日に南小学校の当時5年生の皆さんから「子供たちが考える山ノ内町」と題した学習発表会を文化センターの2階で開催しました。議員の皆さんにもご参加をいただいた経過がございます。山ノ内町を活性化させるため、しっかりした提案に大変驚きを感じたところでございます。アンケート等の方法もあろうかと思いますが、町の現状を生徒の皆さんと共有し、課題を導き出し、意見をまとめ上げたこの南小学校のスタンス、スタイルに今後も期待したいところでございます。

次に、子供たちが大切にされていると実感できる町をどうつくっていくかのご質問でございますが、将来にわたり就学、就業、さらに生活のサポートが充実していること、住みたくなる、また住み続けたくなるまちづくりを積極的にかつ継続的に取り組んでいる、そんなことが小・中学校の心から実感できるところが大切だと思っております。

さらに、大切にされていると感じられるためには、自分たちが評価されている、あるいはいろいろな人から見てもらっているんだというふうな感覚が常に必要ではないかというふうに思います。ポイントとすれば地域のコミュニティを充実させ、地域全体で子供たちを見守っていく環境づくりが大切だと考えており、地域でのコミュニティの整備、充実を図るために地域活性化支援事業補助金、あるいはコミュニティ助成補助金、地域元気づくり支援金などを活用をしていただき、地域の活性化を図っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（大井良元君） それでは、小学校体育館非構造物耐震改修についての1点目の旅館等が合宿などで利用している実態と、2点目の社会体育や部活での利用実態についてのご質問にお答えします。

平成25年、今年度の夏休みの状況で申し上げますと、7月27日から8月20日までの25日間、夜間を除き4小学校体育館で延べ100日ございます。そのうち利用がなかった延べ日数は20日、合宿等での利用は12団体52日、社会体育と部活動では16団体38日となっています。

ただし、合宿等の利用延べ日数と社会体育等の利用延べ日数では、利用時間を分けている関係で10日間の重複を含んでおります。

次に、3点目の改修でどんな影響があるかのご質問についてであります。4小学校中、東、南、西の3校の体育館については、つり天井がありまして、国から防災対策の指示で平成27年度までに改修する必要があります。学校生活にはできるだけ影響が少ないよう、夏休み期間中の工事を予定したいと考えていますので、改修工事を行っている間は当該施設の使用はできない見込みであります。

なお、改修工事の計画については、本年度の夏休み中の施設貸し出し抽せん会において各利用者には予告しておりますが、次年度の予算が決まりましたら、利用者に周知を図り理解を求めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） それでは、国保からお願いしたいと思えます。

昨年12月議会でも国保会計について質問させていただいたんですが、そのとき1人当たり医療費、それから、1人当たりの保険税額の県内順位について、平成23年度の速報値なんですけれども、1人当たり医療費については高いほうから50番目、保険税額は高いほうから25位ということで、77市町村ありますので医療費は下から数えたほうが早くて、保険税額は上からのほうが早いという状態で答弁いただきました。

それで、1世帯当たりの所得についても126万円程度でしたので、若干上がったというような計算になるのかもしれませんが、相変わらず所得全体とすれば加入者の皆さんの所得はふえてはいないし、厳しい状態が続いているということだと思えます。そこから、また今年度8.9%値上げがされましたので、そういう面ではいいですと、24年度の速報値というのはまだ出ていないかもしれませんが、この医療費の順位、それから保険税の順位というのは、もし数値が出ているようだったら知らせていただければと思います。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 申しわけありません、ちょっと数字の持ち合わせがございません。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） きっと10月、11月ごろには出るのかなと思うんですけども、どっちにしても昨年よりも保険給付費ですか、医療費というか、7.74%医療費自体は減ったということですね国保会計では。

医療費は昨年よりも減ったので、50位だったところから、もしかするともっと下がっているかもしれない。それで保険税が値上げされているので順位が上がったかもしれない、推測なん

ですけれども、正確な数字が出てから質問させていただいたほうがいいかと思うんですけれども、この24年度の決算を見て、この7.74%減ったということについて、近隣との比較やその分析についてどんなふうにお考えですか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 24年度の減った原因ということで、ちょっと前回もご質問いただいたような気がするんですが、原因は皆さんが健康になっていただいたら一番いいわけですが、近隣の状況はたしか前回お聞きしたときは、この管内ではどこも下がったというようなことで、ある市ではいつもどおり後半給付が伸びるかなというようなことで基金を取り崩したところ、結果的に最終的にはその給付が伸びずに基金を使わずに済んだなど、そんなような状況のところもお聞きしていますので、全般的には給付は落ちたのかなと、そんなふうに思っています。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 24年度は7.74%減りました。当初予算で値上げをする根拠になったときに、医療費が何%か伸びるというふうに見込んで値上げだったと思うんです。今年度も25年度予算ですけれども、当初で前年対比どのぐらいになるかという、その数字ですね、24年度は何%増を見込んで、25年度は何%増を見込んでいるか、その辺の数字についてお願いします。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） ちょっと数字的に細かいのを申し上げられなくて申しわけないんですが、いずれにしても過去の状況ですとか、前年の状況とかのことを加味しまして、本年度の予算を立てたというようなことでございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 恐らく3%ぐらいは普通に伸びるということで当初予算を組むんだと思うんです。その伸びるというふうを読んで、実際には7.74%減ということなので、会計全体では8,900万円、要は医療費とか保険給付が減っているわけですね、保険税は2,224万円増額になっている、結果的に6,500万円を法定外繰り入れという形ですね。だから法定外繰り入れを約束していただいたので、私も要望した側なんで、議会全体としてもそうだったので、このことについては感謝しますが、実際に2,224万円増額になった保険給付費は減っているということと言えますと、要は法定外繰り入れがそっくり基金積み立てへいっているわけですね。過年度の精算に対してのもありますけれども、結果的に1人当たりで考えると、保険税が1人6,000円上がった、24年度には、1人当たり6,000円値が上って6,000円多く払ったんだけど、1万3,000円基金にいつているという計算なんです。そうすると、実際にこの24年度の値上げというのは必要なかったんじゃないのというようなそんな見方もできちゃうんですね。

確かに国保についてはぶれがあって、すごく読みづらいというのは毎回わかるんですけれども、ちょっと今回のこれについてもこの計算を根拠に、また結果が出る前に25年度の予算も組まれていたりするので、そんな中でこの24年度の6,000円値が上がったけれども、結果的には

1万3,000円が基金へ積んじゃった。基金に積んだからいいじゃないかという話じゃなくて、今の被保険者の皆さんは結局取られただけなんです、基金は自分の貯金じゃないんですよね。将来的には今度は保険税負担が軽くなるための財源にはなるかもしれないですけども、将来的に。ただ、ここの2年の短期間で見ると、負担だけがふえたということだと思っんです。医療費が減っているのに負担がふえたということになっていると思っんです。どんなふうを考えますか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 確かに値上げをさせていただいた、結果的には給付が伸びずに貯金のほうへ回ったと、これは事実でございます。本当に給付が正確に読めれば正確な課税もできるんでしょうけれども、現実なかなかそれができないというのが事実でございますので、大変難しいなというふうには感じております。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 先ほど、今の保険給付の現状はことしも0.52%、今時点下がっているということなんですけれども、ここで医療費が減ってきている原因、これをやっぱり分析して、ここにあるんじゃないか、これがもしかすると作用しているんじゃないかとか、そういう分析がしっかりしていないとこの組み立てもできないですよ。

どういふわけだか近隣も減っているんだ、山ノ内も減っちゃったけれどもというふうな、そういうことじゃなくて、なぜ減るのか、どこの部分が減ったのか。入院だとか年齢層だとか地域だったり、どこの病院がふえてどこが減っているとか、そういうのをやっぱり細かく分析をしていただいて、この国保会計がもうちょっと安定するようにやっていただきたいなというふうな要望申し上げておきます。

いずれにしても、所得が減っている中で保険税だけが上がってくるので、わずかな所得しかない中から高い保険税を納めているというのが加入者の気持ちですので、ぜひともその辺、酌んでいただきたいと思っんです。

それで、次へいきますが、参議院選挙の投票率について、先ほどの年代別、若干不正確なところもあったんですが、この20代だけでいいんですが、投票所ごとの投票率をちょっとよろしいですか。

議長（児玉信治君） 選挙書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） それでは、20代の投票所ごとの投票率を発表いたしますけれども、志賀高原98会館19.35%、和合会館25%、かえで保育園32.08%、上条研修センター23.61%、星乃湯公会堂30.23%、沓野公会堂湯の原分室31.82%、穂波温泉コミュニティセンター43.86%、角間公会堂69.23%、ほなみふれあいセンター30.03%、菅集落センター35.29%、戸狩公会堂35.71%、本郷区民会館32.69%、宇木区民会館53.33%、横倉集会所40.79%、前坂研修センター23.53%、乗廻集会所5.56%、中須賀川多目的集会所22.22%、下須賀川生活改善センター44%ちょうどです。表落合多目的集会所28.57%で、トータルいたしますと32.08%、

これが20代の投票率でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 本当に驚くべき数字だというふうに私は思います。それで、有権者数も前回の3年前の同じ参議院選挙のときと比較で出していただいたんですけども、そのときも20代は36.95%。全体とすれば65.33%あったということなので今回より10%高いんですね、3年前全体は。ただ、20代については32%と36%なんで、20代はずっと低い、東京並みというか東京以下ですね、都会のほうよりも低くなっている。

特に今回、ネット選挙が解禁というようなことで、若い世代の投票率が上がるんじゃないかなんていうことも言われたんですが、本当に山ノ内についてはがっかりですねというような気がいたします。

この有権者数、20代、30代、この3年間で比較しますと、20代が1,226人から1,088人、30代が1,430人から1,212人というようなことで、全体の有権者数が約600人ぐらい3年間で減っているんですが、そのうちの400人ぐらいが20代、30代ということで、若い人たちが減っていて、なおかつ投票率が低い。高齢化して上のほうの人たちが投票率が高ければ、高齢化することによって投票率が上がるんですけども、実際には80代になるとまた投票率が落ちるんですね。投票所になかなか出かけて行けないということもあると思うんですが、今回だから80代でいきますと46.6%です。前回は56.36%ありました。だから、高齢化して子供が減れば、普通なら投票率は上がるだろうということが山ノ内の場合、ちょっと特殊だというふうに思います。

この若者が投票所に訪れない、投票に来ない、自分の意見、考え方というか、意思表示を選挙を通じてしなくなってきたということについて、どんなふうにお考えですか。

町長にちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 次代を担う若い人たちが、やっぱり政治、国政にも町政にも関心を持っていただき、そして、そのことをやっぱり投票率であらわしていただきたいなというふうに思っております。そういった意味で県や町の選挙管理委員会がいろいろな広報活動などを通してやってきたつもりでございますけれども、残念ながらこういう結果でございます。特に今回は保育所での若いお父さん、お母さん方にも街頭啓発という形もとらせていただいた、あるいは夜間瀬橋で勤め人のところへもそういうこともやらせていただいたということで、かなり選管の皆さんがご苦労いただいているんですけども、これからもただそういったことも含めて、いろいろな形で投票率のアップと政治に関心を持っていただくように努めてまいりたいと思っております。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） ここで私は次の質問にもちょっと関連してくるんですけども、この町で育つ子供たちが、例えば今、中学生の子供たちが5年後には中学卒業して5年後には有権者

になるということなんですけれども、その子供たちの段階で自分たちが大切にされ、本当に自分の意見を表明していいんだというふうに教育環境というんですか、自己肯定観とか意見表明、自己表現という部分があるまま足りないといいますか、そこが十分に育たないうちに大人になっていくというようなことがあるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、先ほど南小の例が出ました。私も聞かせていただいたので感動しました。子供たちも立派にああいうことが言えるし、考えることができ、それを意見表明として大人の前で発表することもできるんですね。そういうことを例えば学校の今回の統廃合問題でもそうですけども、子供から意見を聞く、子供たちはどう考えているのか、それに対して大人の説明だけじゃなくて、子供にも理解できるような具体的にわかりやすい資料を子供たちに提供して、子供たちの考えを聞き取る、吸い上げる、こういう姿勢が絶対必要だと思うんです。

今言ったその時点での教育長の考え方を聞かせてください。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 統合問題をさておきましても子供たちの意見を聞くということは大事なことだと思います。南小学校の事例ばかりではなくて、各地区で、各学校で、例えば東小学校でも去年は町を探検して地図を書いたりして印刷をして配っております。そういうような活動というものは各学校でそれぞれの地域でなされておまして、学習発表会の折に、その教育課程、例えば生活課ですとか総合的な学習とかそういうところへも発表しているというところがありますので、そういうものをもっと学校のほうにいろいろとお願いして、それぞれまた広報的なこともしていただくということが大事じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 私は昨年の12月議会のときにもこの子供の意見表明権ということで、子どもの権利条約に関連して教育長とも議論したんですが、そのときちょっと言い足りなかったことや今回の若者の投票率、無関心と言っているのか、仕事が忙しくて行けなかったのか、その辺は詳しく分析しなきゃ出てこないんですが、いずれにしても、私もちょっと思ったことについて述べさせていただきたいと思います。

この子供たちの権利については、1989年の国連総会の子どもの権利条約、この採択に始まって日本も1994年に批准をしました。この中で子供特有の権利として意見表明権というのを規定しています。先ほど私が述べたとおりなんです。子供は自由に意見を述べることができると、表明する権利がある。

ただ、その表明権を保障するだけでなく、意見表明をできるように考え方が自分の中ででき上がるように、大人たちは子供たちにわかりやすいように、そのことについて問題を子供用に説明をして理解してもらって、その中から意見を言ってもらう。その意見の言い方についても、子供だから表現力がまだ未熟だったりいろいろするので、いろいろな聞き取り方法があるんですね、子供ならではのそういう形の中で配慮が必要だということが、意見表明権という

ことで子どもの権利条約にうたわれているわけです。

こういうのを日本は十分批准しているんだけど、十分にその権利を表現というか実現できる社会になっていないということで、国連から再三是正勧告を受けているわけです。この子供の意見表明を阻害するものとして幾つか例がありますので、ちょっと時間がかかりますけれども、読み上げさせていただきます。

言うとは危険というのが、まず1つ目です。

発言することで嘲笑、侮蔑、侮辱されたり、攻撃、報復されたりすることが予測される場合、例えば子供たちが授業で挙手や発言をしなくなっていく問題と関係していますが、正しい答えを言う、競争主義、そういった暗黙のルールが教室の中で働いていますけれども、正解を言えば仲間から嫉妬を受けて、誤答を言えば、間違った答えを言えば教師からの否定、叱責や級友からの嘲笑に遭うことが予測される。何も言わないのが一番無難だという判断が働く。これが例えばいじめや恐喝の事実が子供たちの中にあつたとしても、それを打ち明けられない心理というのは、親や教師にこれを言うとかくりとみなされて、また、ひどい報復を受けるということを知っているんですね。だから意見表明をしないほうが自分を守る手段だというふうに考えてしまう。これが1つ目です。

それから、これまで何を言っても無視されたり、きちんと受けとめてもらえなかった、聞くだけ聞いて何も事態が変わらなかった、こういう経験がある場合は、言っても無駄だというふうに子供たちは考えちゃう。これが意見表明権を阻害するものの2つ目です。

それで、最後ですけれども、これは言うべき人間じゃない。私が何か言っても聞いてもらえる人間ではないという自己評価、自己肯定観の低さ、これにも問題があるというふうに、そのことが子供の意見表明を阻害しているというふうに主張してられる学者の皆さんもいます。私も経験がありますので、言わないほうが自分のためだというようなことは経験があります。

こんな中で、文部省が高校生に意識調査、これは2010年の4月に国際比較ということでした資料です。この国際比較の中で日本の高校生に聞きました。自分が優秀だと思う、全くそうだと答えた人が4.3%しかいないんです。アメリカが58.3%、私は優秀だという。まあそうだという人も入れると90%を超えるんです、アメリカは。日本は全くそうだと、まあそうだを足しても15%しかいないんです。だから、これが自己肯定観の低さなんです。

ちなみに、中国、韓国も比較しますと、中国も全くそうだ、私は優秀だ25.7、まあそうだ41.3で70%いるんです。韓国はちょっと日本と似ているんです。やっぱり自己否定というか肯定観が低いんです。私は価値のある人間だと思うかどうかというところなんです、日本は7.5%です。全くそうだと、私は価値がある人間だと思う。アメリカは57.2%、まあそうだというのを入れるとやっぱり90%になるんです、アメリカは。日本は、まあそうだまで入れても35%、こういう自己肯定観の低さというのが、すごく子供たちの意見表明を阻害していると私は考えます。

山ノ内町の中でもそういった子供たちの意見表明ができるような大人の配慮というのがされ

てこなかったんじゃないかなというふうに考えました。

それで、もう一つ、これは政治的な問題ですけれども、あなたは自分自身をどう思うか、わかりやすくいうと私個人の力では政府の決定に影響を与えられない、私一人が頑張ったって国の政治なんか変えられないと思っている人が日本では40.1%、全くそう思うが。まあそう思うも入れると80%を超えちゃうんです。アメリカは余りそう思わない、全くそう思わないで50%以上になるんです。だから、個人の力でも政府は動かせるというふうに答える人が中国では20%いるんです、アメリカでは15%います。違いますね、失礼しました。全くそう思うという人たちですね、だから、政府の決定に影響を与えられないと思う人たちが19.14というふうに低いわけです。日本は40%がそう思うということなので、そういういろいろなデータから子供たちに光を当てて、子供たちの意見をしっかり聞こうじゃないか、子供たちの考え方を反映したまちづくりをしていこうじゃないかということで、いろいろな動きがあるわけです。

長野県におきましては、阿部守一知事が知事になるときの公約なんですよね、子ども権利条例を制定するというのが。それで、平成23年から第1回子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会というのが設立されて、もう2年以上議論を重ねてきて、この7月29日に最終取りまとめが出て、子どもの権利支援センターというのが窓口なんですけど、長野県の子どもの権利を定める、権利に関する条例みたいな形で制定がこれから進むんだと思います。町村とのまた整合性とかというのを図っていかなきゃいけないと思うんですが、先行して松本市も子どもの権利条例というのを制定しています。

特徴なんですけれども、例えば札幌市の子どもの権利条約をちょっと読まさせていただきます。

子どもの権利条約、それから憲法の理念を土台にして自治体でも有効にそれが実現できるように努めるんだということで制定理由になっております。

条例が目指すこと。

自立した社会性のある大人への成長、子供は子供の権利を学ぶことで自分の権利だけではなく相手にも権利があることを学びます。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長していきます。

子供の視点に立ったまちづくり。

行政や学校、施設、地域などあらゆる場面で子供が参加する機会を充実させ、子供に住みよいまちづくりを実践していきます。子供はこうした参加の経験を積み重ねることでまちづくりの担い手として成長していきます。こういうことなんです。

だから、子供たちがこの条例の中で、例えば今度ここから本当は札幌の全文を読みたいんですが時間がないので、松本の権利条約の部分について読まさせていただきます。

第11条が意見表明、参加の促進という部分です。ここにはこう書いてあります。

市は、子供が利用する施設の設置や運営、さらには子供にかかわる事柄を検討するときなど、この子供が利用する施設というのは学校も保育園もそれ以外の施設全部含みます。その運営に

かかわる事柄を検討するときなどは、子供が考えや意見を自由に表明したり参加したりすることができるよう必要な指示に努めます。

だから、学校統廃合をしますよといったら子供たちの意見を聞きますというのがこの条例ですよね。意見表明をしてもらって、ただし、先ほど私が説明したとおり、情報の提供の部分で市は育ち学ぶ施設関係者、いわゆる大人ですね、大人は子供の意見表明や参加の促進を図るため、市の子供施策や育ち学ぶ施設の取り組みなどについて子供が理解を深められるよう、子供の視点に立ったわかりやすい情報の提供に努めます。まさにここなんですよね。

だから、例えば南小の皆さんが発表してくれたり、そういうことをこっちで待っていればいいということじゃなくて、条例でしっかり子供たちに権利やこういうまちづくりをしていくんだよ、君たちの声を聞いてまちづくりをしていくし、君たちの通っている学校であったり、その他の施設もありますけれども、スポーツ施設もありますけれども、そういった部分について皆さん、子供たちの意見も聞いてこの町をつくっていくんだよ、そういうことがこの町に対する愛着であったり、自分が大切にされているというふうに思うことにつながっていくし、例えば自分の言ったことが町政に反映できたということがあれば投票にも来るんですね、大人になってからも。社会に参画しているんだという心が育つと思うんです。

条例をつくれというのはちょっと大変かもしれないですけども、子供の意見表明権をしっかり認めて、それでその表現ができるように大人がしっかりサポートするんだという理念さえあれば、教育の現場でそういう理念さえあればできると思うんです。

だから、今回、試されていると思います。学校の統廃合、それから社会体育館をどうするかという問題についても、使っている子供たちにもぜひ意見を聞いてもらいたいと思うんです。

ちょっと長くなりましたけれども、それについての考え方を町長と教育長に聞いて終わりにしたいと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 長々とお話をお聞きしまして、いろいろなことを思い浮かべておりました。

日本人には昔から見ざる、言わざる、聞かざる、あるいは能あるタカは爪を隠す、そういうような格言もございまして、そういうことが美德とされる部分もございまして。

しかし、私自身どちらかというと、昔は余り何かしゃべると赤くなってどきどきしたんですけども、最近はやっとなれっこになってきて、一言多い人間になって反省もしている部分もございまして。そういった意味で、昨日も申し上げましたけれども、心のこもった一言、一工夫、一行動、これが大切だというふうに申し上げました。

ここで東京オリンピックが開催決定しましたけれども、これもやっぱりオールジャパンで決まったということの中で、日本人が大変苦手だと言われておるプレゼンテーション、ロビー活動、こういったことが今、渡辺議員の話聞いておまして、それぞれなかなか人に訴える熱のこもった熱意が伝わっていかない、そういうプレゼンテーションが今回は身ぶり手ぶりそれから本当に心のこもったプレゼンテーションであったという、そういったことが大変報道され

ておりますし、また、そのことがロビー活動についても積極的に日本を東京を売っていったという、そういったことがこのことは子供たちにとっても、やっぱり大きく東京でオリンピックが開催されるということと同時に、そういったことがきちっと受けとめていただくことが極めていいのではないかなというふうに思います。

また、あわせて、今お話を聞いておりましたら、やっぱりいろいろな子供たちの提案だとかそういったことを積極的に受け入れる。私は広島へ子供たちが行ったら、ぜひ広島の被爆者の方の話を自分だけじゃなくして、同じ中学の子供たちにも聞かせてほしいということを帰って来たときに、報告のときに提言をいただきまして、早速その年に中学校とそれから文化センターで被爆者の方にお越しいただき体験発表を聞いていただきました。

そんなことを何かいろいろ考えますと、アメリカのケネディ大統領の演説の言葉が思い出されるんじゃないかなと。あなた方が私に何をしてくれるかということをもとめるよりも、あなた自身が国家のために何ができるか、そのことを私は今お話をお聞きし、思い出しながら、やっぱり子供たちにもそういった意味で積極的に提言をしていただく、そのことを私がいろいろ言うよりも、教育委員会、あるいは学校の中できちっとそういったことを将来の基礎学力、とかく学力学力というふうに言われますけれども、学力を求めただけでなくして、やっぱり山ノ内町のすばらしいよさを誇りに思っていたり心、そして、自分たちが将来社会人として立派に育てていただく、社会的な常識、ルール、そういったこともきちっと自分たちが学校教育を通して育てていただくことが極めて重要だなというふうに思います。

ぜひそういう意味では教育というのは大変重要だと思いますので、教育委員会も精いっぱいそういうことで努めていただいていると思いますので、行政といたしましてできる限りのご支援を申し上げていきたいなど、そんなことを申し上げ、渡辺議員のご質問に合ったかどうかかわかりませんが、私の意のあるところをお酌み取りいただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 今、渡辺議員のお話を聞いていまして、私もいろいろ考えるところがありました。私も決して自己肯定観があるという人間ではなかったような気がいたします。いつも容姿ですとか、さまざまなことで劣等感を抱きながら育ってきた、そんなような子供のころだったなと思います。

今の特に中学生を見ますと、昨今話題になっておりますSNS、ソーシャルネットワークの中でのいろいろな発言ですとか、あるいはくだらない投稿ですとか、そういうのを見ましても、ああいうところでしか自己実現、自己表現をできない、そういう子供たちに育てている、あるいはもっと言えばそういうふうに育ててきた私たち大人、特に学校関係者そして家庭、そういうものの責任というのは、やはりしっかり受けとめなきゃいけないものだなというふうに思います。

発言すると危険だ、後でしかとされるとか、言っても先生は聞いてくれない。あるいはその

自己を否定、私なんか幾らやってもだめなんだ、そういうことがないように学校ではそれぞれいろいろな生活指導、教科指導の中で自己肯定観が生まれるように、そういう指導をする、そういう先生方のお気持ちは一緒だというふうに思います。

ただ、これもやっぱり子供というのは大人の背中を見て育つというふうに言います。学校だけではなくて、やはり社会、家庭、そういう町の大人たちの後ろ姿、そういうものを積極的に見せていきたいなというふうに思います。

ちょっと余談であります、私、去年あたりから私が担当した子供たちや関係した子供たちと、大人になった子供たちですね、会うことがあります。そういう都会に出ていた子供たちが帰ってきて、さまざま町の様子を見ながら、もっとこういうふうになりたいよね。僕が、私ができることはこういうことだよというふうに参画したいとか、参画できればなとか、そういうような気持ちを持っている子供たちが大分私は私の身近にふえてきたということが非常に私はうれしいなと思います。そういう子供たちが育つように、子供たちの教育環境を整えていかなきゃいけないということで、教育委員会として使命が大きいなというふうに感じて心新たにしております。

以上です。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、15番 渡辺正男君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(休 憩) (午前11時40分)

(再 開) (午後 1時00分)

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君の質問を認めます。

11番 湯本市蔵君、登壇。

(11番 湯本市蔵君登壇)

11番（湯本市蔵君） 9月5日、6日と山ノ内・足立友好自治体議員連絡協議会のため足立区を訪問、交流を深めてまいりました。夜の交流会の折、同じテーブルの他の会派の足立区議さんから、共産党の議員もオリンピック招致バッチをつけるんですかと聞かれまして、見たら共産党の足立区議さんはバッチをつけていないことに気がついたわけであります。私は、山ノ内町は長野冬季オリンピックの開催地ですから、応援の決議をし、私はつけていますと答えましたが、そのときは東京が開催地に決まるとは思っておりませんでした。

I O C総会の東京開催の決定を受けて、共産党の市田書記局長はI O C総会の決定を尊重し、スポーツを通じて国際平和と友好を促進するというオリンピック精神の実現に努めることが重要だ。また、国民や都民の生活や環境と調和のとれた無理のない取り組みを進めることが求められると述べ、その上で、東京招致については内外からさまざまな不安と疑問の声が出されて

おり、無条件の信任ではないと指摘、中でも I O C プレゼンテーションでの安倍晋三首相の福島第一原発問題についての発言は怒りを禁じ得ないと批判しました。

内容は、安倍首相が状況はコントロールされている、健康問題については今でも将来も全く問題ない、完全に問題のないものにするために、抜本的解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し、既に着手していると述べたことについて、現状はコントロールどころか制御不能に陥って、放射能汚染水がどこからどう漏れ出しているか全容すらわからない、対策も具体的にとれていないと指摘しました。

同時に市田氏は、ただ国際的な場で述べた以上国際公約になる。問題ないというなら、その根拠を国際的にも国民と国会の前にも明らかにして責任を果たす必要があると述べております。私も同感です。決まったからには、オリンピックの開催が吉となるように願っているところであります。

順序が逆になりましたが、6月議会の後の重大ニュースは自民党が圧勝し、民主党が大敗した参議院選挙です。共産党は比例代表で5議席、これは目標の5議席を獲得し、その上、東京、大阪、京都の3選挙区で議席を獲得し躍進することができました。党歴史上3回目の躍進のチャンスということでございます。前回、町長にいいことを言っても当選しないと言われておりましたけれども、今度は勝てたので大変よかったなと思っております。

同時に、自共対決のこの時代、有権者に託された責任の重さも感じているところであります。さて、通告に従い質問いたします。

1、町水道事業について。

- (1) 豪雨などに伴う水質汚濁の実情はどうか。
- (2) 水道水の水質基準はどうなっているか。
- (3) 寒沢簡水の苦情があるが、どんな対応をされているか。
- (4) 第8次基本計画の準備はどんな段階か。

2、難聴者対策について。

- (1) 集団補聴システム（磁気ループ）とは何か。
- (2) 公共施設への設置、貸し出し用機材購入の考えはないか。

3、平和行政について。

- (1) 平和親善大使として中学生派遣事業の成果、また、平和市長会議の活動状況はどうか。
- (2) 長崎平和宣言では、被爆国の原点に返れと政府の姿勢を批判された。核兵器の廃絶の世論を大きくしていく必要があると思うがどうか。
- (3) 平和観音を松代大本営地下壕跡地、十三崖弾薬庫跡地などと連携して平和教育にも観光にも活用すべきと思うがどうか。

あとの再質問は質問席でさせていただきます。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 湯本市蔵議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町水道事業についてのご質問ですが、浄水施設のない簡易水道につきましては、豪雨などにより水源が影響を受け濁りの原因となっているため、取水施設の改善や配水管の排泥作業を行うなど緊急対応をしております。水源確保と安定供給のために、第7次拡張計画で上水道との統合を計画しておりましたが、角間ダムの一時的休止を受け計画が進まない状況であります。

細部につきましては、建設水道課長からご答弁申し上げます。

次に、難聴者対策について、2点のご質問をいただいておりますが、総務課長からご答弁申し上げます。

次に、3点目の平和行政についてのご質問であります。 (1) の平和親善大使としての中学派遣の成果について、教育長からご答弁を申し上げますが、先日、子供さんたち4人でお戻りになってから報告をいただきました。今後、白樺祭、それから町の戦没者追悼式、そういったところで報告をし、一人でも多くの皆さんに広島状況をお伝えしたいというふうにご報告をいただいております。

次に、平和市長会議の活動状況であります。本年8月3日から6日までの間、核兵器のない世界の実現を目指して、「広島・長崎の心を世界に」をテーマとして第8回平和市長会議が広島で開催され、平和市長会議運営体制の充実の方策、平和市長会議行動計画を審議、決定されました。前回の長崎での会議は出席しましたが、今回は都合により欠席となりました。

2番目の核兵器の廃絶の世論を大きくしていく必要性についてであります。町の平和の町宣言にもあるとおり、我が国は世界唯一の被爆国であり、再びこの地球上に広島・長崎の悲惨を繰り返してはなりません。そのためには核兵器廃絶の世論を大きくしていく必要があると考えております。

次に、3点目の平和観音を松代大本営地下壕跡地、十三崖弾薬庫跡地などと連携して平和教育にも観光にも活用すべきと思うがとのご質問でございますが、平和教育の関係につきましては教育長に、観光振興につきましては、観光商工課長からご答弁申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長(児玉信治君) 建設水道課長。

建設水道課長(渡辺千春君) 町水道事業につきまして4点のご質問でございますけれども、

(1) 番、豪雨などに伴う水質汚濁の実情はどうかとのご質問ですが、近年のゲリラ豪雨に代表されますように、地球規模での気象条件の変化に伴い、水道原水の汚濁も発生している状況です。原水の汚濁が水道水に直接影響することのないよう、原水取水管理に重点を置いております。

(2) 番、水道水の水質基準はどうなっているかとのご質問ですが、水道法に基づく水質検査を毎月行っておりまして、すべて基準に適合しております。

それから、(3) 番ですが、寒沢簡水の苦情があるがどんな対応をされているかのご質問ですが、(1) 番でお答えしましたように、気象条件の変化に伴い、水道原水に濁りが発生する場合がございます。このため取水施設への濁りの混入防止及び不純物の沈殿、また、既に水道配水管内に混入してしまっている濁りにつきましては、排泥作業を行っております。

(4) 番ですが、第8次基本計画の準備はどんな段階かのご質問ですが、東部浄水場、南部浄水場などの老朽化した施設の改修を主な目的としまして、水道法に基づく変更認可申請書を作成いたしました。現在は細部につきまして県の水大気環境課とも詳細を詰めている段階でございます、今年度中に提出していきたいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 難聴者対策について2点ご質問をいただいております。

まず、1点目の集団補聴システム（磁気ループ）とは何かのご質問でございますが、磁気ループは場内の床等にワイヤーを輪にして張り、それをアンテナとして発生させた磁気を磁気ループに対応した補聴器によって受信することで、雑音の少ないクリアな音声を聞くことができる装置ということであります。

次に、公共施設への設置、貸し出し用機材購入の考えはないかのご質問でございますが、使用している県や市町村に状況をお聞きして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） それでは、お答え申し上げます。

1点目のご質問でございます。

平和親善大使としての中学校派遣事業の成果につきましては、先ほどの町長の答弁とダブるところがございますが、今年で派遣は7回目を迎えました。毎年参加した4名には広島平和式典等への参加報告を白樺祭、並びに町戦没者追悼式で体験を発表していただいております。その体験を山中生徒や追悼式参加者に平和推進を図る効果は大きいというふうに感じております。

次に、3点目の平和観音を松代大本營地下壕跡地、十三崖弾薬庫跡地などと連携してということでございますが、平和教育の中でこれらの身近な地元の施設を活用した教育は非常に有意義であるというふうに考えられます。したがって、必要な情報提供を各学校に行いたいというふうに考えています。

以上です。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（小林 一君） 同じく3点目の内容ですが、観光につきましては、湯田中温泉の一茶の散歩道の中で、世界平和観音、弥勒の石仏、たばこ地藏を三体しあわせめぐりとして、現在宣伝はしておりますが、広域観光の中でも広域観光の旅行商品づくりとして研究材料の一つにしたいと考えております。

以上です。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 水道事業については、これから私の後に望月議員が通告しておりますけれども、ちょうど1年前の一般質問で望月議員が質問しております、そのころも大変区民から水道の水が濁って困るというような話もありまして質問をされたところではありますが、そのときはこの議事録を見ますと、金倉とか寒沢簡水が一番濁っているというような報告があるわけですが、その後特に対応というか、その答弁は前の大碓課長さんでしたが、今度は渡辺新課長になって対応はどのようにされているかもし、その後の動きがあったら先にお願ひしたいと思います。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 寒沢の簡易水道につきましては、雨が降りますと、どうしても原水が濁るという状況がございまして、伏流水という形ではございますが、取水施設、それから集水槽などを確認しまして、集水槽が泥だめの役割を若干果たしていないところもございましたので、泥だめの役割を果たすような改善を行っております。

水源につきましては、町の水道管理になる前に地元で管理をされていたものでありますので、取水の元がどうなっているかというところが私どももはっきりわからない部分もございまして、今後の対応としましては地元の皆様にもどういう状況なのか教えていただく中でまた対応を考えていきたいと思っております。

また、一度配水管に混入してしまいました濁りを排出するために、これから排泥弁を増設というか新たに設けまして、それは事後対応という形になってしまうわけですが、少しでも早く配水管の濁りを取り除くための対応として排泥弁の設置を予定しております。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 今、水道水の濁りということを質問したわけですが、順序からいくと水道の水はどうあるべきかということで、水質のほうから入らなくちゃいけないかと思うんですが、町の水道のほうのホームページを見ますと、水質検査をやっていますよということで、今の答弁のとおり実績とか、それから検査の基準等が出ているわけですが、それによって今、水道水は問題ないという答弁なんですが、水道法でいう水質、重金属とかいろいろありますが、水道水の色というのは水道法ではどのようにになっているか、わかったらお願ひしたいと思います。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 色ということですが、色度と濁度というのがあります。基準では色度は5度以下、濁度は2度以下でございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 一応、それはいわゆる水質基準のほうの2と5と、文章で書いてあるのは無色透明といって、要するに見た目でわからないぐらい透明度があるというのが一応基準に

なっているんですね。それで寒沢のよく濁るという人に呼ばれまして、おらうちの水道を見てくれやということで、お風呂へためておいた水を見に行ったんですが、もうかなり黄色とかどぶのような色をしているので、毎日そうではないんですが、やっぱり豪雨のときとかそういうときにそういう色になると、もうお風呂だと沈殿して下に泥がたまるというような状況になっておりました。

それで、私が聞いたところによると、配管の状況にもよるんですが、ある大体特定の辺が一番ひどいんですね。そこらも要するに本管の一番下流部、水が停滞する辺の方が一番困っているというふうに思うので、当然その泥ばきを頻繁にやればそれもいいんですが、根本的にはやっぱり取水のほうを入らないようにする、また入っても沈殿してある一定の上澄みが出るという構造でないとぐあいが悪いと思うんですが、同じ料金を払ってやっている以上、そこら辺のところの対策をぜひお願いしたいわけですが、それについてどのようなお考えだか、もう一回お願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 7次拡張計画で上水道と統合するということで、それが実現すれば不安定な水源に頼らなくてもいいということでありました。しかし、角間ダムの一時的休止という形の中で現在実現しておりません。

ここで8次拡張計画の中でも、やはり南部浄水場系の水をポンプアップによって寒沢方面へ送るといふ、それは7次拡張のほうと同様な内容でございますけれども、その計画が基本的にございます。ただ、そうはいつでも何かしらの対応をしなければいけないという中で、まだ係内での打ち合わせとか話の段階ではございますが、何らかの浄水装置なりを検討しなければいけないかなという段階でございます。

ただし、先ほども申しましたが、上水道との統合計画の中で、余り過大な投資ということも難しい面がございますので、これから研究してまいりたいと思いますし、また、水源につきましては、濁りが発生しやすい状況でございますので、先ほど申しましたとおり改善できる点があれば改善したいと思っておりますので、ぜひまた地元の方の知識をおかりして、水源のものの状況がどうなっているのか、そこら辺もわかれば大変ありがたいと思っております。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 水道の7次の計画では角間ダムをつくって、そこから南部の配水池で、結局うちのほうもその水をポンプアップして使うような計画になっていたと思うんですが、前回の昨年9月の課長の答弁では、現在水の供給水量については不足することはございませんと。年々使用水量が減っているような状況で、水源が不足するということはないというような答弁をしているように、恐らく角間ダムでそこから水需要が不足するから取るということは必要ないんじゃないかと私は思っております。

そうしますと、今度は8次の計画の中でどういう水源を整備して、どういうふうに施設をやっていくかというのを今説明を聞きますと、これから詳細を詰めて変更認可を得ていくという

ことなんです、その場合に私がちょっと心配するのは、佐野の水も今三沢川の水源に頼っているわけですが、それでそのかわりとして角間川のほうから水を引いてきているわけですが、水の量からいうと菅の簡水なりのほうの伊沢川水源のほうが水質もよく、はるかに量もあるはずなんで、今、菅それから寒沢はもちろん村の中の水源ですけども、こちらの水源は必要ないということで使わないでおくのか、それで、三沢川の水を使って上へポンプアップしていくというのも何かおかしなような気もするので、認可をとっちゃってからじゃなくて、やはり水源のあり方というのもある程度検討してもらって、それである程度永久的に使うのであるならば、菅なり寒沢のほうの取水の辺にやっぱり濁りをとる施設をちゃんとつくって、今きれいな水を、逆に言えば私どもだけでなく佐野や戸狩、穂波温泉のほうへも使用してもらっていいわけですから、そういうふうにはしていきの必要じゃないかと思うので、この濁り対策と水源対策を同時にやっぱり地元の意見も聞いて進めるべきではないかと思いますが、これは町長と課長の両方の答弁をお願いしたいかなと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 第8次計画の中で、私のほうで今まで第7次までは角間ダムありきの計画になっておりましたので、賛否両論併記で一時休止と。そうすると、いつまでたってもうちのほうの浄水場の整備ができないということの中で建設水道課のほうへ指示いたしましたのは、現在の水道水源がございまして、とりあえずこれを活用していき、それで将来的には角間ダムを本水源としながら、今度は現在のある水源を予備水源というそういうふうにしていかないと、今の状況で角間ダムをもういつになるかわからないから諦めたということになりますと、今までの国交省の認可をとっていただいておりますし、それから八ヶ郷や県との絡みもございまして、あくまでも角間ダムは堅持していくという、この基本スタンスは変えないでいきます。

しかし、現実的な対応として今とりあえずは逆転するようなことを一緒に並行して考えていかないと、いつまでたっても角間ダムができないんでは浄水場ができませんので、あれだけ皆さんごらんいただければ老朽化して、それから濁りがある。この水源を何とかきちっとしなきゃいけないということで、苦肉の策でそういう案をやっているんですけども、やっぱりこれは今までの流れの経過がございまして、県と十分協議していかないと、一方的にうちのほうだけで判断して、今私の言ったようなことですべてが解決するというわけじゃございませんので、そこら辺は非常にオブラートに包みながらも、現実的対応と将来的の対応を両方とも加味して、とりあえずのそういう認可申請をしていくという、そんなことがございまして、その調整にかなり今時間がかかっているというのが現状でございまして、いずれにせよ安心・安全な水を供給するのが行政の責務でございまして、それについては責任を持って町として対応していきたいなと思っています。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 今ほど議員さんから伊沢水源というお話も出ましたけれども、そ

れにつきましても、結局浄水施設をつくらなければ、やはり豪雨のときには濁りが心配されますし、今、菅と寒沢の接続というそういったハード的な面もやらなくてはいけない。また、水圧的にどうかということもあろうかと思しますので、なかなか難しい面があろうかと思いますが、当面は現状の水源を使わせていただいて、できる限り濁りの入らないような対策をとりたいと思っておりますので、ぜひまた地元の方のご協力もいただきたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 私も水道の概略の仕組みはわかっているんですが、この間、実際に排泥作業を見たら本当はかなり泥が出てくるので、これを地元の方も一緒になって村の上の配水池がどの程度に濁っているのかということも含めて、現場の今までやってきた経験した皆さんの声も聞いて、ぜひ取り組んでもらいたいというふうに思います。

そんなことで私はこの問題は次に進ませていただきたいと思います。

2番目の難聴者対策なんですけど、私もおやじが難聴で年をとってくるとだんだん耳が遠くなって普通の話は聞こえない、都合の悪い話だけ聞こえるということで、今もだんだんテレビの音がでか過ぎるなんて怒られているんですが、どうもこれは将来は難聴になるんじゃないか、補聴器でも使うんじゃないかというふうに思っているんですけども、よくお年寄りで聞こえない聞こえないといって、どうもとんちんかんな返事をする人がいるんですが、これは今難聴というかそういう人がどのくらいあるのか、そういう実態というのはデータが何かあるんですか、健康福祉課長、何かありますか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） ちょっと数字的のものは把握してございません。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 身障者の数からいくと、この内容がよくわからないんですけども、町の主要施策でいくと、聴覚障害という方が39人というふうに書いてありますが、これはどういう障害だかよくわかりません。そのほかに、こういう障害手帳を持っていなくても、いわゆる補聴器をやっている人はかなりいると思うので、高齢になってくると大体耳が遠くなってるのが当たり前で、今、総務課長から答弁があったように、磁気ループというのを私も知らなかったんですけど、業者のほうからこういう資料が送られてきて、何でこんなの送ってくるのかなと思って内容を見たんですけども、そうしたらこの磁気ループがあれば補聴器も今は2つあって、磁気コイル式と普通の音を拾って増幅する機能とあって、磁気コイル式に切りかえると、このループの中に入れば雑音は関係なく音が聞こえるということで、非常にクリアに聞こえるというこういう機能があるんだということで、ただし、そういう補聴器があっても施設がないとだめだということで、耳の遠い人は最初から諦めているんですが、これから高齢化社会になり、またいろいろな講演会だとか、それから会議だとかいろいろある場合に、こういう機能を持った人がそういう施設があれば便利だということで、共産党の県議団も公共施設にぜひこう

いう施設を必要なところにはつくるなり、貸し出し用で例えばこういう部屋でもループをただ仮設で引くだけなんで、そういう機材を使って難聴の皆さんにもクリアに聞こえるようにすべきではないかと、このように思うわけで、今答弁ではこれから検討したいということですが、実際に今どこらで使っているかというのがもし調査してわかったらお願いしたいかなと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 余り細かい実態がちょっとわからなくて申しわけないんですけども、県営施設では長野県障害者福祉センター「サンアップル」、あるいは長野県松本ろう学校という形、それから、長野県の聴覚障害情報センターにはこれは貸し出し用の携帯型磁気ループがある。それから、県の市町村の関係ですけれども、松本市民芸術センター、それから、松川村役場にもあるそうです。それから、市立大町総合病院等がちょっと探す段階ではそんな形で、まだまだこれからのそういった機材の関係かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） これからいろいろな便利な道具が出てくるということで、目の悪い人、あるいはまた耳の悪い人の中でも文明の利器を使って快適に会議やいろいろなのできるように、これもまた当面きつとぜひやってくれという要望はまだないと思うんだけど、そういう人が出てくることも予想されますし、そういうところで使っている人が山ノ内へ来て、この町にはないのかというようなこともあろうかと思しますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それで、3番目の平和行政にいきたいと思うんですけども、平和親善大使の活動は継続してこれをやっているということは非常に結構なことで、戦没者の追悼式等でも毎年のようにやっていただいて大変ありがたいわけですが、平和市長会議というのがだんだん数は拡大しているというふうにお聞きはしているんですが、これは日常的にはどんなような活動をされているのか、もし町長わかったらお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 正直、全くわかっていません。ただ、私も4年前に長崎の会議に出て、そこでこれからいろいろなところへメンバーをふやしたり、それから、4年に一度の会議は出てくださいということを言われたのは覚えていますけれども、ちょっとあと情報がたまにくるぐらいだというふうに思います。すみません。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 平和の問題は例えば8月だとか、被爆のときとか、そういう節目節目という契機のとときに考える。ふだんは平和でいるときはそれにどっぷりつかっているわけですから、考えなくていいということは一番いいわけですが、今世界の情勢を見れば、本当に内戦状態で何とかならないかというような国がアラブのほうもそうですし、大変だなというふうに考

えるわけですが、そういう中で日本は平和だと思っているんですけれども、正直言って、この（２）番目のところにあるんですが、ことし長崎の平和宣言の中で、長崎の市長が日本の国の態度というのを非常に批判をしているわけなんです、長崎の市長の挨拶とか長崎平和宣言というのを竹節町長はお読みになりましたか。ちょっともし感想があったらお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 見出しとざっとそのときにはそれこそ目視的に読んだわけですが、やっぱりお互いに平和の尊さというのはみんな誰でもわかっていはいます。そのことを一番強く訴えていきたいというのは広島、長崎市民であり、日本国民ではないのかなというふうに思っておりますので、そういった意味で私は平和市長会議も参加させていただいたり、また、子供たちに毎年広島に行っていたかと。

ことしも特に子供たちのほうへ言ったのは、大悲殿に平和の灯があるんですけれども、それは見ていただきましたかというお話をしましたら、先生も生徒も知らなかったということがございまして、行く直前に見に行っていたようです。行ってそのことも含めて見て、ただ、ことしは残念なことは、今まで必ず現地で被爆者の皆さんとの懇談会というか対談をやっていたんですが、ことしはそれもなかったということがございまして、できればそういうこともやっていたり、子ども議会の会議の中でも前には山ノ内中学の子供がそこで発表してきておりますので、できればそういう平和の灯のことを含めて、山中の子供たちさんが心友委員会の活動なんかをそこで発表していただければありがたいということもお越しいただいたときに子供さんたちにお話しをし、また、先生も来年になれば、ことしそういうご要望申し上げたようなことも含めて考えていただけるんじゃないかなというふうに思っています。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 私も正直言って8月の当日のころは仕事が間に合わなくて一番忙しい時期で、新聞もよく読めなかったということなんです、今にしてもう一回その当時の新聞を見ましたら、長崎からの呼びかけという決議の全文、それから、長崎市長の平和宣言の要旨というのが載っておりました。見てどっちかを紹介しようかなと思ったんですが、長崎市長の平和宣言というのを要旨が非常にいいので、ちょっと紹介させていただきたいと思うんです。

この市長宣言というのはどのようにしてできるかということ、市長が考えるんじゃなくて、市民なんかが大勢が集まって、それで文案はああがいいこうがいいと言って、みんなで意見を出し合いながら練り上げたのを代表して市長が読むということなんで、市長個人ということよりも、長崎市民の多くの声によって練り上げられたのがこの長崎の平和宣言だという理解でひとつお願いしたいと思うんです。

それをちょっと紹介します。

68年前のきょう、この町の上空にアメリカの爆撃機が1発の原子爆弾を投下しました。24万人の市民のうち7万4,000人の方々が命を奪われました。生き残った被爆者は今もなお白血病

やがん発病への不安、深い心の傷を抱え続けています。日本政府に被爆国としての原点に戻ることを求めます。

ことし4月、ジュネーブで開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会で提出された核兵器の非人道性を訴える共同声明に80カ国が賛同しました。南アフリカなどの提案国は我が国にも賛同を求めました。しかし、日本政府は署名せず、世界の期待を裏切りました。人類はいかなる状況においても、核兵器を使うべきではないという文言が受け入れられないとすれば、核兵器の使用を状況によっては認めるという姿勢を日本政府は示したことになります。これは二度と世界の誰にも被爆の経験をさせないという被爆国としての原点に反します。

インドとの原子力協定の交渉の再開についても同じです。NPTに加盟せず、核保有したインドへの原子力協定は、核兵器保有国をこれ以上ふやさないためのルールを定めたNPTを形骸化することになります。NPTを脱退して核保有を目指す北朝鮮などの動きを正当化する口実を与え、朝鮮半島の非核化の妨げにもなります。日本政府には被爆国としての原点に戻ることを求めます。

オバマ大統領、プーチン大統領、もっと早く、もっと大胆に核弾頭の削減に取り組んでください。核兵器のない世界を遠い夢とするのではなく、人間が早急に解決すべき課題として世界との約束を果たすべきです。核兵器のない世界の実現を国のリーダーだけに任せるのではなく、市民社会を構成する私たち一人ひとりにもできることがあります。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにするという日本国憲法前文には、平和を希求するという日本国民のかたい決意が込められています。

かつて戦争が多くの人を命を奪い、心と体を深く傷つけた事実を決して繰り返さないという平和希求の原点を忘れないためには、戦争体験、被爆体験を語り継ぐことが不可欠です。若い世代の皆さん、あなた方は被爆者の声を直接聞くことができる最後の世代です。なぜ被爆者は未来のために身を削りながら核兵器廃絶を訴え続けるのか、被爆者の声に耳を傾けてみてください。そして、あなたが住む世界、あなたの子供たちが生きる未来に核兵器が存在しているのか考えてみてください。あなたたちこそが未来なのです。

これは要旨ですけれども、ちょっと名文だなと思って紹介させていただきました。

それで、今度は3番なんですけど、私は前からこの山ノ内に平和観音という名前、なぜ平和というものがここについたのかということの本で知ったんですが、これは町長は博学だから知っておられると思うんですが、なぜ平和観音という名前をつけたのか、わかっただけならお願いしたいなと思います。

議長（児玉信治君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 博学というわけではございませんけれども、昔あそこには大仏さんがございまして、戦争のためにその大仏さんを弾薬にするために解体し、上田の西まで持って行ったらそこで終戦になってしまった。それで、そのことを当時のいろいろな皆さんが考えた中で、やっぱり戦争のために観音がなくなったので、もう一度昭和36年に今度は世界平和観音という

形で戦争のないそういった町を世界を目指そうということで平和観音をつくっていただき、それで、さらには共産党さんの主催された全国民間保育団体の研修会がずっとこの社会体育館で開催されておりまして、その20周年のときの記念に広島原爆の灯を、この山ノ内町の大悲殿のところに灯を移していただいて、今日まで世界平和の灯という形で活用させていただいております。

毎年松代高校の子供たちが平和観音から松代までその火をリレーしているのを毎年使っておりますけれども、私もちょうどオリンピック課長のころは、あの火を使いまして点火式を道の駅の聖火台のところで各区ごとに毎日22日間、あそこで点火式をやらしていただきました。そしてその後長野オリンピックが終わった後、長野オリンピック記念の長野マラソンが開催され、山ノ内町がスタート地点になって6回ともあそこで点火式、もちろん第1回は伊藤みどりさんにやっていただきましたけれども、以降地元の子供たちや各区の代表の皆さんに点火式をやっていただきながら、このことをやっぱり体験として平和の尊さをそういうイベントを通して実感していただいたという、そういうつもりでございますので、これからも平和観音として、当時は三体しあわせめぐりということでやらせていただきましたけれども、これからもこれを温泉街の中心シンボルであると同時に観光名所でもあるというふうに思いますので、このことを十分活用したい。そんなこともありまして、平和市長会議加盟記念ということで、あそこでその記念植樹をさせていただいたり、また、次の年にはそれに合わせてあそこのあじさい庭園を平和のシンボルという形で整備をさせていただいたと、このようなことを今までさせていただきました。

以上です。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） あそこにもとの観音さんができたのは、やはり大きい観音で観光の目玉で。宗教色もありますが、観光の目玉ということでつくったと思うんですが、そのときはたしか護国何とかという名前だった。それが戦争でああいう敗戦になって、今度はやはり平和だということで、この機会に世界平和という頭にそれがついたわけなんで、だからやっぱりそのころそれを命名した町民の皆さんの先見性というか、そのときの気持ちを酌んで、山ノ内は平和の祭典のオリンピックもやったわけですし、平和というのは一つの町のメインのテーマに、あるいは観光でも一つの筋として持って行くのが私は必要だし、そういうことが将来はこれは花開くんじゃないか、何でも一つのことを続けるということがやっぱりいいことなんで、そこら辺を私は提案したいかなと思います。

それで、松代へ私も何回も行っているんですが、今、大本營の跡地とか象山地下壕は非常に観光客も多いんですね。だから、そういう点でまだこっちの十三崖のほうは今封印されていて、ほとんど誰も今入れないような状況になっているんですが、あのところもあれはたしか1カ月にならないでつくっちゃったものなんですけれども、戦争のときは本当にそういうこともできるというくらい正気の沙汰じゃないですが、できるような一つの歴史的な価値のあるもの

でありますし、そういったのも私どももまた勉強しながら、ともに平和のありがたさをやっばり発信していったらいいかなと、こんなふう思うわけでありまして、そこら辺の今教育長にはそういう教育も今後検討したいということなのですが、十三崖の地下壕、これは中野市の公民館からこういう本が出ておるんですが、ここの感想等がちょっともしわかったら教育長にお願いして質問を終わりたいと思います、見てもらったことがあるかどうかも含めて。

議長（児玉信治君） 佐々木教育長。

教育長（佐々木正明君） 申しわけありません、見たことはございません。

ただ、科野小学校はそういう活動に非常に熱心に取り組んでいるというお話もお伺いしました。また、そういうところに学んでいければいいなというふうに思います。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、11番 湯本市蔵君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君の質問を認めます。

2番 望月貞明君、登壇。

（2番 望月貞明君登壇）

2番（望月貞明君） 2番 望月貞明です。

9月議会の最後の質問となりました。よろしくお願いします。

ことしの夏は気象庁が異常気象ということで発表をいたしました。日本海側の山陰、北陸、東北地方では大雨が続いて洪水被害が拡大をいたしました。

一方、太平洋側の各地は晴れが続きまして、8月12日には高知県の四万十市で41度の日本最高記録を更新し、熊谷市の40度9分の記録を上回りました。長野県でも飯田市の南信濃で39度1分になるなど、各地で最高気温を更新したところが多くありました。

また、ゲリラ豪雨で諏訪湖や墨田川など各地の花火大会が中止になっておりますが、太平洋側は全体的に渇水でダムの貯水率が下がり、水不足のため8月21日、東京都は多摩川上流の奥多摩町、小河内ダムで人工降雨装置を12年ぶりに稼働させたということがありました。

また、9月になって関東地方で2回も竜巻が発生をいたしまして、民家の屋根が吹っ飛ば被害をもたらしました。以前は日本ではほとんどなかった竜巻、これが発生したということは、多分、地上の気温と上空の低温の温度差が大きいほど発生するとされております。

これらの異常な気象現象は、地球温暖化の影響と考えられますけれども、地球温暖化は人類が行った自然に対する文明の行為の結果でありまして、生態系全体に影響を与えているということが現実としてあらわれているというふうに思います。

CO₂の排出よりももっと深刻な環境破壊は、福島第一原発の地上タンクにためた放射性汚染水が300トンも海に流出したこと、そういう事故がありました。またもや東電と国の管理体制の甘さを露呈する事態となっております。東電はタンク部材をフランジ構造でとめる安易な構造のタンクを次々とつくって、放射性ストロンチウムを含む汚染水を保管しておりました。安全性よりもどうもコスト、効率を優先した結果ではないかというふうに思います。東電と国

の危機管理の欠如がもたらしたものと言えると思います。

このほかに福島第一原発には毎日1,000トンの地下水が流れ込み、これが原発の原子炉から漏れ出す水とまじって汚染水となって毎日300トンが海に流出しているという問題もあります。これの解決策として挙げられているのは、原発の周りの地盤を凍結させ地下水の流入を防ぐというもので、工期は2年半も要するというようなことで、この問題は東電に任せておけず、政府が乗り出して1年半で完成させるとしております。

ただ、この地盤凍結工法というのは、地下トンネル工事では二、三年の効果の実績しかなくて、それ以上の年月には配管の交換などクリアする問題が大変多いと思います。東京オリンピック招致に絡んで、この汚染水問題が海外で多く報道され焦点となっておりますが、安倍総理は政府が責任を持って取り組むと約束したので、ある程度疑問が解消されたのでしょうか、招致が決定されたということで大変喜ばしいことですが、いずれにしても世界に約束したとおり、日本の総力を挙げてこの汚染水の問題を解決していただきたい、このように思います。

それでは、通告書に従い質問をいたします。

1、参議院選挙結果について。

- (1) 投票率が町では県下一低い結果をどのように考えるか。
- (2) 期日前投票の最近の傾向は。
- (3) 期日前投票の誓約書、事前記入は可能か。

2、健康行政について。

- (1) 胃検診に血液検査（ピロリ菌検査）を選択肢に追加検討を。

3、水道と水源について。

- (1) 寒沢水道水の濁りの原因は特定できたか。
- (2) 濁り解消に向け、早急に対策実施を。
- (3) 水道、農業用水共通水源における濁水時の対応策検討を。

4、自主防災組織について。

- (1) 自主防災組織図で、同一人物の役割重複をどう考えるか。
- (2) 消火活動班の目的は。
- (3) 組織再編におけるヘルメット購入助成条件緩和はできないか。

以上、再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（児玉信治君） 答弁を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 望月貞明議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙について、今までも何人かの方からご質問いただいておりますけれども、3点のご質問につきましては、選挙管理委員会の書記長であります総務課長からご答弁申し上げます。

次に、2の(1)健康行政について。

町が集団検診を行っているが、がん検診のうち胃の検診に関するご質問でございますが、具体的には健康福祉課長からご答弁申し上げます。

次に、3の水道水と水源について3点のご質問であります。寒沢水道水の濁りの原因や対策につきましては、先ほど湯本市蔵議員にお答えした内容でございます。

(3)につきましては、建設水道課長からご答弁申し上げます。

次に、4点目の自主防災組織について3点ご質問いただいておりますが、望月議員は議員であると同時に区長職でもあり、地元では自主防災組織の責任者のお立場であると思われ、十分ご承知のことと思っておりますが、町といたしましては自主防災組織が機能できるよう団員確保、各地区の防災訓練への協力、ヘルメット購入、消火器具、あるいは防火貯水槽、消火栓などの整備充実に努めているところでございます。

細部につきましては、消防課長からご答弁申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） まず1点目、参議院選挙結果についてということの中で3点のご質問でございます。

まず、(1)番、1点目でございますけれども、投票率が町では県下一番低い結果をどのように考えるかということでございます。

これにつきましては、昨日、西議員にお答えしたとおりでございますけれども、選挙管理委員会としましては、大変危機感を持っているというところでございます。

それから、2番目の期日前投票の最近の傾向についてですが、期日前投票につきましては、選挙のたびに投票率が向上している傾向にあります。定着してきていると思われ。この7月の参議院選挙の投票率、町の関係でございますけれども、投票率は54.82%のうち、期日前投票につきましては12.45%でございました。それから、その前の22回の選挙、平成22年度と同じ参議院選につきましては、投票率は65.33%でございましたけれども、期日前投票につきましては12.04%というふうな数値ということで、少しずつではございますけれども、定着をしてきているというふうな状況でございます。

それから、3番目の期日前投票の誓約書の事前記入は可能かというご質問でございますが、事前記入は可能であります。現状として期日前投票所においていただく人に記入していただいても、それほど時間がかかるものでもない。事前に誓約書の配布等をしているところもございまして、それほど必要がないではないかというふうにご検討しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 2の健康行政についての(1)胃検診に血液検査（ピロリ菌検査）を選択肢に追加検討をとのことのご質問でございます。

ピロリ菌は人間の胃の中にいる細菌で、胃潰瘍や胃がんの原因になると報告をされています。また、この除菌に係る費用の保険適用は、従来、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの患者でピロリ菌に感染している者に限定をされていましたが、本年2月に慢性胃炎についても保険適用となるよう対象が拡大されたところでございます。

ピロリ菌の検査は内視鏡検査で採取した胃粘膜の菌を培養するもの、血液や尿による抗体検査、試験薬を飲んだ後に吐いた息で調べるもの、便検査によるものなど各種あります。現在、胃がん検診の実施を委託している健康づくり事業団では、胃の健康チェックとして今年度から血液検査によるピロリ菌検査が実施可能となりました。

しかしながら、この検査は現在実施している胃がん検診にかわるものではなく、あわせてエックス線や内視鏡による検診の実施が必要ですので、仮に実施した場合、受診する住民の負担も町の負担も増加いたします。今後、検査実施の需要や具体的方策を研究、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 3番の水道と水源についての（3）水道、農業用水共通水源における渇水時の対応策検討をとのご質問ですが、方法としましては、ため池等による貯水が考えられますが、当該地区の水道水においては、現在、伏流水を原水として使用しているため、浄水処理を行っておりません。このため貯水することによる水質の汚濁が予想され、水質基準に適合しないことが考えられますので、渇水時の対応については苦慮しているところであります。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） 望月議員からいただきました自主防災組織に関する3点のご質問にお答えをいたします。

まず、（1）の自主防災組織図で、同一人物の役割重複をどう考えるかのご質問でございますが、自主防災組織の編制につきましては、この組織の目的運営上、また、この目的につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという、この目的の中から町内各組織とも主に区の役員、地区の役員の方を中心とした構成員で編制されていることと思っております。

また、当初、この自主防災組織をつくるに当たっては、このような組織構成でということでお話をしてきているかと思っております。あくまでも自主でございますので、役職の割り振りについては、その役、または地域の実情に照らして選任をいただいて、場合によっては役割を兼務せざるを得ない状況の組織があってもいたし方ないことかと考えております。

ただし、重複する場合でも、その役職の活動がそこにいながらにして対応できるか、もしくは活動時の時間等において、お互いにその役職同士の中でバッティングしない部署に配置をいただくようなご配慮をいただければと考えます。

続きまして、（2）の消火活動班の目的はでございますが、大規模災害が発生した場合、町内各所で火災、その他の被害が発生し、常備消防はもとより町消水防団も出動してしまうこと

により、どうしても防災上手薄になってしまう地域が出てまいります。そうした地域では、消火栓など使用できる資器材は限られておりますが、それらを使っただき、初期消火活動、または救出活動を行っていただくものでございます。

また、日常の活動では定期的な消火訓練を初め、お持ちになっている資器材の点検、また、防火工法も行っただければベストかなというふうに考えております。

続きまして、(3)組織再編におけるヘルメット購入助成条件の緩和をでございますが、この自主防災ヘルメット購入助成金交付要綱は、平成21年2月に制定、既に4年半ほど経過したことから、ヘルメットの新規購入への助成の要望はほぼなくなったかなと思って考えております。

したがいまして、今後は望月議員のご提案のとおり、ヘルメットの新規購入に限らず更新、また追加購入を含め、広く自主防災組織の活動、地域住民の皆様の安全・安心につながるような資器材の購入に対しても助成をする制度について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、参議院選挙結果についてでございますが、先ほど渡辺議員が若い世代の投票率について質問されましたけれども、私は同じ山ノ内においても、投票所と申しますか、地域によって投票率が大きく違いが出ておるのでございますが、今回の選挙における最高の投票率の投票所と最低のところの数字をご存じでしたら教えてください。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 最高のところが角間公会堂で82.78%でございます。それから、最低のところは中須賀川多目的集会所43.16%でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 前回の参議院選挙における数字というのはわかっただら。同じことですが。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 前回のところの22年度の方でございますけれども、最高につきましては、同じ角間公会堂の82.21%でございます。最低のところにつきましては、志賀高原総合会館98、54.69%でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） この地域間の違いというのは、これは参議院選挙だったんですが、衆議院選挙においてもそのような数字でしょうか。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 衆議院選挙は24年、昨年12月のところでございます。

れども、一番高いのが角間の公会堂ですねやっぱり。これが80.13%、これが最高だと思います。それから、最低のところにつきましては、志賀高原98会館でございます、50.46%というのが昨年の12月の衆議院選でございます。

ちなみにその前の21年のときの衆議院選でございますけれども、最高につきましては、角間の87.97%、最低につきましては、志賀高原98会館の69.87%でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） この地域間の違いというのは、ある程度認識されておると思うんですが、分析というのはされたことはあるんですか。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） この投票率につきましては、定期的な定時の選挙管理委員会等がございますので、先日も9月2日に選挙管理委員会がございまして、その投票率の向上につきましては各地区でさまざまな状況の中で差が出ているということもございます。地域間の細かいところまでちょっと分析するのは非常に難しいというところがございます。ただ、選挙の投票時間の要は短縮の関係、志賀高原については6時まで、須賀川地区については7時までという、開始時間は同じでございますけれども、そういう形の中で志賀高原等については、今までのホテル等の関係は日曜日等でございますので、そこら辺もいろいろと影響しているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） この傾向は私も資料をいただきまして調べましたところ、前回と今回の比較でございますが、投票率の順位表をつくってみましたら、22回、23回の選挙ともほぼ同じような順列になっておりまして、全体的に今回は10%ぐらいダウンしているわけでございますが、地域によってある程度固定化しているといえますか、そういうところがあると思います。ここら辺も一応分析をされて投票率の向上をやっていただきたい、このように思います。

続きまして期日前投票ですが、これは先ほどおっしゃいましたように12.04から12.45と微増であります。同じような数字が出ているわけですが、この期日前投票について、これは役場庁舎のみで行っているわけですね。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 期日前投票につきましては、玄関の会議室でいきますと101会議室というところの1カ所で行っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 先ほどもありましたように、志賀高原が少し遠いようなところがあるんで、そういうところで出張してやるというようなお考えはございますか。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 今のところは分散をして数箇所で行うというふうな考え方はございません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） あと、期日前投票は先ほどまだ宣誓書の事前に記入はできるけれども、その必要は余りないというお答えでございましたが、例えばホームページ等で用紙をダウンロードできるとか、例えばほかの自治体においては入場券の裏にそういう署名欄があるとか、そういうところもございますけれども、同じようなお答えですか。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 今、望月議員さんのおっしゃるとおり、事前に配布しているところ、それから、ホームページでダウンロードできる、それから、入場券の裏に、そこら辺についても選挙管理委員会の中で話し合いをした経過もございます。

それで、必要ないというのは、早く持って来ていただいても、ああいう今の101会議室で行うので、殺到しちゃうと結果的にはお待ちいただいているという状況もございますので、その中で担当の職員も丁寧に記入の方法をお待ちいただいている間にここはこういうふうに書いていただくんですよというふうな情報もいただいているので、記入していただいたからといって早く済むものでもないもので、そういうところも含めて、余りそういうところについては来ていただいてじっくり書いていただいてもよろしいのではないかなというふうな形で答弁申し上げました。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 最初のところに戻りますけれども、投票率は今回が全体で54.82%でしょうか、非常に危機感をお持ちであると。前回ぐらいの数字だったら安心できるという形でしょうか。

議長（児玉信治君） 選管書記長。

選挙管理委員会書記長（内田茂実君） 安心できるという投票率はなかなか難しいので、できれば町村の最低というところを一つでも投票率を上げたいというふうな状況でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 続きまして、次の健康行政についてでございますが、昨年3月の質問でも同じ質問をしましたが、健康福祉課長がかわられたのでここで同じような質問をするわけでございますが、その当時はピロリ菌ががんの原因であるということは、これから勉強してみるとというような形で答弁をいただいたので、今の答弁だとピロリ菌が胃がんの原因であるというのを認識されたような答弁であったと思うんですが、いかがですか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） がんの原因ということで当然喫煙ですとか、高塩分食品ですか、

そういったものが原因であろうと。あるいはストレスというものもあろうかもしれません。その中でピロリ菌もやはりリスクの一つではないかというようなことが大分叫ばれておりますので、原因の一つの可能性は必ずあるのではないかと、そんなふうな認識をしております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 胃検診ですか、これは受診率というのわかりますか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） すみません。成果報告のほうでも毎回ご報告を申し上げてございまして、24年度の実績で申しますと、受診者が933人、ちょっと申し込みの数が大体いつも1,500ぐらいではなかろうか、ちょっとはっきりわからないんですが、いずれにしても受診者は933人ということで、受診率はちょっとはっきり申し上げられなくて申しわけないんですが。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） ちなみに、エックス線の肺の受診者というのわかりますか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） ちょっと受診率については全部数字の持ち合わせがございませんので、いずれにしろその申込者に対する受診者ということで、受診者はちょっとここでわかるんですが、申し込みの数がちょっと今ここでわかりませんので、受診率というものがお答えできない、そういうことでございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） エックス線の受診者は2,063人となっております。それで先ほど胃検診の受診者は933人と。現在の胃検診の方法というのは、バリウムを飲んでエックス線の検査をやっているということで、このバリウムを飲む前に食事制限があったり、バリウムはご存じのように非常に飲みづらいものであったり、あとエックス線の検査は結構いろいろな部位、姿勢をいろいろ変えて撮影するというので、結構時間がかかっているのではないかというふうに思います。エックス線検査の一番いいところは、全体がわかるということだというふうに言われておりますが、ただ、間違いというか、割と大ざっぱなところがありまして、ある人は過去に患った十二指腸潰瘍の治癒した跡がありまして、エックス線のバリウム検査のたびに再検査してくださいということで要請がありまして、内視鏡による再検査をやったところ、これは潰瘍ではないというようなそんなようなことがあったそうでありまして、いずれにしても信頼性というか、そこら辺があると非常にいいと思うんですが、若干そこら辺が劣っているのではないかというふうに思います。

それに対して、ピロリ菌の検査というのはありますけれども、これはピロリ菌に感染した抗体を調べるというところがあるんですけれども、今では胃のABC検診という方法があります。これはピロリ菌が感染しているかどうか、抗体があるかどうかというのほかに、ピロリ菌に感染しますと胃の粘膜が萎縮しまして、そのときに胃にペプシンという消化酵素があるわけですが、ペプシノゲンというその分泌量がピロリ菌に感染して内壁がやられますと、胃のペプシ

ノゲンというのが陽性反応が起こるということで、胃とピロリ菌の検査とペプシノゲンという、この両方の検査でもって胃がんの危険度というか、そういうのを判定する方法が今あります。これについてはご存じですね。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 先ほど申し上げました健康づくり事業団で今年度から受診が可能となったというご答弁を申し上げましたが、それがまさしく今おっしゃるとおり、血液検査によりますABC検査と申しまして、おっしゃるとおりピロリ菌の有無、それとペプシノゲン、これは胃の萎縮度の度合いを検査するものでございますが、その二重の方法により胃がんのリスクというものを検査するというものでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 国立国際医療研究センターの上村院長の研究によりますと、平均50歳の1,526人を8年間追跡調査した結果、ピロリ菌感染者の集団は3%の人が胃がんになったが、非感染者の集団は1人もなかったと。ピロリ菌に感染していなければほとんど胃がんにならないということは世界的にほぼ合意されているというふうに言っております。

また、胃粘膜の萎縮に伴い消化酵素に関連する物質、ペプシノゲンの分泌量が減るため、ABC検診ではピロリ菌感染を示す抗体の有無とともに、ペプシノゲンの血液中量を調べ、個人の胃がんのリスクを判定する。基本的に感染がなく萎縮も進んでいない人をA、感染しているが萎縮が進んでいない人をB、感染していて萎縮の進んだ人をC、萎縮が進み過ぎてピロリ菌が住めなくなった人をDと4群に分類、低いほうからABCDの順で胃がんになる危険性が高まり、リスクに応じて胃がんを見つけるための内視鏡検査を受ける。この分類は除菌しない限りほとんど変わることなく、血液検査は5年に一度でよいというふうに言われております。

それでABC検診を推進している日本胃がん予知診断治療研究機構によると、胃がんの年間発生率はA群はほぼゼロ、B群は1,000人に1人、C群は400人に1人、D群は80人に1人、A群は将来的にも胃がんにはまずならないと考えられ、無症状であれば内視鏡検査を受ける必要はない。Bは3年に一度、Cは2年に一度、Dは毎年の内視鏡検査を奨励している。

群馬県の高崎医師会によりますと、2006年成人1万7,000人に対して実施したABC検診で、49%がA群、27%がB群、20%がC群、4%がD群と判定されております。BCD群に対する内視鏡検査で44人に胃がんが見つかった。発見率は受診者の20.26%、それ以前に行っていたエックス線による発見率0.17%を上回った。胃がん1例を見つけるにかかった費用は、エックス線では437万円だったのに比べ183万円と半額以下に減ったということで、発見率というのも高まるし、費用も低いというふうに出ておりますけれども、これについてはいかがですか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） いずれにしても、今厚労省のほうで推奨しておるのは胃がん検診につきましては、問診とエックス線による胃がん検診となっております、これに基づき

まして当町も実施をしておるところでございます。

今ちょっと値段の話があったんですが、うちのほうの毎年の胃がん検診では1人、約4,800円ぐらいの経費がかかってございます。今回新しくピロリ菌検査を事業団のほうで行う単価が約3,800円というふうになっておりますので、ちょっとその単価の開きは私何とも申し上げられないですが、そんなような状況でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） これはあくまでも発見した人に対しての総額でございますので、1人当たりではありません。胃がんになった人に、発見した人に対してどのくらいかかったかという比較であります。

それから、エックス線の検査は先ほどバリウムが飲みづらいとかいろいろ申し上げましたけれども、血液検査の特徴は非常に手軽に受けられるということです。それから、食事制限もない。わずかな血液をとるだけで診断が可能である。それから、胃がん発見率は先ほどの数字でありますように、レントゲンよりも高いんです。特にがん検診の目的である早期がん、バリウム、エックス線はかなり進行したものについては発見されるんですが、早期のがんについてはなかなか発見しづらい、その辺の発見率は高いと言われております。

いずれにしても、ただ、進行性のがんを発見するにはやっぱりバリウム検査のほうですぐれているところもあるということでもありますので、ここら辺は選択肢に入れば大変いいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 確かにリスクの一つであることは先ほど申し上げましたので、その回避ということでこちらの検査を受けるということは決して無駄という言い方はないですけども、有効だとは思いますが。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） もう1点つけ加えさせていただきますと、この検査は多分毎年受ける必要はなかろうかと思うんです。先ほど書いてありましたが5年に1回でよい。1回ピロリ菌がないという人はピロリ菌に再び感染する危険は非常に少ないと思います。だから、両方をまた考えていただきたいというふうに思います。

次に水道水につきましては、湯本市蔵議員が質問をいたしましたので省略したいと思います。再確認で重複するところがあるかもしれませんが、寒沢の水道水については濁りがあるということで、特に水源ですね、この水源に対してこれは湧き水というものを使っているんですね。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 湧き水、伏流水というふうに認識しております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それで、表流水が混入するということでしょうか、濁りの原因は。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 現地を確認しましたら、先人の方が渇水対策として緊急的に表流水を入れられるようにしてあるような状況もございましたので、表流水も一部入っていたというふうに推定しておりますが、濁りの原因となるということで、表流水をシャットアウトするような形の対策を行っております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 取水口というか何本かありまして、やっぱりそれについてこれから調査していただくということでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 取水桝、またその下の集水槽で流入が認められるものもございましたので、私どももやはり職員もかわる中で、なかなか取水の構造というか本当のものと水源というのがなかなかわからない部分もあるものですから、先ほど湯本議員さんにもお答えしましたけれども、やはり地元の皆さんにまた教えをいただく場面があるかと思っておりますので、その節はお願いしたいと思っております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それから、先ほど湯本議員に答えられた沈殿槽というか、そういうものをつくられるということでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 私どもでは集水槽というふうに呼んでおりますけれども、泥だめの役割を果たすものということで2つほどあるというふうに現状理解しております。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それは現状のものを利用して、その機能を持たせるということでしょうか。それとも新しいのをつくるということでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 今までありましたものをそのまま使っております。それで、先ほど湯本議員にもご説明申し上げましたが、泥だめの機能を果たしていないような状況もございましたので、改善をいたしました。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） （3）番の農業用水の渇水時のことですが、同じ水源を使っておりますので、水道があくまでも優先されて水道のほうに取水された場合、農業用水向けのオーバーフローしたものが少なくなるというところで、できれば水道についてはほかの水源と水圧の関係もございしますが、連結するようなシステムというのはできるのでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） ほかの水源というところはちょっと私もよくわかりませんが、水源がこっちがだめだからあっちへというわけにもなかなか認可の関係もございしますので、難し

い面もあろうかと思います。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 例えば先ほどの8次計画ですか、佐野のものをポンプアップして使うと。

そういう形の中で、例えば佐野とか菅の簡易水道でございますが、そこら辺との連結の中で水を共有していくというような形はどうでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 菅地区と寒沢地区の連結は今のところ考えてはおりません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 佐野のほうについてはどうですか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） これは拡張計画の中で南部浄水場を通った水を菅、寒沢地区の水道と統合するという計画がございまして、それはまだ水源の関係もある中で実現していない状況でございます。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） それでは、自主防災組織について質問をしたいと思います。

この自主防災組織というのは、先ほど答えられたのかもしれないですけども、平成13年ですか、各地域にできたのは。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） 最初に自主防災組織としてスタートしたのは、申しわけございません、ちょっと何年からスタートしているか確認できておりません、すみません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 昨年もらった資料によりますと、平成13年にいろいろな地域で組織が設立されておまして、多分このときに組織図もできている。あと、要綱が規約とかができた地域が4地区ほどある、こういうことで最初につくったときは多分各地区にこういうひな形というのは示されたんでしょうね。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） ひな形はそれぞれお話をしてあると思います。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） この中ではやっぱりひな形がある、今組織図しか残っていないんですけども、こういう要領でつくってくださいよと、こういう役割ですよと、そこら辺の説明はあったんですか。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） それぞれの班編成とかいろいろ組織の構成については、どのような役割を持った構成にするかというのは、そのときに説明はさせていただいてあると思います。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） そのときの要綱というか、こういうのはあるんでしょうか、消防署のほうの。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） 自主防災組織についての構成の仕方というか組織についての説明の冊子がございます。それをもとにそれぞれの自治会というか区ごとにお話をきっとさせていただいてあると思います。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） 消火活動班の目的は先ほど説明していただきましてよくわかりました。

組織図の中で本部長のもとにあるんですが、消防団が別のところに書いてありまして、その連携というか関連性がよくわからない部分があったんですが、そういう組織図でも毎年危機管理室に組織図を提出しているわけですが、そこについては見ながらそこら辺は変更されたのは認識されているんでしょうね。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） こちらの組織図はそれぞれのきつと役職のメンバーが変わっておられる、それを入れかえたものを出していただいていると思うんですけども、その一つ一つは確認してございません。

議長（児玉信治君） 2番 望月貞明君。

2番（望月貞明君） （3）に再編におけるお答えはいただきました。ことし消防署に行って重複しているメンバーについて、別のメンバーを充てるのでヘルメット等の助成ができるかどうかというのは規定では1回だけですよということがありましたので、先ほどの答弁で。ほかの自主防災組織には、そのヘルメットは既に全部渡っているというご返事でしたが、そこは正しいんですか。

議長（児玉信治君） 消防課長。

消防課長（松橋修身君） 要望がもう既にこの4年半たっているところで現在のところは出てきていない。よってそれに対する要望はなくなったのかなということでございます。既に5地区に対して助成をさせていただいておりますけれども、あとの組織については特にご要望は出てきていません。そういうことでございます。

議長（児玉信治君） 制限時間となりましたので、2番 望月貞明君の質問を終わります。

議長（児玉信治君） 以上をもって本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午後 2時38分）

第 4 号

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結について
- 2 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
- 3 議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 6 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒 岩 浩 一 君
2番	望 月 貞 明 君	10番	徳 竹 栄 子 君
3番	西 宗 亮 君	11番	湯 本 市 蔵 君
4番	田 中 篤 君	12番	小 淵 茂 昭 君
5番	布施谷 裕 泉 君	13番	山 本 一 二 三 君
6番	高 山 祐 一 君	14番	小 林 克 彦 君
7番	高 田 佳 久 君	15番	渡 辺 正 男 君
8番	山 本 良 一 君	16番	児 玉 信 治 君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 吉池寿幸 議事係長 常田和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小林央君
教育委員長	小野澤昭三君	教育長	佐々木正明君
会計管理者	須田紀弘君	総務課長	内田茂実君
税務課長	成澤満君	健康福祉課長	河野雅男君
農林課長	生玉一克君	観光商工課長	小林一君
建設水道課長	渡辺千春君	教育次長	大井良元君
消防課長	松橋修身君	監査委員	中野隆夫君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(児玉信治君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結について

議長(児玉信治君) 議事に入ります。

日程第1 議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結についてを上程し、議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成25年度小型動力消防ポンプ付軽積載車購入事業の売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

2 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)

議長(児玉信治君) 日程第2 議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)を上程し、議題とします。

質疑を行います。

1人で複数の質疑ある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。

7番 高田佳久君。

7番(高田佳久君) 7番 高田佳久。

1点だけお伺いいたします。

9ページ、総務の企画費の19節の負担金補助及び交付金になりますが、集落「再熟」実施モデル地区支援事業補助金、これの具体的な内容をお聞かせください。

議長(児玉信治君) 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

今回の集落再熱実施モデルにつきましては、全県下長野県4地区の中に選定をされた事業でございまして、事業的には、須賀川地区のビジョン策定、再熱というか、須賀川地区の活性化を策定するビジョンという形の中での講師の関係と委託費の関係。

それからホームページ、須賀川地区から基本的な情報を組み入れたものを地区外、あるいは町外、県外という形の中で発信をするためのホームページの作成の費用、これについてもこの中に入っております。それから、移住定住促進イベントの開催という形の中で、須賀川地区で婚活実施をもう既に1回やっておりますけれども、これにつきましても、ある程度の回数を積み重ねていきたいという形の中でのイベントの開催というふうな費用がここに入っております。それから、なりわいの創出という形の中で、雪室がそこに、今回総務の企画費のところでは建設費のところにありますけれども、雪室を使って付加価値を引き出すというふうな地消地産に結びつける、あるいは販路の開拓というふうな形、それに伴ってブランドを図るというふうな、そういった創出を図るためのいろいろとの立教大学の連携、あるいはほかのほうのいろんなところのPRの展開という費用もこの中に入っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

3 議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

4 議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（児玉信治君） 日程第3 議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4 議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

5 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

6 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第5 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び日程第6 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑を行います。

議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第39号及び議案第40号の2議案を総務常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号及び議案第40号の2議案を総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、本会期中に報告できるようにお願いします。

-
- 7 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について
 - 10 認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 11 認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 12 認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 13 認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 14 認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長(児玉信治君) 日程第7 認定第1号から日程第14 認定第8号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長吉池寿幸君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) 以上8議案について、これより議案ごとに質疑を行います。

認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

14番 小林克彦君。

14番(小林克彦君) 14番 小林克彦です。

一般会計の固定資産税について伺います。

1つは、固定資産税の中では、ちょっと分かれますけれども、固定資産税を伺います。

収入額の12億1,300万円のうちの土地建物の金額別の割合をお願いします。

成果報告書の18ページのほうでは、賦課の算出税額ではありますが、この金額が収入済額と

は当然ずれていきますので、収入済額についての割合をお願いします。

それから、不納欠損、ことしも決算で大きい金額取り上げて、1億2,193万円とあるんですが、これの金額別、それから理由別の上位3傑についてご説明をお願いします。

以上です。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（成澤 満君） お答えいたします。

固定資産税のうち土地建物が収入に占める割合でございますが、こちらについて正確なものはちょっと積算しないと出ないので、調定からの率が恐らく推察されますので、その率からいきますと土地の占める割合が20.36%、建物が66.66%、残りが償却資産でございます。

それから、不納欠損のうちの金額もしくは欠損理由の3つの理由ということでございますが、不納欠損の主な理由でございますけれども、地方税法第15条の7の第4項、第5項を該当させております。5項につきましては、執行停止したもののうち徴収できないことが明らかなもの。4項では、執行停止が3年間継続したものでございます。その中で、執行停止の理由ということが3つの理由のところになるかと思うんですが、こちらのほうが地方税法15条の7の第1項に該当する内容でございます。

主なもの3大理由でございますが、1番といたしまして廃業状態であるもの、それから、2番目といたしまして競売案件で配当なし、もしくは配当をいただいてももう滞納額に満たない、それから換価価値がないもの、それから3番目といたしまして、当事者が行方不明または滞納処分に値する財産をお持ちでない、もしくは不明という、これが3つの理由でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） ほかにございますか。

3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 3番 西宗亮です。

1点おたずねします。

61ページ、3款1項1目20節の扶助費であります。福祉乗物補助券の給付事業、非常に予算に比して多額な不用額が生じておりますけれども、ご説明は伺いましたけれども、この結果の総括をしての今後の取り組みをどういうふうにやっていくかということについて、お考えをお尋ねしたいと思います。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） これにつきましては、昨年、これまでのタクシーからバス、電車というふうに乗りを拡大をしたわけでございますけれども、いずれにしろこれは申請主義ということでございますので、これからさらに内容についても周知して、より多くご利用いただけるようなふうに取り組んでまいりたいと、そんなふうにあります。

以上です。

議長（児玉信治君） ほかにございますか。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑を終わります。

認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で平成24年度決算認定8議案の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決算認定8議案について、どのような方法で審査を行ったらいいかお諮りします。

3番 西宗亮君。

3番(西宗亮君) 3番 西宗亮です。

動議を提出いたします。

ただいま議題となっております決算認定8議案につきましては、十分審査をする必要があると考えます。

つきましては、委員会条例第5条の規定により、議会選出の山本一二三監査委員を除く15名の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを提案いたします。

以上です。

議長（児玉信治君） ただいま3番 西宗亮君から、議題となっております決算認定8議案の審査について、15名で構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議が提出されました。

お諮りします。ただいまの動議に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（児玉信治君） 挙手全員です。

したがって、ただいまの動議は会議規則第16条に規定する所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

3番 西宗亮君の動議を直ちに議題として採決します。

ただいまの動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8議案の審査については、15名をもって構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議は可決されました。

山ノ内町議会決算審査特別委員会の設置について

議長（児玉信治君） 山ノ内町議会決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

決算審査特別委員会の設置に関する動議を事務局に配付させます。

（特別委員会設置案配付）

議長（児玉信治君） 提出者の説明を求めます。

3番 西宗亮君、登壇。

（3番 西 宗亮君登壇）

3番（西 宗亮君） 3番 西宗亮です。

それでは、提案の説明を申し上げます。

山ノ内町議会決算審査特別委員会の設置について。

認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について。

認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について。

以上8議案については、山ノ内町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置して付託審査するものとする。

平成25年9月11日 提出。

山ノ内町議会議長 児玉信治様。

提出者 山ノ内町議会議員 西 宗亮。

次に、特別委員会の設置要綱を申し上げます。

特別委員会の設置要領。

1. 委員会の名称 山ノ内町議会決算審査特別委員会とする。
2. 設置の期間 9月11日から決算審査終了の日までとする。
3. 委員の定数 議員選出の監査委員を除く15人とし、3部会構成をもって審査分担する。
なお、部会の定数は、ここにお示ししてありますような下記のとおりとする。
第1部会5人、第2部会5人、第3部会5人、それぞれ各常任委員会からこの人数での選出をお願いしたいと思います。

4. 審査区分

第1部会

- (1) 一般会計決算のうち総務常任委員会所管に係る費目
- (2) 有線放送電話事業特別会計決算
- (3) (1)～(2)に属する財産に関する事

第2部会

- (1) 一般会計決算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関する事

第3部会

- (1) 一般会計決算のうち観光経済常任委員会所管に係る費目
- (2) 公共下水道事業特別会計決算
- (3) 農業集落排水事業特別会計決算
- (4) 水道事業会計決算

(5) (1)～(4)に属する財産に関すること

5. 委員会に正副委員長、正副部会長を置く。

正副委員長は、議長指名とする。

正副部会長は、各部会において互選するものとする。

以上であります。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。山ノ内町議会決算審査特別委員会の設置についてを提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については提案のとおり可決されました。

これより山ノ内町議会決算審査特別委員会の構成を行います。

まず、ただいま可決されました特別委員会設置要領により、決算審査特別委員会の正副委員長を議長が指名します。

委員長に9番 黒岩浩一君、副委員長に6番 高山祐一君を指名します。

ここで部会構成のため暫時休憩しますが、この間に各常任委員長は各部会に所属する委員の分担を決め、氏名を事務局に報告願います。

報告が終わり次第、引き続き各部会に分かれ正副部会長の互選を行い、決まり次第、事務局へ報告を願います。

議会事務局長から常任委員会及び部会の部屋割りを説明させます。

議会事務局長。

議会事務局長（吉池寿幸君） 申し上げます。

まず、所属部会を決める常任委員会ですが、総務常任委員会は第1委員会室、観光経済常任委員会は第2委員会室、社会文教常任委員会は第3委員会室を使用願います。

次に、決算審査特別委員会の各部会につきましては、第1部会は第1委員会室、第2部会は第3委員会室、第3部会は第2委員会室をそれぞれ使用願います。

以上でございます。

議長（児玉信治君） ここで、部会構成のため暫時休憩とします。

なお、再開時刻は庁内の放送をいたします。

(休憩)

(午前10時28分)

(再 開)

(午前10時55分)

議長 (児玉信治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 (児玉信治君) 山ノ内町議会決算審査特別委員会3部会について、正副部長及び委員の氏名の報告がありましたので、事務局に名簿を配付させます。

(名簿配付)

議長 (児玉信治君) 議会事務局長に委員会構成等を報告させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (吉池寿幸君) ただいま配付しました山ノ内町議会決算審査特別委員会の構成等について申し上げます。

委員長、黒岩浩一議員、副委員長、高山祐一議員。

部会構成について申し上げます。

第1部会、部長、田中篤議員、副部長、布施谷裕泉議員、委員、黒岩浩一議員、小林克彦議員、渡辺正男議員。

第2部会、部長、徳竹栄子議員、副部長、小根澤弘議員、委員、西宗亮議員、高田佳久議員、湯本市蔵議員。

第3部会、部長、山本良一議員、副部長、望月貞明議員、委員、高山祐一議員、小渕茂昭議員、児玉信治議員。

審査日程につきましては裏面のとおりでございます。

なお、部会の開会は9時からとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長 (児玉信治君) ただいまの報告のとおり決定しました。

議長 (児玉信治君) ここで、決算審査特別委員長から挨拶をいただきます。

黒岩決算審査特別委員長、登壇。

(決算審査特別委員長 黒岩浩一君登壇)

決算審査特別委員長 (黒岩浩一君) 黒岩です。議長からのご指名により、重責に当たることになりましたので、よろしくお願ひいたします。

町は、今のところ縮小均衡経営というべき堅実経営と過疎債などを含む国からの手厚い補助により、財政的には当面問題はないように見受けられます。しかし、町税収入減少だとか、荒廃地の増加、人口減少などありがたくない話が目立ち、明るい兆しはなかなか見えてこない状況であります。これは当町だけの問題ではありません。しかし、当町としては、限られた財源の中でなし得る限りの独自の工夫とめり張りをつけての工夫、これをしなければなりません。そのあたりが見えるような適正かつ工夫のある行政執行になっているかどうか、これは常に検

証することが必要であります。

このような観点から、慎重に今回の決算審査を行いたいと考えます。生きのいい高山議員に副委員長として補佐していただき、また全議員の協力を得て重責を果たしたいと思います。簡単ながら就任の挨拶にかえたいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 認定第1号から認定第8号までの8議案につきましては、山ノ内町議会決算審査特別委員会に審査を付託します。

決算審査特別委員長以下委員各位には、ご苦労さまですが、十分審議を尽くしていただき、的確な審査をお願いいたします。

審査結果につきましては、会議規則第46条の規定により、本会期中に報告できるようお願いいたします。

正副委員長、各部会長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう、お手元に配付してあります審査日程に基づき、あらかじめ関係課と十分打ち合わせの上、審査をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前11時00分)

第 5 号

2番	望月貞明君	10番	徳竹栄子君
3番	西宗亮君	11番	湯本市蔵君
4番	田中篤君	12番	小渕茂昭君
5番	布施谷裕泉君	13番	山本一二三君
6番	高山祐一君	14番	小林克彦君
7番	高田佳久君	15番	渡辺正男君
8番	山本良一君	16番	児玉信治君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 吉池寿幸 議事係長 常田和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小林央君
教育委員長	小野澤昭三君	教育長	佐々木正明君
会計管理者	須田紀弘君	総務課長	内田茂実君
税務課長	成澤満君	健康福祉課長	河野雅男君
農林課長	生玉一克君	観光商工課長	小林一君
建設水道課長	渡辺千春君	教育次長	大井良元君
消防課長	松橋修身君	監査委員	中野隆夫君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長（児玉信治君） 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

議長（児玉信治君） 会議に入る前に、町長から発言の申し出がありましたので、これを認めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 本会議の貴重な時間をおとりいただきありがとうございます。

9月9日本会議で状況説明申し上げました志賀高原ユネスコエコパークにつきまして、その後の状況についてご報告申し上げます。

9月4日、志賀高原ユネスコエコパークの全町へ移行エリア拡大申請について、文部科学省のMAB計画分科会において承認され、9月中に文部科学省に申請、11月に文部科学省からユネスコへの申請、そして来年6月のスウェーデンでのストックホルムでのユネスコMABの会議で審議、決定されることになると思われます。

町としては、来年10月に全国サミット並びに再来年10月に東アジア会議の開催を6月17日、文部科学省、横浜国立大学へ伺い提案してまいりました。文部科学省では、ユネスコ関係の総責任者であります加藤国際統括監から、今までそうした取り組みが国内では全くなかったので協力するのぜひ開催してほしいし、東アジア会議も十数年前屋久島で一度開催されただけあり、その後何度も日本開催の要望をいただきながらお断りしてきたことから、山ノ内町として志賀高原での開催提案は大変ありがたい協力したいとのことでした。同日、横浜国立大学の松田教授からも同様、全面協力の力強いご即答をいただきました。

9月24日、昨日、阿部知事にも町からの全国サミット並びに東アジア会議の招致提案と、文部科学省、横浜国立大学の賛同、協力支援を報告し、長野県としてもプロジェクトチームをつくり、県での取り組みと両会議の財政面を含めた開催支援の旨、御賛同いただきました。

10月21日から25日、モンゴルで開催の第13回東アジア会議に職員を派遣するとともに、10月25日から26日、福島県只見町で開催の事務担当者会議ではありますが、プレゼンテーションの機会を設けていただくことになりましたので、その席上、両会議の志賀高原での開催提案をし、今後のユネスコエコパークの普及と移行エリア拡大記念サミットになるよう関係者のご協力をいただき準備をしてまいりたいと思います。

なお、来年の全国サミットは7地域のエコパーク関係者など150名から200名ぐらいで2日間を予定し、再来年の東アジア会議では、関係者50名のほか国内50名ぐらいの100名程度で、4日間の日程が想定されます。

また、名誉町民小澤征爾さんに志賀高原ユネスコエコパーク協議会の名誉会長にご就任依頼

をしておりましたが、9月23日、小澤事務所よりとりあえず3年間お受けをする旨の返答がありました。昨日、平成25年9月24日付で、3年間同協議会の名誉会長委嘱書を交付しました。小澤さんのネームバリューを生かし、国内外に広くアピールし活動の充実と普及となるよう大いに期待しているところでございます。

改めて、ユネスコエコパークは自然と人間の調和と共生を目的とした取り組みであり、インバウンドやトレッキングなど雄大な誇りうる自然を生かした国内外からの観光誘客や適地適作の果樹を中心とした農産物のブランド化、さらにはユネスコスクールによる子供たちへの自然環境教育などに積極的に活用し、山ノ内町の基幹産業である観光や農業の振興、人づくりやまちづくり、教育など地域振興に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（児玉信治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、9月20日の議会運営委員会に町側から2件、議会側から10件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

1 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

2 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 議事に入ります。

日程第1 議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び日

程第2 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月11日の本会議において、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

（総務常任委員長 田中 篤君登壇）

総務常任委員長（田中 篤君） 審査のご報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成25年9月25日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常委員会

委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成25年9月18日
2. 開催場所 第1委員会室
3. 審査議案

議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 平成25年9月11付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第39号、議案第40号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

以上でございます。

審査の内容について若干補足説明をさせていただきます。

議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてですが、全員一致で可決いたしました。

この条例は、東日本大震災の支援の一助にするため、国家公務員給与を平成26年3月まで7.8%引き下げたことにより地方公務員のラスパイレス指数が国家公務員を上回ったことを是正するために、国の要求で減額するものです。

当町では、当初93.3%であったものが101.1%になった関係で1.2%下げ、99.9%にして平成25年10月1日より平成26年3月31日までの間引き下げます。

なお、手当については県及び近隣市町村でも実施していないため、当町もそれに倣っております。その結果、総額では360万円余り下がります。

議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、全員一致で可決いたしました。

この条例は、第2条第1項中の派遣手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加え、第28条の10項中の措置に新型インフルエンザ等緊急事態措置を加えるものです。本年6月に制定された山ノ内町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づくものです。

外部よりの派遣職員に対して当町より1日6,620円以下の金額が支給されます。

以上でご報告終わります。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第39号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第40号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について

4 認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について

5 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について

6 認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

7 認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

8 認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

9 認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

10 認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長(児玉信治君) 日程第3 認定第1号から、日程第10 認定第8号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長吉池寿幸君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) ただいまの8議案につきましては、去る9月11日の本会議において山ノ内

町議会決算審査特別委員会に審査を付託してありますので、決算審査特別委員長から審査の報告を求めることにします。

黒岩決算審査特別委員長、登壇。

(決算審査特別委員長 黒岩浩一君登壇)

決算審査特別委員長（黒岩浩一君） 黒岩です。

それでは、審査の結果についてご報告申し上げます。

なお、報告書中1の審査月日から5の経過までは、審査日時、場所、議案名の繰り返し、それから審査部会の編成など細目にわたり過ぎますので、ここではこれらの報告は省略しますが、原稿どおりに会議録への掲載をお願いいたします。

山ノ内町議会決算審査特別委員会審査報告書

平成25年9月25日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

山ノ内町議会決算審査特別委員会
委員長 黒岩浩一

1. 審査月日 平成25年9月12日・13日・17日

2. 審査場所 役場 委員会室

3. 審査議案

(1) 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(3) 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について

(4) 認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(5) 認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(6) 認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(7) 認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(8) 認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

(以上8件 平成25年9月11日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、委員会を3部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、部会会議、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

第1部会（部会長 田中 篤）

- （1）一般会計決算のうち総務常任委員会所管に係る費目
- （2）有線放送電話事業特別会計決算
- （3）（1）～（2）に属する財産に関すること

第2部会（部会長 徳竹栄子）

- （1）一般会計決算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目
- （2）国民健康保険特別会計決算
- （3）後期高齢者医療保険特別会計決算
- （4）介護保険特別会計決算
- （5）（1）～（4）に属する財産に関すること

第3部会（部会長 山本良一）

- （1）一般会計決算のうち観光経済常任委員会所管に係る費目
- （2）公共下水道事業特別会計決算
- （3）農業集落排水事業特別会計決算
- （4）水道事業会計決算
- （5）（1）～（4）に属する財産に関すること

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

参院選自公大勝に続き先般の2020年オリンピック東京開催が決定し、アベノミクス効果は当分続くと期待される一方、フクシマ、TPP、消費税増税など、日本の近未来を決定する課題への解答は待たなしである。一方、景気好転時は周回遅れという地方市町村の宿命もあって、まだ町内に景況浮揚感はない。

24年度一般会計決算は、歳入61億6,535万円で前年度比0.8%減、歳出は58億3,303万円で1.5%減と決算規模は引き続き縮小した。実質公債費比率14%（前年度は16.8%）など財政指標の好転にみられる町の堅実経営の努力を評価する。しかし全方位縮小均衡ばかりでは、「明日への夢」は見えない。

<歳入>町税は歳入の30.5%の18億7,706万円で、都市計画税廃止と固定資産評価替えのため全体では対前年比6.9%減であったが、町民税は個人法人ともわずかながら増収。滞納繰越金は1億3,058万円もの不納欠損処理をしたが、繰越残はまだ7億円を超す。地方交付税は歳入の34.4%、21億1,780万円で、普通交付税は増えたが前年度特に大きかった特別交付税が減り、全体として前年比1.5%減。国・県の支出金は事業の終了などで、併せて約1億1,600万円の減。町債は過疎債利用拡大などで6億8,388万円となり、前年比68.9%の大幅増。基金から

の繰入れは、消防施設整備基金などで前年比245%増の5,702万円。

＜歳出＞消防署改築で前年比61.9%増の7億858万円と突出した消防費を除きほとんどの項目で前年比減となり、特に農林水産業費は大規模事業終了などにより前年比25.1%減の2億3,773万円、商工費は諸融資の保証料などの減により前年比13.0%減の3億2,235万円。公債費は前年比14.7%減の5億6,121万円。

＜町債残高及び基金残高＞町債残高は1億3,200万円増えて54億600万円。残高増は5年ぶりである。基金残高は、微減の19億6,100万円。

6特別会計及び1事業会計決算については次の3点に特に注意したい。

①国保会計で23年度の平均21.4%上げに続き24年度も平均9.8%の保険税値上げを行ったこと、②下水道・農集排会計では一般会計よりの繰入れを主財源として毎年利息を含め4億円程度の返済を行っているが、まだ41億円超の町債元金残高があること、及び農集排の一部地域では接続率が極めて低いこと、③有線事業会計では急激な加入者減が続き、近い将来50%を切る事が予想される。

最後に、懸案の消防署改築が済んだので、今後一層のメリハリのある町政経営を望む。「一層のメリ」とは行革の徹底的推進、特に、役目がほぼ終わった事業・事務事業の大胆な整理であり、また「一層のハリ」とは第5次前期基本計画の中でも特に「雇用増（産業活性化）」と「町の魅力増」に関連する部分である。町の魅力とは、目に見える自然資源・人工資源だけでなく、目に見えないもの、観光客・外来者に親切的な町全体のシステム、若者定住と外からの移住を促す福祉・教育のシステム、それに町全体の活気である。

【部会意見】

〔第1部会〕

1. 一般会計

(1) 総務費

○第5次総合計画実現に向け、まちづくり重点アクションプランの進捗状況を検証し、さらに積極的に取り組むこと。

○収納率向上に向けて、さらなる努力をすること。

(2) 民生費

○人権尊重社会の確立と、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に推進すること。

(3) 消防費

○危機管理態勢の充実強化と防災意識の啓発をはかること。

2. 特別会計

(1) 有線放送電話事業

○今後の情報システムとしての事業のあり方を検討すること。

〔第2部会〕

1. 一般会計

(1) 民生費

- 子育て支援については、きめ細かな施策を検討すること。
- 配偶者施策は、人口増対策として新たな施策・企画を積極的に実施すること。
- 福祉乗物補助券給付事業については、利用者増をはかること。

(2) 衛生費

- ごみ減量のため、衛生自治会と連携して、さらに広報活動を推進すること。
- 各種健（検）診の受診者拡大につとめ、健康づくりを推進すること。
- 北部診療所を含む地域医療体制の早期確立に向けて、一層努力すること。

(3) 教育費

- 社会体育施設について、検討委員会を設立し、整備計画を検討すること。
- 志賀高原ロマン美術館のあり方について、周辺整備を含め抜本的に検討すること。

2. 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）

- 保険税の収納率向上にさらにつとめるとともに、国保会計の健全化・安定化をはかること。
- 特定健康診査については、受診率の目標値達成に向け努力すること。

（直営診療所勘定）

意見なし

(2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

- 介護予防を充実させるとともに、利用者の希望や状況を把握し、適切なサービス提供に万全を期すこと。

〔第3部会〕

1. 一般会計

(1) 農林水産業費

- 有害鳥獣対策はさらに総合的かつ、組織的に推進すること。
- 戦略性を持った地域農業マスタープランを作成し、実効の上がるように取り組むこと。
- 新規就農者の更なる増加のため、支援策を講ずること。

(2) 商工費

- おもてなし宣言をした観光地にふさわしい公衆トイレのあり方について、計画的に整備充実につとめること。
- 観光交流ビジョンの数値目標達成に向け努力し、インバウンド、各種イベント宣伝・広告のあり方を検証し、効果が上がるように今後の施策に活かすこと。
- 観光関連団体との連携、協力体制のあり方について抜本的に検討すること。
- 町の制度資金については資金需要等を考慮し、的確な対応につとめること。

(3) 土木費

- 景観計画推進に向け、地域と連携を深めて取り組むこと。
- 災害防止のため、治水・砂防事業をより一層推進すること。
- 公民館・公会堂等の避難所耐震化対策は、速やかに進むよう指導すること。
(農林水産業費・商工費・土木費共通)
- 公園及びそれに類する施設の維持管理に万全を期すこと。

2. 特別会計

(1) 公共下水道事業特別会計

- 加入率・接続率の向上をさらにはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続させること。
- 使用料及び分担金の滞納解消につとめること。

(2) 農業集落排水事業特別会計

- 接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続させること。

3. 水道事業会計

- 濁り防止など水質管理に万全を期すこと。
 - 使用量の減少が続く環境のなかで、長期展望に基づいた経営計画を策定すること。
- 以上であります。

議長(児玉信治君) ただいま決算審査特別委員長の報告で1の審査月日から5の経過まで省略されましたが、会議録への登載は報告書を調査し、要望のとおり登載することとします。

これより決算審査特別委員長から報告のありました8議案に対して、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、決算審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

(11番 湯本市蔵君登壇)

11番(湯本市蔵君) 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

24年度予算案について、党議員団を代表して渡辺正男議員が、税と社会保障の一体改革を先取りして消費税増税を前提とし、その一部を先食いしながら年金給付や子ども手当の削減で社会保障費を抑制する一方で、八ッ場ダム建設再開、原発推進予算維持、軍事費増強など浪費をさらに拡大する予算となっているとして、野田内閣の国家予算案、また町予算の問題点を指摘、反対いたしました。

24年12月、衆議院の解散総選挙で自民党が大勝、民主党惨敗の結果、またまた政権交代が実

現、第2次安倍自公政権が24年12月26日スタートしました。

25年1月11日、日本経済再生に向けた緊急経済対策アベノミクスの第2の矢が閣議決定され、1月15日には12兆円を超える大規模な補正予算が編成されました。その内容は、企業の応援ばかりで、国民の所得は二の次という経済対策、財政出動の中身は公共事業のばらまきでございます。

そして、1月29日、2013年度の政府予算案が閣議決定されました。日本共産党の市田書記局長は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充、社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など財界とアメリカいいなりの政治を完全に復活させる予算案であると指摘し、また一時的な財政出動で見せかけの景気回復を演出することによって、消費税増税への地ならしを狙った予算であることも重大であると明らかにしました。

7月21日の参議院選挙で自公勝利で衆参のねじれは解消しましたが、我が共産党も改選前の3から8へ、非改選と合わせて11となりました。国民が下した最新の審判は、比例代表選挙で見ますと、得票で見て、東京都と京都府では共産党が自民党に次ぐ第2党になりました。安倍政権の暴走に批判を持つ有権者のよりどころが日本共産党になったということではないでしょうか。当議員団の反対の立場は多くの国民、町民の声であり、意義があると確信しております。

さて、当町の24年度決算について若干申し上げますと、歳入決算額は61億6,535万円、その30.5%が町税です。対前年度比5.7%減、都市計画税を課税しなくなったことで7,660万円の減ですが、特環・農集の分担金との均衡を考えると納得できない面もあります。年少扶養控除の廃止による課税対象額増により、子育て世代の増税は子ども手当の減額により差し引き負担増で問題です。累積滞納額は7億621万円、対象件数は実数で983件、昨年度の7億8,238万円より7,617万円減などと、喜べないのは不納欠損額が1億1,792万円もあったからであります。観光初め町産業の低迷は依然深刻で、町施策の成果はまだ上がっておらず、総合計画達成実現の取り組み強化が求められていると思います。

地方交付税は、税収の減少などで普通交付税額は3%増、特別交付税額は前年度より27.4%減で、全体で3,250万円減の21億1,780万円、これは歳入の34.6%となっております。

歳出では、決算額58億3,303万円、消防署改築工事2億7,821万円は今年度の目玉です。それでも前年度より9,039万円の減です。道路整備など必要な事業はまだあります。個人的に言えば、私が長年お願いしている大日堂大坂線の未改良区間は、いまだにめどが立ちません。もう諦めの心境であります。

平和親善大使派遣、定住促進事業、福祉乗物補助券の給付事業など評価することはたくさんあります。貴重な税財源を使つての事業ですので、人件費を含め役に立つのは当たり前であり、職員の努力にも敬意を表した上で、幾つか申し上げたいと思います。

1つは、消防署建設が決まってから、位置がどうの、過疎債が使える、使えないなどの話がありました。計画の早い段階からの情報公開、民主的検討はとても重要だと思います。私も南小学校の改築には設計変更も含め真剣に検討したことを覚えております。後期計画に予定され

ている体育施設について、町の方針を示さないのは問題です。決算意見のとおり、早期検討、納得していいものをつくるため、町の姿勢を改めていただきたいと思います。

2つ目として、小学校の統廃合問題では理想論が先行して頓挫しております。現実的に検討し、急がば回れでしっかりと教育委員会で検討し進めていただきたい。特に長の指導性が見られないが、この問題では政治指導も必要だと思っております。

3つ目に、山ノ内町地域新エネルギービジョンの具体化による雪氷熱利用等を評価いたしますが、温暖化防止の地球的課題に対しまだまだ不十分であり、さらなる進展を期待したいと思います。

4番目として、さて地方公共団体の財政健全化法に基づく財政指標についてきょうの新聞に出ておりましたが、24年度の速報値を見ますと、山ノ内町の実質公債費比率の14.0は高い方から9番目、県下の平均は9.7%でありました。将来負担比率は昨年度より10.3ふえて104.9%となって、順番は高い方から5番目になっております。80市町村の平均は21.0%、基金額の額が将来の負債を上回る数値なしが昨年より7自治体ふえて39自治体に上っております。町は特に問題はないわけではありますが、健全化の対策を明確にして取り組む必要があると考えます。

こうした考えを国に当てはめたらどうなるでしょうか。地方の長期債務残高は今年度末201兆円程度であります。先ごろ、国と地方を合わせた債務残高が1,000兆円を超えたというふうに聞きましたが、そうすると国は800兆円ということになります。年間100兆円として8年間分の予算に相当するわけですが、プライマリーバランスもとれない中で借金を積み上げる国家財政には、危惧するものであります。

私は日本共産党の議員として安倍政権の暴走に対決をして、そして消費税増税を許さず、政治を国民本位に改める党の立場から本決算を認めるということができないので、反対をいたします。

以上であります。

議長（児玉信治君） 次に、決算審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

4番 田中篤君、登壇。

（4番 田中 篤君登壇）

4番（田中 篤君） 認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場より討論させていただきます。

平成24年度は、歳入では都市計画税の課税廃止、固定資産の評価替えと町民の税負担の軽減を実施いたしました。歳出では、東日本大震災の経験を踏まえての防災の重要拠点である懸案の消防署改築で使用開始までこぎつけました。その結果、財政指標については、実質公債費比率が前年度より2.8%改善しましたが、将来負担比率が10.3%増加した点では不安が残ります。全体としては、過去からの継続事業の終了により決算規模は縮小となりました。しかしながら、町民の要望、優先順位を意識したバランスのとれた決算と言えます。

今後は、有利な過疎債の利用で住民要望の位置づけを行うことも大事ですが、将来の第5次

総合計画後期には重要施設の更新が控えていることも鑑み、当面の課題、行政改革、人口増の推進策、町の活性化策等を確実に実施するとともに無駄を省き、町民に明るい未来の位置づけを期待されるような事業の計画と実施を行っていただきたい。

他方で、将来に負担をかけることなく堅実な財政運営を望み、賛成討論とさせていただきます。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第1号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立13人で多数です。

したがって、認定第1号 平成24年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第2号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成24年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について討論を行います。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

昨年の3月議会で党議員団は反対をいたしました。その一番の理由は、平成22年度4,900万円、23年度7,500万円の法定外繰り入れを評価し、2年連続33.3%もの大幅値上げを賛成したのに、22年度は繰り入れゼロ、23年度は不足分だけ、このときは2,706万円ということであり、24年度は法定外繰り入れを3,000万円として、国保税を平均9.8%値上げすることに反対

したわけであります。決算で見ますと、保険給付費が当初予算の12億5,329万円から1億6,646万円減の10億8,683万円になりましたが、過大見積もりだったのか、一般と退職の合計で今年度保険給付費は前年度比7.74%減、1人当たり保険給付費では5.44%減の21万2,974円になっております。

医療利用が少なかったが、国保税は当初予算4億6,999万円に対し収入済額4億5,870万円と、値上げしたとおり前年度より2,660万円増で収納されております。今回、過年度国庫負担金等返還金2,616万円が必要ということで、従来ですと余裕があるので普通にこの会計から支出していたものを、この過年度返還金分と当初の3,000万円の合計5,616万円を経営健全化繰入金として一般会計より法定外繰り入れしました。この結果、6,500万円の基金を積み立て、基金残高が7,278万円になりました。こうした町の英断を評価し、今後も必要な支援を要望し、本決算の認定には賛成といたします。

以上であります。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第3号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成24年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第4号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成24年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第5号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成24年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第6号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成24年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第7号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成24年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第8号を採決します。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

認定第8号を決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成24年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

1 1 議案第41号 ほなみ保育園改修工事(建築)変更請負契約の締結について

議長(児玉信治君) 日程第11 議案第41号 ほなみ保育園改修工事(建築)変更請負契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第41号 ほなみ保育園改修工事(建築)変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年6月17日に議会の議決をいただき、長電建設株式会社山ノ内営業所との請負契約により建設を進めておりますが、変更の必要が生じたことから、変更請負契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(児玉信治君) 補足の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長(河野雅男君) [議案に基づく補足説明]

議長(児玉信治君) 質疑を行います。

14番 小林克彦君。

1 4 番(小林克彦君) 14番 小林克彦です。

今課長のほうから、増工にかかわる内容と、金額は個別にはご説明ございましたが、擁壁の工事、増工、それから柱のほうは腐食していたということですが、当初で、それはどうして考慮できなかったんですか。2割を超える受注をして、いざやったら2割を超えて必要になったということになれば、この工事の最初の発注の段階でも金額が単価いろいろあったというお話も聞いていますので、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長(児玉信治君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(河野雅男君) まず、擁壁の部分でございますが、先ほど申し上げました当初の設計では、要はロックボルト6本が当初に見てございます。その部分につきましては一番北側に位置しますほふく室、ここのちょうど近接する擁壁の補強という部分で、その施工がどうしてもほふく室の地下部分というんですか、そちらのほうへ杭を打ち込むような形になりますの

でその部分は当初見ておったんですが、さらに細部調査をいたしますと、どうしてもやはりほかの部分も補強が必要だということで、当然当初に設計を組みたかったわけですが、要は3工種で予算ぎりぎりの段階でございまして、それ以上予算がないということで設計が組めなかったというのが、これは事実でございます。

それとあと腐食部分につきましては、壁を剥ぎまして、要は耐震補強をするということで剥いだところ、先ほど申しました位置のところどころに土台部分、あるいは柱部分に腐食が発見されたというようなことで、これは当初からちょっと見込めなかったのが今回の増額でお願いすると、そんなような内容でございます。

議長（児玉信治君） 14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） ですから必要性はわかるんです。必要性はご説明でわかります。ただ、例えば腐食についても、そういうところが腐食を想定して、例えば剥いで確認をして、くいを入れるとか、まずは一点。それから今の柱のほうも増工の本数のほうが多いわけでしょう。ですから、そういうところをどうして見抜けないんでしょうか。これは町民も、私たちも、素朴に思うわけです。それで金額も当然大きくなって、よくおっしゃる方は当初見積もりでできっこないよというようなことを揶揄される方もいるわけですよ。ですので、この辺は今回避けられないのだとすれば、今後十分注意していただかなきゃいけないと思うんですけれども、今のところもう少し、必要性が当初見抜けなかったという理由があれば聞かせていただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 腐食部分については、確かに当初設計段階でそこまで調査してやればよかったかもしれないんですが、実際そこまでは調査せずに設計をしたということで、工事に入ってから発見されたということで、それもかなり点在してございますので、その調査に応じまして大分床を剥いだりとか、壁を剥いだりとか、そういった部分がかなり増工になってしまったということでございます。

擁壁部分につきましては、ちょっと先ほど申し上げたとおりなんですが、全部当初から見られればよかったというのは確かにそうかもしれないんですが、当初は、先ほど申し上げました本体に付随するといいますか影響を及ぼす部分、最低限のものだけを計上いたしまして、追加部分につきましてはその後6月補正でお願いをしたと、そんなようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） 4番 田中です。

先ほど小林議員のほうからの話もありましたとおり、やはり2割以上の増工というのは誰が見ても異常。当初の設計が甘かったのか、あるいは余分な増工が入っているのかと思われても仕方ないかと思えます。

その中で、ロックボルトにつきましては、これは6本が23本、17本、これは現実問題として

も目視でわかっていたものではないでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 確かに、外側から見る範疇では、ところどころやはりクラックが大分入っておったということで、いわゆる正常な壁という状態ではなかったというのは確かにあるわけですが、先ほど申しあげましたほふく室を当初見たところ、ここがかなりクラックとともに、ある程度もう出始めちゃっているという状況で、かなり一番ひどい部分だというようなことで、先ほどの予算の範囲もございしますが、そこを当初優先させたというようなことございします。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） それにつきましては当初の計画、設計の段階で、そこら辺も網羅した中で今後とも発注していただかなければやはり町民の不信を招くと思われまます。

また、これもまた町民のほうから不信感を持たれているかと思いますが、実勢価格よりも大分安い値段で発注になったということの中で、現実問題としてこんなことはあり得ないかと思うんですが、単価が当初と変更があったどうか、それについてお伺いします。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 今回の変更の関係では、単価の変更というものはございません。

議長（児玉信治君） 4番 田中篤君。

4番（田中 篤君） では、もう一つだけお伺いします。

お話を伺ったのは、擁壁の補修、あと土台、柱の補修なんですけれども、それ以外に新規の物件というのはあったんでしょうか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） 大分ちょっと細くなって、先ほどその他は精査によるところというような表現をしてしまいましたけれども、大分あとはちょっと細かい、先ほど申しあげました擁壁部分と腐食に関係します工事費で、およそ9割方の工事費を占めております。あとの1割というものは細々、細々あるんですが、現場精査ということでございしますが、大分数十万単位、直工で数十万単位というようなことございしますが、そのほかで主だったものございしますが、屋根部分でございします。これも当初からわからなかったのかと、調査不足かとか指摘をいただく部分かもしれませんけれども、大分軒先の部分、これも多分水で、雪落とししたときに、多分何ていうんですか、何かで金属部分で突いて大分ところどころ穴が開いているというふうな部分でございまして、これが7カ所ほどございしたので、これの穴埋めと、コーティングというんですか、この辺のものがまずございします。

あと、先ほどの躯体の補強ということで、ところどころ筋交いですか、これがちょっと全体的に見まして入っている場所、入っていない場所とって、全体のバランスからしますと配置が少ない部分というのが見受けられましたので、その分の筋交いの増工というものもございします。

あとは、土工の増工部分といったものですか、数値的に訂正ですね、数値の計算が間違っていたというような部分も一部ございまして、その辺の訂正、数値の訂正といった部分がござい
ます。

そんなもろもろ細かい部分で残りの1割分というような内容でございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） すみません、1つお願いします。

この1,078万の財源はどうなりますか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野雅男君） これにつきましては、先ほど申し上げた6月補正で一応1,340万
お認めをいただいておりますので、これが財源になろうかと思うんですが、当然、当初の差金
のほうも大分出ておりますので、これもろもろ合わせまして最終的に精算してまた補正と、後
日補正というような形になろうかと思えます。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 ほなみ保育園改修工事（建築）変更請負契約の締結については原
案のとおり可決されました。

12 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長（児玉信治君） 日程第12 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、
議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬6614番地1。

氏名、宮津悦子。

生年月日、昭和32年10月6日生まれ。

任期は、平成25年10月1日から平成29年9月30日までの4年間です。

提案理由は、任期満了により再任するものです。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

議長（児玉信治君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 山ノ内町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

13 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書

議長（児玉信治君） 日程第13 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月4日の本会議において、観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

観光経済常任委員長（山本良一君） 請願第2号についての審査報告をいたします。

平成25年9月25日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会

委員長 山本良一

請願審査報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 平成25年7月16日
3. 件名

(請願第2号)

免税軽油制度の継続を求める請願書

請願者 山ノ内町大字平穏7148番地

志賀高原索道協会

協会長 佐藤 健

山ノ内町大字夜間瀬12713-94

株式会社マックアースリゾート山ノ内

代表取締役 一ノ本達己

山ノ内町大字夜間瀬11494

北志賀藤田観光株式会社

代表取締役 藤田健太郎

山ノ内町大字夜間瀬11700

株式会社北志賀竜王

代表取締役社長 雪本智史

4. 付託年月日 平成25年9月4日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
以上でございます。

審査の内容について若干触れさせていただきますが、ご承知のように、道路特定財源というのは戦後の道路整備に非常に重要な役割を果たしたが、道路整備が進んだ近年、その価値、その必要性への疑問とか重税感、そんな主張が現状にそぐわないという形の審議の中で、現在では一般財源化されたものです。

ところが一般財源化されたから、今まで非課税であったものであっても課税すると、これは税の本来の趣旨からいってもいささか整合性に疑問があると、こんなような点がございます。

また、次年度予定されております消費税の値上げ、そんな中でアベノミクス効果、それをもろ受け、円安と株高、この恩恵を非常に受けております大企業に対しては法人税の大幅な減税というような策も現在検討されている中で、いまだこの地方においてはアベノミクス効果の恩恵もまだ届いている状態でない、そんな中で今まで非課税であったものに課税する、新たな税を課すと、こういったようなこともアベノミクス、経済の活性化を図るといふその趣旨に対し

でもいささか整合性に欠けるのではないかと、こんなようなことで全員の一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号を観光経済常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書については観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

14 陳情第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書

議長（児玉信治君） 日程第14 陳情第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、本年第1回議会定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託し、以降継続審査となっておりますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、審査の報告をいたします。

平成25年9月25日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 平成25年2月14日

3. 件 名

(陳情第1号)

生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書

陳情者 長野市早苗町29小林アパート2号

長野県生活と健康を守る会連合会

会長 大坪 勇

4. 付託年月日 平成25年3月4日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過につきまして若干ご説明をいたします。

この陳情につきましては、2回継続審査となっておりますことから、これまでの審査内容等を委員会で確認した後に審査に入りました。

その中で出された意見は次のとおりとなっております。

基準の引き下げは受給者の生活を直撃する。下げるべきではない。

権利と義務の問題もある。個人の努力を促すことも必要。したがって、引き下げには賛成。

不正受給の問題がこの基準引き下げにつながったこともあり、分けて考えるべき。基本的な問題として受けとめるなら、この陳情は採択すべきと考える。

切り下げは受給者だけの問題ではない。労働者の最低賃金の切り下げにもつながる等、他への影響も大きい。したがって、切り下げには反対である等々、以上のような意見も踏まえまして、採決の結果、賛成3名、賛成多数ということで採択すべきものと決定といたしました。

報告は以上であります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(児玉信治君) 委員長の報告に対し質疑を行います。

2番 望月貞明君。

2番(望月貞明君) 2番 望月貞明。

生活保護の改正案には、総額173億円に上る不正受給対策が盛り込まれておりますけれども、この件についてはどのように審査されましたか。

議長(児玉信治君) 7番 高田佳久委員長。

社会文教常任委員長(高田佳久君) 今回のこの引き下げに関しましては、不正受給の関係での引き下げとは若干別であるような気がいたしますので、これは多分ここで流れた法案の内容だと思っておりますので、今回の件は生活扶助費の引き下げということで、前回の法案の改正の中で行われております改正となっております。

以上です。

議長(児玉信治君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書については、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

15 発委第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第15 発委第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

観光経済常任委員長（山本良一君） 先ほどご賛同いただきました請願に基づく意見書のご提案でございます。

発委第4号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99号の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成25年9月25日 提出

観光経済常任委員長 山本良一

平成25年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは読み上げさせていただきます。

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が平成27年3月末で廃止される状況にある。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、採石場内の重機等に使用される軽油は免税が認められてきた。特に本県の冬の観光を支えてきたスキー場においては、グレンデ整備で使う圧雪車等に使用する軽油の消費量は多大で、利用者の減少と円安による価格の上昇という厳しい状況にあるスキー場経営維持に特に大きく寄与してきたが、免税制度が廃止されることにより、更に厳しい環境に落ち入り、観光産業及び地域経済にも大きな打撃を与

えることが危惧される。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税制度を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

経済産業大臣様

国土交通大臣様

長野県山ノ内町議会議員 児玉信治

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

16 発委第5号 生活保護基準の引き下げはしないことを求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第16 発委第5号 生活保護基準の引き下げはしないことを求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは陳情第1号をお認めいただきまして、ありがとうございました。それを受けましての意見書提出となりますので、よろしく願いいたします。

発委第5号

生活保護基準の引き下げはしないことを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99号の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成25年9月25日 提出

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

平成25年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

それでは意見書を朗読させていただきます。

生活保護基準の引き下げはしないことを求める意見書

日ごろより国民の暮らしと福祉のために努力をいただいていることに敬意を表します。

国は2006年に老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を大幅に減らしました。さらにこの8月からは、日常生活費に当たる生活扶助の基準額が引き下げられました。生活保護基準の引き下げは、暮らしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響します。

国民生活の最低保障基準の土台をなす、生活保護制度は国が責任をもって保障すべきです。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により以下の意見を提出します。

記

1. 生活保護基準の引き下げはしないこと。

平成25年9月 日

内閣総理大臣様

財 務 大 臣様

厚生労働大臣様

総 務 大 臣様

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

意見書につきまして若干ご説明をいたします。

さきに出されました陳情第1号に添付されておりました意見書案には、委員の間でも文言等に異論がありましたため、修正、加筆等を加えまして意見書を作成して、以上のようにまとめさせていただきました。

皆様のご理解とご賛同をよろしく願いいたします。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 生活保護基準の引き下げはしないことを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

17 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出について

議長(児玉信治君) 日程第17 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番 田中篤君、登壇。

(4番 田中 篤君登壇)

4番(田中 篤君) 道州制導入に反対する意見書の提案理由を申し上げます。

これにつきましては、平成20年以来、町村議会議長全国大会において道州制導入は行わないことを決定し、また要請してきました。しかし、法案提出の動きが見えることから、全国町村議会議長会会長名で長野県町村議会議長会会長を通して、当町の議長に道州制導入に反対する意見書の依頼がありました。

その中には、全国の多くの議会が導入反対の声を一斉に上げて足並みをそろえていただきたいとの配意を受けております。それを受けて議会運営委員会にて発委とし、総務常任委員会で審査付託を受けました。しかしながら、総務常任委員会では提案すべく審査いたしました、意見が分かれ採決には至りませんでした。

しかし、全国及び長野県の町村議会議長会会長の依頼でもあり、発議として意見書を提出させていただきました。

以下、道州制導入に反対する意見書を朗読させていただきます。

発議第2号

道州制導入に反対する意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99号の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成25年9月25日 提出

提出者 山ノ内町議会議員 田 中 篤

賛成者 山ノ内町議会議員 小 林 克 彦

〃 〃 西 宗 亮
〃 〃 布施谷 裕 泉

平成25年 9 月 日 議決

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、国民への説明責任と議論の場をもたない中で提案されている。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して推進している道州制導入は、住民を置き去りにするものであり、国土の均衡ある発展と住民生活を守るものとはいえない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強にもつながるものであると確信している。

よって、我々山ノ内町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9 月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣法第9条の第一位順位指定大臣（副総理）様

内閣官房長官様

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当様

長野県山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

以上です。

皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に対して反対者の発言を認めます。

2番 望月貞明君、登壇。

（2番 望月貞明君登壇）

2番（望月貞明君） 2番 望月貞明です。

発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出に反対する討論をいたします。

公明党の地域主権型道州制を推進する立場で反対討論といたします。

現在、我が国は人口減少、超高齢化社会の到来、多方面での国際化時代を迎えた中で、東日本大震災からの復旧・復興、原発の汚染水問題を初め、社会保障の維持と財源健全化の両立、デフレからの脱却、国際競争力の向上と経済成長の実現など、さまざまな困難な課題に直面しております。

これらの課題に我が国全体で適切に立ち向かっていくために、人口・産業・金融情報等の東京首都圏への一極集中を招いている中央集権体制を改め、地方の能力と個性を發揮していくシステム、すなわち国や外交や通商政策など国家の存立にかかわる事務に専念し、内政に関する事務は地方が担うことができるよう国と地方の双方の政府を再構築することで、地域主権型の新しい国の形をつくるのが求められているのではないかと思います。

地方行政において、観光誘客、青少年健全育成条例、感染症対策や高度医療体制の整備など広域的な運営の中で取り組む必要がある行政課題が増加しており、東日本大震災を契機とした首都機能の分散、バックアップ、南海トラフ地震などの大規模災害への対処やその復旧・復興など、都道府県の区域を超えた緊急性、総合性の高い課題にも一元的に対応できる行政システムの構築が急務となっております。

また、47都道府県体制が整った明治22年当時、全国に1万5,859あった市町村が市町村合併の進展により、平成25年1月1日は1,719に減少、さらに指定都市、中核都市、特例市制度の創設や分権改革などにより、都道府県は時代の変遷とともにさまざまな課題を担ってきましたが、総じて言えば、事業主体の役割は市町村に移されつつあるのが現状であります。このような中で、都道府県の位置づけや国、広域自治体、基礎自治体を通じた役割分担のあり方が問われているところであります。これらへの回答として、明治以来長きにわたって法制と区域を維持してきた都道府県制度を廃止し、より広い区域を単位とした新たな広域自治体を設置する道州制の導入が提案されております。

地域主権型道州制の導入により、指揮命令系統の一元化による迅速な意思決定、行政課題の総合的な対応が可能となり、また広域自治体の機能強化を通じて、国は外交、通商政策、安保、防衛など国家の存立にかかわる問題に専念し、基礎自治体優先の原則を堅持しながら、内政に

関する事務を地方が担うことで地方分権改革が飛躍的に推進することができます。

さらに、現在国の各省庁の地方出先機関職員と都道府県職員が行っている二重行政の一元化による大幅な行政システムのスリム化、効率化のほか、県にあらゆる施設を設置するフルセット行政の回避、スケールメリットによるコストダウンと、行政サービスの向上や広域行政に重点化した道州制が戦略的な経済政策を展開することで、地域発の経済成長とEUのオランダ、スイス規模の国際競争力の向上の実現が期待できます。

もとより統治システムの大改革である道州制の導入には、国民的コンセンサスと国政レベルの意思決定が不可欠であり、道州間の財政的格差是正をどのようにするかなど解決すべき課題は多くあります。

公明党の石井政調会長は、道州制について、今の構想では、道州制移行に伴い県の権限等を基礎自治体に移譲することとしておりますが、受け皿としての基礎自治体を強化するために、市町村議会は町村合併を強いられるのではないかとの懸念をお持ちのようですが、しかし、合併を強いるのではなく、周辺自治体の支援や道州の支援を想定しております。

また、その他にもさまざまな懸案や課題があります。そこで、道州制推進基本法を制定し、道州制国民会議を設置し、道州制に関する議論を進める場をつくりたいとしております。

恐らく、長野県民の意識にはまだ道州制は浸透していないと思いますが、日本全体を考えると、それぞれの地域の個性、主体性を行かしての発展と現在の画一的で非効率な行政システムの改革に道州制の導入が必要であると申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

議長（児玉信治君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

14番 小林克彦君、登壇。

（14番 小林克彦君登壇）

14番（小林克彦君） 私は発議第2号、道州制導入に反対する意見書の提出に賛成する立場で討論をいたします。

道州制の導入については、戦後間もなくから議論されており、繰り返し提起されるも慎重論が強く、実現にはいまだ至っておりません。しかし、ここに来て具体的な内容では政党ごとに多少の差は見られますが、自民党、公明党、みんなの党、日本維新の会などが政党公約に掲げ、実現を目指しているところであります。現実には与党自民党は、さきの国会で見送った道州制推進基本法案をこの秋の臨時国会に提出を予定している模様であります。

道州制は、申し上げるまでもなく、都道府県を廃止して全国を10前後の道や州に再生する構想であり、私から申し上げれば、正気の沙汰とは到底思えません。

道州制を導入する主な目的は、地方分権と多重行政の、それから中央の省庁のスリム化とされ、大きな権限と財源を地方に移すので地方の組織の再編を必要としているわけですが、これは本当でありましょうか。

国は外交や安全保障を担い、内政は道と州が担う、こんなことが日本で可能でありましょ

か。こんな連邦制のような国家に大きな時間と手間を注いで、日本を今転換する必要が一体あるのでしょうか。中央と地方の直近の課題は、中央省庁の縦割りの行政や、その縦割り行政の補助金が地方の柔軟性を妨げているのです。改めるべきは隗より始めよであります。

それでは、道州制に反対する主な理由を2点申し上げます。

まず1点は、ハード面から見ます。それは地方交付制度の廃止についてであります。示されている案によりますと、それぞれの道、州は域内からの税収で域内の費用を賄う責任を負います。現在ある地方交付制度は廃止される趣旨であります。

戦後1954年に現行方式に改正され、全国あまねく水平的均衡の発展をもたらし、現在もなお地方を支えている地方交付制度の廃止であります。これはとんでもないことであります。これでは、州の域内は均衡が担保されるかもしれませんが、州の担税力の差により州と州の格差は確実に発生し、国全体の均衡も図ることができず、国はその調整機能は持ちません。その結果、国力の低下をもたらし、取り返しのつかないことになりかねません。そもそも国は国民に対して均衡ある発展を約束できる統治機構を持ち、その実行に努める責務を負っているのであります。この責任の放棄は許されません。

日本の戦後復興に大きく寄与した制度に学ぶ姿勢に欠けていると言わざるを得ません。全国知事会、市長会、町村長会、県議長会、市議長会、町村議長会、これら地方6団体はいずれも反対、もしくは慎重姿勢を示しております。特に長野県においては、阿部知事が導入に慎重な立場から研究する職員作業部会を設置し、先ほど全国知事会にこの法案の提出に反対する意見書を提出しております。

また、6月25日、第30次地方制度調査会の大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申が示されましたが、ここでは道州制についての言及はありません。西尾勝調査会長は、地方交付制度の税の再分配機能について評価をし、廃止には懸念を示しております。

次に、第2番目のソフト面から見た理由ですが、都道府県の廃止は現実を見ていない非常識な発想であり、単に行政組織の改編にとどまらない大きな社会的・文化的課題を見落としております。都道府県制度は明治4年の廃藩置県以後、これまで日本人のアイデンティティーを育むことに大きな要素を占めてきたものであり、簡単に廃止などは考えられないのであります。

国民体育大会、全国高等学校野球選手権大会は言うに及ばず、県別対抗のスポーツ競技大会や文化大会は枚挙にいとまがありません。日本人であり、長野県民であり、山ノ内町民であることを意識して成長することは、人としてアイデンティティーを養う非常に有意義なことであります。140年にわたり、このごろ定着、成長してきた制度を壊さなければ改善できない理由はありません。他の方策によるべきであります。

よって、中央と地方の組織の見直しに当たって現在検討されている道州制の導入には、断固反対するものであります。

ぜひ、ここにおられる13名の賢明な議員の諸君。ぜひ賛成をお願いいたします。ありがとう

ございました。

議長（児玉信治君） ほかにありませんか。

15番 渡辺正男君、登壇。

（15番 渡辺正男君登壇）

15番（渡辺正男君） 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出について、日本共産党山ノ内町議員団を代表して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

長引く経済不況など、国民の暮らしが脅かされるもとで、住民に最も身近な地方自治体が果たす役割が増しています。今国に求められているのは、地方自治体が住民の福祉の増進を図る、これは地方自治法第1条の2であります。この本来の役割を担える財源を保証し福祉、教育、地域振興、防災対策など、現に進めている取り組みを一体的に強めることであります。

しかし、安倍自公政権は地方財源を保証するどころか、不十分な財源措置を一層弱めようとするとともに、地方自治を破壊に導く道州制導入を憲法改悪と一体に掲げています。私たち日本共産党はこうした地方切り捨て政治を許さず、住民の命と暮らしを守る地方自治の発展を目指します。自公政権は、三位一体の改革と平成の市町村合併の押しつけで地域の疲弊を招いたみずからの責任は棚に上げ、国民の閉塞感を打開するためには一層の地方分権が必要だなどとして、国と地方のあり方を根底から変質させる策動に突き進んでいます。それが道州制です。

けしかけているのは財界であります。経団連が先送りはもはや許されないと緊急提言し、2018年の道州制導入を迫っていることは重大であります。経団連は、道州制による地方公務員の人件費削減や公共投資効率化で約5兆8,483億円の財源が捻出できて、それを道路、港湾など大規模開発に回せるとの皮算用までしています。道州制導入をもうけ拡大に利用しようというのは、余りに身勝手であります。

道州制は長年にわたって財界が求めてきたもので、国と地方を合わせた国家制度の大改編です。国の仕事を外交、軍事、通商、司法などに限定し、憲法にうたわれた社会保障や教育など、国民の基本的な権利を守る国の責任を投げ捨てるものです。今の都道府県をなくし、全国を10程度に区分けして道、州を置き、今約1,700ある市町村を再編し、将来的には300程度の30万人を基準とする基礎自治体にしようというものです。また、懲りもせず市町村合併の押しつけであります。

こうした方向は地域分権などではなく、地方自治の変質、破壊そのものです。自治体は一層住民から遠くなり、国から地方への財政支出の削減で住民施策の水準の確保が危ぶまれます。財界は広域行政を担う道州の一番の役割を大型開発など産業基盤の整備と位置づけ、財源を集中させることを求めています。

第2次安倍内閣のもとで、この道州制導入に向けた議論が活発化しています。道州制基本法について、早期の制定を目指すとする安倍首相の発言を初め、日本経団連の道州制推進提言の発表、橋下大阪市長など道州制推進首長らと日本経団連共催による道州制推進フォーラムの開催などが相次いでいます。安倍政権は、さきの選挙公約に道州制導入を盛り込んだ自民党、公

明党、日本維新の会、みんなの党を結集し、道州制推進基本法の制定を画策し、財界の要請に沿って2018年の道州制導入を目指しています。民主党も道州制賛成の立場です。

しかし、こうした動きに対し全国町村会が道州制に反対する書簡を全ての国会議員に配布したのを初め、全国町村議会議長会は道州制の導入には断固として反対とする緊急声明を発表しました。全国知事会は道州制推進で一致しておらず、全国市長会は市町村合併を前提とすることに反対しています。

福祉と暮らし、経済、地方の今後にかかわる大きな問題であるにもかかわらず、国民的議論もない中で、自治体関係者を初め少なくない反対を押し切った道州制の推進は許されません。

私たち日本共産党は地方自治を変質、破壊させる道州制に強く反対し、幅広い共闘を広げ、道州制推進基本法の国会提出、制定をやめさせるために全力を挙げます。地方自治体の本来の役割は、住民の福祉と暮らしを守ることです。住民の多様な要求にきめ細かく応え、住民に身近で、住民が直接参加して意思決定できる制度でこそ地方自治は成り立ちます。

こうした立場から、私たち日本共産党山ノ内町議員団はこの道州制導入に反対する意見書の提出については賛成をさせていただきます。

どうか皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 13人で多数です。

したがって、発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

-
- 18 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 19 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 20 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 21 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（児玉信治君） 日程第18から日程第22までを一括上程し議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長吉池寿幸君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご決定しました。

議長(児玉信治君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(児玉信治君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日から本日までの22日間の会期でありましたが、平成24年度各会計決算認定を初め補正予算3件、条例の制定と一部改正各1件、契約案件2件、人事案件1件など多くの重要案件が慎重に審議されました。

とりわけ平成24年度一般会計を初め6特別会計、1事業会計の決算認定に当たっては、決算審査特別委員会を設置し、予算の適正なる執行とその効果について慎重かつ真剣に審査、審議をいただき厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では9名の議員が登壇され、観光振興や教育問題、防災から参議院選挙結果等々まで、さまざまな問題について活発な論戦の展開をいただきました。

町長初め理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査、審議にご協力、あるいはご答弁いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、決算審査意見はもとより、一般質問や委員会では出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に反映されますよう強く要望したいと思います。

春先の異常低温に始まり、夏の猛暑と集中豪雨に加え、今月15日愛知県に上陸した台風18号は、各地に甚大な被害を及ぼしながら列島を横断、通過しました。この台風により、当町も土砂崩落や路肩の崩落など林道や町道、用水路等に被害が及んでおります。当局におかれては、被害状況の適正な把握及びその対策と早期復旧に努められますようお願いしたいと思います。

秋の収穫期を迎え、まだまだ台風情報等に注意が必要ですが、このまま穏やかな日々が続いてほしいものと願っております。

これからは日ごとに秋も深まってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長(児玉信治君) 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 平成25年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、9月4日から22日間の長い会期中で、平成24年度決算審査を初め2日間の一般質問では、産業振興、福祉や教育、生活環境を中心に活発なご議論をいただき、また提案いただきました案件につきましては原案どおりご承認いただきありがとうございます。

とりわけ、平成24年度決算審査に当たりましては特別委員会を設置され、慎重審議いただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

決算審査並びに一般質問においていただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の町政運営に十分反映してまいります。

去る9月16日の台風18号について、当日、表落合で1世帯が倉下川沿いにお住まいであったことから自主避難されました。

道路の通行どめにつきましては、国道292号が土砂崩落により渋峠先で、県道奥志賀公園線については一部路肩決壊があり、奥志賀の先で、県道豊野南志賀公園線では道路陥没により、笠岳の先でそれぞれ一時通行どめとなりました。

町道、農林道等でも職員による目視ではありますが、32カ所で総額約4,800万円近い被害額が想定されます。現状の概要については、本日の議会全員協議会で報告しますが、内容が確定次第、予算措置を含め、臨時議会の開催をお願いし、一日も早い復旧対応をしてまいりたいと思っております。

9月29日、山ノ内中学校開校50周年記念式典が挙行されます。私は新校舎には入れませんでしたけれども、山ノ内中学東部校第1期卒業生の一人であり、いろいろな思い出とともに卒業生の方が町内外でご活躍いただいております。先人たちの学校教育の熱い思いと期待、山ノ内町は一つとして、山ノ内町の人材育成の拠点であり、名実ともに教育のシンボルとして大変誇りに思っております。これからも教育の機会均等、最後の義務教育、中学校での学力や人間形成に大切なとき、郷土に誇りを持つ素晴らしい人材が育つよう、行政の立場でしっかりと支えてまいります。

その一つとして、ことしも8月6日の広島平和記念式典にご参加いただいた中学生が、町広報や白樺祭、戦没者追悼式で平和のとうとさを、みずからの体験を発表していただきますので、お聞きいただき、一緒に戦争のない平和な社会の実現にさらなるご理解、ご協力をお願いいたします。

10月8日から9日、第1回山ノ内町観光大使杯三遊亭円楽ゲートボール大会の開催と、8日の夜の寄席の集いを文化センターで開催いたします。町民の方から「円楽一門の寄席」を聞きたいとの要望をたくさんお寄せいただいておりますので、ゲートボール参加者以外の町民の皆さんにも、先着100名ですが申し込みをいただきご参加できるようにしたいと思います。

各地区では、秋祭り、長寿を祝う会、運動会、そして農産物の収穫期、行楽シーズンと町内

がにぎわう季節であり、出かける機会も多くなる折、台風などの被害や交通事故のないことを願っているところでございます。

ことしも例年どおりリンゴや鍋物がおいしいこの時期の11月、首都圏や中京、関西など積極的に出かけ、ウインターシーズンの誘客やリンゴ、キノコなどの農産物の有利販売をし、町の基幹産業であります観光や農業の振興に努めてまいります。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されることをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

閉 会

議長（児玉信治君） これにて、平成25年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

(閉 会)

(午後 4時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

山ノ内議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員